

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係訓令の整備等に関する訓令 新旧対照条文 目次
--

- 懲戒手続に関する訓令（昭和 2 9 年防衛庁訓令第 1 1 号）（第 1 条関係） 1
- 隊員の分限、服務等に関する訓令（昭和 3 0 年防衛庁訓令第 5 9 号）（第 2 条関係）
. 3
- 防衛大臣の決裁、防衛副大臣の代決、防衛事務次官の専決及び代決並びに防衛省本省の内部部局における専決及び代決並びに防衛装備庁長官の専決に関する訓令（昭和 3 5 年防衛庁訓令第 5 号）（第 3 条関係） 5
- 自衛隊法第 4 9 条第 1 項に規定する審査請求又は異議申立ての手続に関する訓令（昭和 3 7 年防衛庁訓令第 6 1 号）（第 4 条関係） 7
- 防衛省所管国有財産（施設）の取扱いに関する訓令（昭和 3 8 年防衛庁訓令第 3 0 号）（第 5 条関係） 9
- 防衛省所管国有財産（船舶等）の取扱いに関する訓令（昭和 5 2 年防衛庁訓令第 2 8 号）（第 6 条関係） 1 0
- 防衛省本省の情報公開に関する訓令（平成 1 3 年防衛庁訓令第 3 9 号）（第 7 条関係）
. 1 1
- 防衛省本省の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する訓令（平成 1 7 年防衛庁訓令第 3 4 号）（第 8 条関係） 4 7
- 駐留軍の制限水域に存する漁業権等の行使制限及び漁船の操業制限等並びにこれらに伴う損失補償に関する訓令（平成 1 9 年防衛省訓令第 6 2 号）（第 9 条関係）
. 1 3 3
- 自衛隊の訓練等に必要の制限水域の設定及びこれに伴う損失補償に関する訓令（平成 1 9 年防衛省訓令第 6 3 号）（第 1 0 条関係） 1 3 4
- 特別損失補償の処理に関する訓令（平成 1 9 年防衛省訓令第 6 4 号）（第 1 1 条関係）
. 1 3 5

- 駐留軍から返還された民公有土地等の引渡し等に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第７５号）（第１２条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３６

- 駐留軍の用に供する土地等の賃借等の処理に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第７６号）（第１３条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３７

- 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の実施に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第７７号）（第１４条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３８

- 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第１３条に基づく損失補償の処理に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第９０号）（第１５条関係）・・・・・・・・・・１３９

- 駐留軍の用に供する土地等の買収等の手続に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第９８号）（第１６条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４０

- 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法に基づく給付金及び特定給付金の支給に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第１０５号）（第１７条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４１

- 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第１４条に基づく損失補償の処理に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第１１９号）（第１８条関係）・・・・・・・・・・１４３

- 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第１５条に基づく土地の使用等に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第１２０号）（第１９条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４４

○ 懲戒手続に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第11号）（第1条関係）

（下線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（懲戒処分の宣告書） 第22条 施行規則第77条第3項及び第79条第1項の規定による懲戒処分宣告書の様式は、別表第12のとおりとする。 （懲戒処分宣告） 第23条 施行規則第77条第3項及び第79条第1項の規定による懲戒処分の宣告は、懲戒権者自ら被宣告者に当該懲戒処分の内容を申し渡して行わなければならない。 2 （略） 別表第12（第22条関係）	（懲戒処分の宣告書） 第22条 施行規則第77条第2項及び第79条第1項の規定による懲戒処分宣告書の様式は、別表第12のとおりとする。 （懲戒処分宣告） 第23条 施行規則第77条第2項及び第79条第1項の規定による懲戒処分の宣告は、懲戒権者自ら被宣告者に当該懲戒処分の内容を申し渡して行わなければならない。 2 （略） 別表第12（第22条関係）
懲 戒 処 分 宣 告 書 所 属 官 職 氏 名 自衛隊法第46条第1項第○号の規定により懲戒処分として○○○○に処する。 年 月 日 官 職 氏 名 ㊞ 1 この処分を受けた者は、これに不服がある場合には、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に防衛大臣に対して審査請求をすることができる。ただし、この期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。 2 この処分についての処分の取消しの訴えは、審査請求に対する防衛大臣の裁決を経た後でなければ提起することができない。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、防衛大臣の裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができる。 (1) 審査請求があった日から3月を経過しても、防衛大臣の裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。	懲 戒 処 分 宣 告 書 所 属 官 職 氏 名 自衛隊法第46条第○号の規定により懲戒処分として○○○○に処する 年 月 日 官 職 氏 名 ㊞ 1 この処分に不服がある場合は、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に防衛大臣に対して不服申立てをすることができる。ただし、この期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。 2 この処分についての処分の取消しの訴えは、不服申立てに対する防衛大臣の裁決又は決定を経た後でなければ提起することができない。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、防衛大臣の裁決又は決定を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができる。 (1) 不服申立てがあった日から3箇月を経過しても、防衛大臣の裁決又は決定がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する防衛大臣の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、提起しなければならない。ただし、この期間内であっても、防衛大臣の裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後は、提起することができない。

(3) その他裁決又は決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

この処分の取消しの訴えは、不服申立てに対する防衛大臣の裁決又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、提起しなければならない。ただし、この期間内であっても、防衛大臣の裁決又は決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後は、提起することができない。

- 隊員の分限、服務等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第59号）（第2条関係）
（下線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
別記様式第1（第7条関係）	別記様式第1（第7条関係）
分 限 処 分 通 知 書 所属 官職 氏 名 自衛隊法第○条第○号の規定により分限 処分として、下記のとおり処する。 記 処分内容： 年 月 日 官職 氏 名㊦ 1 この処分を受けた者は、これに不服がある 場合には、処分の通知を受けた日の翌日から 起算して<u>3月</u>以内に防衛大臣に対して<u>審査請 求</u>をすることができる。ただし、この期間内 であっても、処分があった日の翌日から起算 して1年を経過したときは、することができ ない。 2 この処分についての処分の取消しの訴えは 、<u>審査請求</u>に対する防衛大臣の裁決を経た後 でなければ提起することができない。ただし 、次の(1)から(3)までのいずれかに該当す るときは、防衛大臣の裁決を経ないで、処分 の取消しの訴えを提起することができる。 (1) <u>審査請求</u>があった日から<u>3月</u>を経過して も、防衛大臣の裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により 生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要 があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理 由があるとき。 この処分の取消しの訴えは、<u>審査請求</u>に 対する防衛大臣の裁決があったことを知っ た日の翌日から起算して<u>6月</u>以内に、国を 被告として（訴訟において国を代表する者 は法務大臣となる。）、提起しなければなら ない。ただし、この期間内であっても、	分 限 処 分 通 知 書 所属 官職 氏 名 自衛隊法第○条第○号の規定により分限 処分として、下記のとおり処する。 記 処分内容： 年 月 日 官職 氏 名㊦ 1 この処分に不服がある場合は、処分の通知 を受けた日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に 防衛大臣に対して<u>不服申立て</u>をすることがで きる。ただし、この期間内であっても、処分 があった日の翌日から起算して1年を経過し たときは、することができない。 2 この処分についての処分の取消しの訴えは 、<u>不服申立て</u>に対する防衛大臣の裁決<u>又は決 定</u>を経た後でなければ提起することができな い。ただし、次の(1)から(3)までのいずれ かに該当するときは、防衛大臣の裁決<u>又は決 定</u>を経ないで、処分の取消しの訴えを提起す ることができる。 (1) <u>不服申立て</u>があった日から<u>3箇月</u>を経過 しても、防衛大臣の裁決<u>又は決定</u>がない とき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により 生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要 があるとき。 (3) その他裁決<u>又は決定</u>を経ないことにつき 正当な理由があるとき。 この処分の取消しの訴えは、<u>不服申立て</u> に対する防衛大臣の裁決<u>又は決定</u>があった ことを知った日の翌日から起算して<u>6箇月</u> 以内に、国を被告として（訴訟において国 を代表する者は法務大臣となる。）、提起 しなければならない。ただし、この期間内

防衛大臣の裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した後は、提起することができない。

であっても、防衛大臣の裁決又は決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した後は、提起することができない。

- 防衛大臣の決裁、防衛副大臣の代決、防衛事務次官の専決及び代決並びに防衛省本省の内部部局における専決及び代決並びに防衛装備庁長官の専決に関する訓令（昭和３５年防衛庁訓令第５号）（第３条関係）（下線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行												
（事務次官専決事項） 第４条 （略） (1)～(27) （略） <u>(28) 行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第９条第１項の規定による審理員の指名に関すること。</u> <u>(29) （略）</u> 別表第１（第４条関係） 事務次官専決事項（人事に関する事項） (1)～(21) （略） (22) 自衛隊法第４９条第３項の規定に基づく防衛人事審議会への付議、同条第４項の規定に基づく同審議会の議決に基づく裁決及び自衛隊法施行令（昭和２９年政令第１７９号）第７８条第１項の規定に基づく<u>審査請求</u>の取下げの承認に関すること。 (23)～(27) （略） 別表第１の２（第４条関係） 事務次官専決事項（日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊の用に供する土地等の使用又は収用に関する事項） (1)～(6) （略） (7) 駐留軍用地特措法第１４条の規定により適用される土地収用法第１３１条第１項に規定する審査請求に対する裁決をする際の公害等調整委員会の意見聴取に関すること。 (8) （略） 別表第３（第５条関係） ５ 地方協力局長専決事項 <table> <tr> <th>所掌する課</th><th>専 決 事 項</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>労務管理課</td><td>(1)～(31) （略）</td></tr> </table>	所掌する課	専 決 事 項	(略)	(略)	労務管理課	(1)～(31) （略）	（事務次官専決事項） 第４条 （略） (1)～(27) （略） （新設） <u>(28) （略）</u> 別表第１（第４条関係） 事務次官専決事項（人事に関する事項） (1)～(21) （略） (22) 自衛隊法第４９条第３項の規定に基づく防衛人事審議会への付議、同条第４項の規定に基づく同審議会の議決に基づく裁決又は決定及び自衛隊法施行令（昭和２９年政令第１７９号）第７８条第１項の規定に基づく<u>不服申立て</u>の取下げの承認に関すること。 (23)～(27) （略） 別表第１の２（第４条関係） 事務次官専決事項（日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊の用に供する土地等の使用又は収用に関する事項） (1)～(6) （略） (7) 駐留軍用地特措法第１４条の規定により適用される土地収用法第１３１条第１項に規定する異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決をする際の公害等調整委員会の意見聴取に関すること。 (8) （略） 別表第３（第５条関係） ５ 地方協力局長専決事項 <table> <tr> <th>所掌する課</th><th>専 決 事 項</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>労務管理課</td><td>(1)～(31) （略）</td></tr> </table>	所掌する課	専 決 事 項	(略)	(略)	労務管理課	(1)～(31) （略）
所掌する課	専 決 事 項												
(略)	(略)												
労務管理課	(1)～(31) （略）												
所掌する課	専 決 事 項												
(略)	(略)												
労務管理課	(1)～(31) （略）												

	(32) 駐留軍関係離職者等臨時措置法施行令（昭和３３年政令第１３１号）第１１条第２項の規定による支給すべき特別給付金の有無及び特別給付金を支給すべき場合の特別給付金の額の決定に係る行政不服審査法第４５条又は第４６条の規定による裁決及び同法第５１条の規定による送達及び送付に関する事。	
	(32) 駐留軍関係離職者等臨時措置法施行令（昭和３３年政令第１３１号）第１１条第２項の規定による支給すべき特別給付金の有無及び特別給付金を支給すべき場合の特別給付金の額の決定に係る行政不服審査法第４０条の規定による裁決及び同法第４２条の規定による送達及び送付に関する事。	

- 自衛隊法第４９条第１項に規定する審査請求又は異議申立ての手續に関する訓令（昭和３７年防衛庁訓令第６１号）（第４条関係）

（下線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
<u>自衛隊法第４９条第１項に規定する審査請求の手續に関する訓令</u> （この訓令の適用） 第１条 自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号。以下「法」という。）第４９条第１項に規定する審査請求の手續に関しては、法第４９条及び自衛隊法施行令（昭和２９年政令第１７９号。以下「令」という。）第５章第３節の規定によるほか、この訓令の定めるところによる。 （付議通知） 第２条 審査請求が付議されたときは、防衛人事審議会は、審査請求人に審査を<u>行う</u>委員の氏名とともに、その旨を通知しなければならない。 （審理の方式の希望） 第４条 審査請求人は、事案の審理の方式につき、口頭審理又は書面審理のいずれかを特に希望するときは、審査請求書にその旨を付記するものとする。 ２ 審査請求人は、審理の途中においても防衛人事審議会に対し、書面により、審理の方式につき希望を申し出ることができる。 （裁決書の更正） 第５条 裁決書に違算、書損じその他明白な誤りがある場合には、防衛大臣は、当事者の申立てにより、又は職権で、更正するものとする。 ２ 防衛大臣は、前項の規定により裁決書を更正したときは、その旨を裁決書の原本に付記するとともに、謄本の送付を受けた者に通知しなければならない。 （再審） 第６条 再審については、その性質に反しない限り、前各条で定める審査請求に関する規定を準用する。 （氏名又は住所の変更）	<u>自衛隊法第４９条第１項に規定する審査請求又は異議申立ての手續に関する訓令</u> （この訓令の適用） 第１条 自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号。以下「法」という。）第４９条第１項に規定する審査請求<u>又は異議申立て</u>の手續に関しては、法第４９条及び自衛隊法施行令（昭和２９年政令第１７９号。以下「令」という。）第５章第３節の規定によるほか、この訓令の定めるところによる。 （付議通知） 第２条 審査請求<u>又は異議申立て</u>が付議されたときは、防衛人事審議会は、審査請求人<u>又は異議申立人</u>に審査を行なう委員の氏名とともに、その旨を通知しなければならない。 （審理の方式の希望） 第４条 審査請求人<u>又は異議申立人</u>は、事案の審理の方式につき、口頭審理又は書面審理のいずれかを特に希望するときは、審査請求書<u>又は異議申立書</u>にその旨を付記するものとする。 ２ 審査請求人<u>又は異議申立人</u>は、審理の途中においても防衛人事審議会に対し、書面により、審理の方式につき希望を申し出ることができる。 （裁決書又は決定書の更正） 第５条 裁決書<u>又は決定書</u>に違算、書損じその他明白な誤りがある場合には、防衛大臣は、当事者の申立てにより、又は職権で、更正するものとする。 ２ 防衛大臣は、前項の規定により裁決書<u>又は決定書</u>を更正したときは、その旨を裁決書<u>又は決定書</u>の原本に付記するとともに、謄本の送付を受けた者に通知しなければならない。 （再審） 第６条 再審については、その性質に反しない限り、前各条で定める審査請求<u>又は異議申立て</u>に関する規定を準用する。 （氏名又は住所の変更）

第7条 審査請求人は、氏名又は住所を変更したときは、直ちに、新しい氏名又は住所を防衛人事審議会に届け出なければならない。

(防衛人事審議会への協力)

第8条 防衛人事審議会から審査請求に係る事案に関し、必要な要請を受けた参考人その他の関係者は、その事務の遂行に支障を生じない限度において、協力を行うものとする。

2 当事者が、防衛人事審議会から審査請求に係る事案に関し、令第74条の2の規定による審理手続の計画的な進行に係る協力以外の必要な要請を受けたときも、前項と同様とする。

第7条 審査請求人又は異議申立人は、氏名又は住所を変更したときは、直ちに、新しい氏名又は住所を防衛人事審議会に届け出なければならない。

(防衛人事審議会への協力)

第8条 防衛人事審議会から審査請求又は異議申立てに係る事案に関し、必要な要請を受けた当事者、参考人その他の関係者は、その事務の遂行に支障を生じない限度において、協力を行うものとする。

- 防衛省所管国有財産（施設）の取扱いに関する訓令（昭和３８年防衛庁訓令第３０号）（第５条関係）
（下線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
別記第４号様式（第１２条関係） 国有財産使用許可書 （略） 平成 年 月 日付けをもつて申請に係る当局管理の国有財産の使用については、国有財産法（昭和２３年法律第７３号）第１８条第６項及び第１９条の規定に基づき、下記の条件を付して許可する。 この許可について不服があるときは、<u>行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）</u>の規定により、この許可があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>３月</u>以内に に対して審査請求をすることができる。なお、この許可があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>３月</u>以内であつても、この許可の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができない。 また、この許可の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この許可があつたことを知つた日から<u>６月</u>以内に、国を被告として（訴訟において国を代表するものは法務大臣）、同法第１２条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、許可があつたことを知つた日から<u>６月</u>以内であつても、許可の日から１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができない。 （略）	別記第４号様式（第１２条関係） 国有財産使用許可書 （略） 平成 年 月 日付けをもつて申請に係る当局管理の国有財産の使用については、国有財産法（昭和２３年法律第７３号）第１８条第６項及び第１９条の規定に基づき、下記の条件を付して許可する。 この許可について不服があるときは、<u>行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）</u>の規定により、この許可があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>６０日</u>以内に に対して審査請求をすることができる。なお、この許可があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>６０日</u>以内であつても、この許可の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができない。 また、この許可の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この許可があつたことを知つた日から<u>６箇月</u>以内に、国を被告として（訴訟において国を代表するものは法務大臣）、同法第１２条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、許可があつたことを知つた日から<u>６箇月</u>以内であつても、許可の日から１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができない。 （略）

- 防衛省所管国有財産（船舶等）の取扱いに関する訓令（昭和52年防衛庁訓令第28号）（第6条関係）
（下線部分は今回改正部分）

別記様式第 2 （第 5 条関係）					
国有財産使用許可書					
平成 年 月 日					
(使用者住所)		(許可者)			
(氏 名)	殿	部局長			
		(官職氏名)		Ⓔ	
平成 年 月 日付けをもって申請に係る当局管理の国有財産を使用することについては国有 財産法（昭和23年法律第73号） <u>第 1 8 条第 6 項及び第 1 9 条</u> の規定に基づき、下記の条件を付し て許可する。					
この許可について不服があるときは、 <u>行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）</u> の規定によ り、この許可があつたことを知った日の翌日から起算して <u>3 月以内</u> に に対して審査請求をす ることができる。なお、この許可があつたことを知った日の翌日から起算して <u>3 月以内</u> であつても、この許可の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができない。					
また、この許可の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号）の規定により、この許可があつたことを知った日から <u>6 月以内</u> に、国を被告として（ 訴訟において国を代表するものは法務大臣）、同法第 1 2 条に規定する裁判所に処分の取消しの 訴えを提起することができる。なお、許可があつたことを知った日から <u>6 月以内</u> であつても、許 可の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができない。					
記 (略)					
別記様式第 2 （第 5 条関係）					
国有財産使用許可書					
平成 年 月 日					
(使用者住所)		(許可者)			
(氏 名)	殿	部局長			
		(官職氏名)		Ⓔ	
平成 年 月 日付けをもって申請に係る当局管理の国有財産を使用することについては国有 財産法（昭和23年法律第73号） <u>第 1 8 条第 3 項</u> の規定に基づき、下記の条件を付して許可する。					
この許可について不服があるときは、 <u>行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）</u> の規定によ り、この許可があつたことを知った日の翌日から起算して <u>6 0 日以内</u> に に対して審査請求 をすることができる。なお、この許可があつたことを知った日の翌日から起算して <u>6 0 日以内</u> であつても、この許可の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができ ない。					
また、この許可の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号）の規定により、この許可があつたことを知った日から <u>6 箇月以内</u> に、国を被告として （訴訟において国を代表するものは法務大臣）、同法第 1 2 条に規定する裁判所に処分の取消し の訴えを提起することができる。なお、許可があつたことを知った日から <u>6 箇月以内</u> であつても 、許可の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができない。					
記 (略)					

- 防衛省本省の情報公開に関する訓令（平成１３年防衛庁訓令第３９号）（第７条関係）
（下線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第１章 総則（第１条－第５条） 第２章 開示請求受付（第６条－第１０条） 第３章 開示の決定等（第１１条－第２４条） 第４章 開示の実施（第２５条・第２６条） 第５章 <u>審査請求</u>（第２７条） 第６章 雑則（第２８条） 附則 （開示請求書） 第６条 開示請求書は、様式第１に定める書式を標準とする。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成１４年法律第１５１号）第３条第１項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を使用した開示請求については、<u>様式第２</u>に定める書式を標準とする。 （移送） 第１３条 （略） ２ （略） ３ 法第１２条第１項又は第１２条の２第１項の移送をした行政機関の長又は独立行政法人等に対する通知は、それぞれ<u>様式第３又は様式第４</u>に定める書式により、開示請求者に対する通知は、それぞれ<u>様式第５又は様式第６</u>に定める書式によるものとする。 （第三者意見聴取の書式） 第１５条 法第１３条第１項の通知は様式第７に定める書式により、同条第２項の通知は<u>様式第８</u>に定める書式によるものとする。 ２ 法第１３条第１項及び第２項の意見書は<u>様式第９</u>に定める書式を標準とする。 ３ 法第１３条第３項の通知は<u>様式第１０</u>に定める書式によるものとする。 （開示決定等期限の延長の書式） 第１８条 法第１０条第２項の通知は<u>様式第１１</u>に定める書式によるものとする。 （開示決定等期限の特例の書式） 第１９条 法第１１条の通知は<u>様式第１２</u>に定める書式によるものとする。	目次 第１章 総則（第１条－第５条） 第２章 開示請求受付（第６条－第１０条） 第３章 開示の決定等（第１１条－第２４条） 第４章 開示の実施（第２５条・第２６条） 第５章 <u>不服申立て</u>（第２７条） 第６章 雑則（第２８条） 附則 （開示請求書） 第６条 開示請求書は、様式第１に定める書式を標準とする。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成１４年法律第１５１号）第３条第１項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を使用した開示請求については、<u>様式第１の２</u>に定める書式を標準とする。 （移送） 第１３条 （略） ２ （略） ３ 法第１２条第１項又は第１２条の２第１項の移送をした行政機関の長又は独立行政法人等に対する通知は、それぞれ<u>様式第２又は様式第２の２</u>に定める書式により、開示請求者に対する通知は、それぞれ<u>様式第３又は様式第３の２</u>に定める書式によるものとする。 （第三者意見聴取の書式） 第１５条 法第１３条第１項の通知は<u>様式第４</u>に定める書式により、同条第２項の通知は<u>様式第５</u>に定める書式によるものとする。 ２ 法第１３条第１項及び第２項の意見書は<u>様式第６</u>に定める書式を標準とする。 ３ 法第１３条第３項の通知は<u>様式第７</u>に定める書式によるものとする。 （開示決定等期限の延長の書式） 第１８条 法第１０条第２項の通知は<u>様式第８</u>に定める書式によるものとする。 （開示決定等期限の特例の書式） 第１９条 法第１１条の通知は<u>様式第９</u>に定める書式によるものとする。

(開示決定通知)

第20条 防衛大臣等は、開示請求された行政文書の全部又は一部を開示する旨の決定をしたときは、様式第13に定める書式により開示請求者に通知するものとする。ただし、電子情報処理組織を使用した場合の通知は、様式第14に定める書式によるものとする。

(不開示決定通知)

第21条 防衛大臣等は、開示請求された行政文書の全部を開示しない旨の決定をしたときは、様式第15に定める書式により開示請求者に通知するものとする。

(開示の実施に係る申出の受付)

第23条 (略)

2 前項の申出は、様式第16又は様式第17に定める書式を標準とする。ただし、電子情報処理組織を使用した開示の申出は、様式第18又は様式第19に定める書式を標準とする。

(開示手数料の減額・免除)

第24条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成12年政令第41号)第14条第2項の申請書は様式第20に定める書式を標準とする。

2 開示手数料の減額又は免除を行うか否かの決定を行った場合には様式第21又は様式第22に定める書式により通知するものとする。

(更なる開示に係る申出の受付)

第26条 (略)

2 前項の申出は、様式第23に定める書式を標準とする。ただし、電子情報処理組織を使用した前項の申出は、様式第24に定める書式を標準とする。

第5章 審査請求

(諮問をした旨の通知の書式)

第27条 法第19条第2項の通知は様式第25に定める書式によるものとする。

(開示決定通知)

第20条 防衛大臣等は、開示請求された行政文書の全部又は一部を開示する旨の決定をしたときは、様式第10又は様式第10の2に定める書式により開示請求者に通知するものとする。ただし、電子情報処理組織を使用した場合の通知は、様式第10の3又は様式第10の4に定める書式によるものとする。

(不開示決定通知)

第21条 防衛大臣等は、開示請求された行政文書の全部を開示しない旨の決定をしたときは、様式第11又は様式第11の2に定める書式により開示請求者に通知するものとする。

(開示の実施に係る申出の受付)

第23条 (略)

2 前項の申出は、様式第12又は様式第13に定める書式を標準とする。ただし、電子情報処理組織を使用した開示の申出は、様式第12の2又は様式第13の2に定める書式を標準とする。

(開示手数料の減額・免除)

第24条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成12年政令第41号)第14条第2項の申請書は様式第14に定める書式を標準とする。

2 開示手数料の減額又は免除を行うか否かの決定を行った場合には様式第15又は様式第16に定める書式により通知するものとする。

(更なる開示に係る申出の受付)

第26条 (略)

2 前項の申出は、様式第17に定める書式を標準とする。ただし、電子情報処理組織を使用した前項の申出は、様式第17の2に定める書式を標準とする。

第5章 不服申立て

(諮問をした旨の通知の書式)

第27条 法第19条の通知は様式第18に定める書式によるものとする。

改正案	現行										
様式第1（第6条関係） 行政文書開示請求書 平成○年○月○日 防衛大臣殿 （防衛副長／防衛施設課） 氏名又は名称：（法人その他の団体にあってはその名称及び代表者の氏名） 住所又は居所：（法人その他の団体にあっては主たる事務所等の所在地） 〒 TEL（ ） 連絡先：（連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号） 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。 記 1 請求する行政文書の名称等 （請求する行政文書が特定できるよう、行政文書の名称、請求する文書の内容等ができるだけ具体的に記載してください。） 2 求める開示の実施の方法等（本欄の記載は任意です。） ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を記載してください。 ア 事務所における開示の実施を希望する。 （実施の方法） ①閲覧 ②写しの交付 ③ その他（ ） （実施の希望日） イ 写しの送付を希望する。 開示請求手数料 （一件 300 円） ここに収入印紙をはってください。（受付印） *この欄は記入しないでください。 <table><tr><td rowspan="2">担当</td><td>所属</td></tr><tr><td>氏名</td></tr><tr><td>備考</td><td>電話番号</td></tr></table> 請求受付番号：	担当	所属	氏名	備考	電話番号	様式第1（第6条関係） 行政文書開示請求書 平成○年○月○日 防衛大臣殿 （防衛副長／防衛施設課） 氏名又は名称：（法人その他の団体にあってはその名称及び代表者の氏名） 住所又は居所：（法人その他の団体にあっては主たる事務所等の所在地） 〒 TEL（ ） 連絡先：（連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号） 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。 記 1 請求する行政文書の名称等 （請求する行政文書が特定できるよう、行政文書の名称、請求する文書の内容等ができるだけ具体的に記載してください。） 2 求める開示の実施の方法等（本欄の記載は任意です。） ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を記載してください。 ア 事務所における開示の実施を希望する。 （実施の方法） ①閲覧 ②写しの交付 ③ その他（ ） （実施の希望日） イ 写しの送付を希望する。 開示請求手数料 （一件 300 円） ここに収入印紙をはってください。（受付印） *この欄は記入しないでください。 <table><tr><td rowspan="2">担当</td><td>所属</td></tr><tr><td>氏名</td></tr><tr><td>備考</td><td>電話番号</td></tr></table> 請求受付番号：	担当	所属	氏名	備考	電話番号
担当		所属									
	氏名										
備考	電話番号										
担当	所属										
	氏名										
備考	電話番号										

改 正 案	現 行
(裏面又は別添) 〈記載に当たったの注意事項〉 1 「氏名又は名称」「住所又は居所」 個人で開示請求をする場合は、あなたの氏名、住所又は居所を、法人その他の団体の場合にあっては、その名称と代表者の氏名及び所在地を記載してください。 ここに記載された住所及び氏名により、開示決定通知等を行うことになりますので、正確に記入願います。 連絡等を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。 2 「連絡先」 連絡等を行う場合に、「氏名又は名称」欄に記載された本人と異なる方に行う必要があるときは、連絡担当者の氏名、住所及び電話番号を記載してください。 3 「請求する行政文書の名称等」 開示を請求する行政文書について、その名称、お知りになりたい情報の内容等をできる限り具体的に記載してください。 4 「求める開示の実施の方法等」 請求された行政文書について開示決定がされた場合に、開示の実施の方法、事務所における開示を希望される場合の希望日についてご希望がありましたら、記載してください。 なお、開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「行政文書の開示の実施方法等申出書」により申し出ることができます。 〈開示請求手数料の納付について〉 開示請求を行う場合には、1 件の行政文書について300円を納付していただくことになっていきます。 300円分の収入印紙をこの請求書の所定の位置にはって、提出してください。	(裏面又は別添) 〈記載に当たったの注意事項〉 1 「氏名又は名称」「住所又は居所」 個人で開示請求をする場合は、あなたの氏名、住所又は居所を、法人その他の団体の場合にあっては、その名称と代表者の氏名及び所在地を記載してください。 ここに記載された住所及び氏名により、開示決定通知等を行うことになりますので、正確に記入願います。 連絡等を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。 2 「連絡先」 連絡等を行う場合に、「氏名又は名称」欄に記載された本人と異なる方に行う必要があるときは、連絡担当者の氏名、住所及び電話番号を記載してください。 3 「請求する行政文書の名称等」 開示を請求する行政文書について、その名称、お知りになりたい情報の内容等をできる限り具体的に記載してください。 4 「求める開示の実施の方法等」 請求された行政文書について開示決定がされた場合に、開示の実施の方法、事務所における開示を希望される場合の希望日についてご希望がありましたら、記載してください。 なお、開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「行政文書の開示の実施方法等申出書」により申し出ることができます。 〈開示請求手数料の納付について〉 開示請求を行う場合には、1 件の行政文書について300円を納付していただくことになっていきます。 300円分の収入印紙をこの請求書の所定の位置にはって、提出してください。

改正案	現行					
様式第2（第6条関係） 行政文書開示請求書 防衛大臣殿 (他防衛部長/他防衛次官等) 平成〇年〇月〇日 氏名又は名称：（法人その他の団体にあってはその名称及び代表者の氏名） 住所又は居所：（法人その他の団体にあっては主たる事務所等の所在地） 〒（ ） 連絡先：（連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号及びE-MAILアドレス） 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。 記 1 請求する行政文書の名称等 （請求する行政文書が特定できるよう、行政文書の名称、請求する文書の内容等ができるだけ具体的に記載してください。） 2 求める開示の実施の方法等（本欄の記載は任意です。） ア又はイ若しくはウを選択してください。アを選択された場合は、その具体的な方法を記載してください。 ☐ア 事務所における開示の実施を希望する。 （実施の方法） ☐① 閲覧 ☐② 写しの交付 ☐③ その他（ ） （実施の希望日） ☐イ 写しの送付を希望する。 ☐ウ 電子情報処理組織を使用しての開示の実施を希望する。 *この欄は記入しないでください。 <table><tr><td>担当</td><td>所属</td></tr><tr><td>備考</td><td>氏名</td></tr><tr><td></td><td>電話番号</td></tr></table> 請求受付番号： _____	担当	所属	備考	氏名		電話番号
担当	所属					
備考	氏名					
	電話番号					

様式第1の2（第6条関係）

行政文書開示請求書

防衛大臣殿
(他防衛部長/他防衛次官等)

平成〇年〇月〇日

氏名又は名称：（法人その他の団体にあってはその名称及び代表者の氏名）

住所又は居所：（法人その他の団体にあっては主たる事務所等の所在地）
〒（ ）

連絡先：（連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号及びE-MAILアドレス）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

1 請求する行政文書の名称等
（請求する行政文書が特定できるよう、行政文書の名称、請求する文書の内容等ができるだけ具体的に記載してください。）

2 求める開示の実施の方法等（本欄の記載は任意です。）
ア又はイ若しくはウを選択してください。アを選択された場合は、その具体的な方法を記載してください。

☐ア 事務所における開示の実施を希望する。
（実施の方法） ☐① 閲覧 ☐② 写しの交付 ☐③ その他（ ）
（実施の希望日）

☐イ 写しの送付を希望する。

☐ウ 電子情報処理組織を使用しての開示の実施を希望する。

*この欄は記入しないでください。

担当	所属
備考	氏名
	電話番号

請求受付番号： _____

改 正 案	現 行
(別添) 《説明事項》 電子情報処理組織を使用して開示請求を行う場合には、この様式を使用してください。 《記載に当たっての注意事項》 1 「氏名又は名称」「住所又は居所」 個人で開示請求をする場合は、あなたの氏名、住所又は居所を、法人その他の団体の場合にあつては、その名称と代表者の氏名及び所在地を記載してください。 ここに記載された住所及び氏名により、開示決定通知等を行うことになりますので、正確に記入願います。 連絡等を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。 2 「連絡先」 連絡等を行う場合に、「氏名又は名称」欄に記載された本人と異なる方に行う必要があるときは、連絡担当者の氏名、住所、電話番号及びE-MAILアドレスを記載してください。 3 「請求する行政文書の名称等」 開示を請求する行政文書について、その名称、お知りになりたい情報の内容等ができる限り具体的に記載してください。 4 「求める開示の実施の方法等」 請求された行政文書について開示決定がされた場合に、開示の実施の方法、事務所における開示を希望される場合の希望日についてご希望がありましたら、記載してください。 なお、開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「行政文書の開示の実施方法等申出書」により申し出るすることができます。 《開示請求手数料の納付等について》 電子情報処理組織を使用して開示請求を行う場合には、1 件の行政文書について2 0 0 円を納付していただくことになっています。	(別添) 《説明事項》 電子情報処理組織を使用して開示請求を行う場合には、この様式を使用してください。 《記載に当たっての注意事項》 1 「氏名又は名称」「住所又は居所」 個人で開示請求をする場合は、あなたの氏名、住所又は居所を、法人その他の団体の場合にあつては、その名称と代表者の氏名及び所在地を記載してください。 ここに記載された住所及び氏名により、開示決定通知等を行うことになりますので、正確に記入願います。 連絡等を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。 2 「連絡先」 連絡等を行う場合に、「氏名又は名称」欄に記載された本人と異なる方に行う必要があるときは、連絡担当者の氏名、住所、電話番号及びE-MAILアドレスを記載してください。 3 「請求する行政文書の名称等」 開示を請求する行政文書について、その名称、お知りになりたい情報の内容等ができる限り具体的に記載してください。 4 「求める開示の実施の方法等」 請求された行政文書について開示決定がされた場合に、開示の実施の方法、事務所における開示を希望される場合の希望日についてご希望がありましたら、記載してください。 なお、開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「行政文書の開示の実施方法等申出書」により申し出るすることができます。 《開示請求手数料の納付等について》 電子情報処理組織を使用して開示請求を行う場合には、1 件の行政文書について2 0 0 円を納付していただくことになっています。

改正案	現行
-----	----

様式第3（第13条関係）

（他の行政機関の長） 殿

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

防衛大臣
（地方防衛局長/地方防衛局長殿）

印

開示請求に係る事案の移送について

平成〇年〇月〇日付けにて開示請求のあった事案について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第12条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る行政文書名	〔 開示請求書に記載されている行政文書の名称等 （一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち〇〇、 〇〇及び〇〇〇に係る行政文書） 〕
請求者名等	氏名： 住所： 電話番号：
添付資料等名	〔 開示請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・ ・ 〕
備考	（複数の他の行政機関の長又は独立行政法人等に移送する場合には、 その旨）

（担当者所属、氏名、連絡先）

請求受付番号：

様式第2（第13条関係）

（他の行政機関の長） 殿

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

防衛大臣
（地方防衛局長/地方防衛局長殿）

印

開示請求に係る事案の移送について

平成〇年〇月〇日付けにて開示請求のあった事案について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第12条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る行政文書名	〔 開示請求書に記載されている行政文書の名称等 （一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち〇〇、 〇〇及び〇〇〇に係る行政文書） 〕
請求者名等	氏名： 住所： 電話番号：
添付資料等名	〔 開示請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・ ・ 〕
備考	（複数の他の行政機関の長又は独立行政法人等に移送する場合には、 その旨）

（担当者所属、氏名、連絡先）

請求受付番号：

- 17 -

改正案	現行																
様式第4（第13条関係） 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 (独立行政法人等) 殿 防衛大臣 (北方防衛局長/地方防衛部長) 印 開示請求に係る事案の移送について 平成〇年〇月〇日付けにて開示請求のあった事案について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第12条の2第1項の規定により、下記のとおり移送します。 記 <table><tr><td>開示請求に係る行政文書名</td><td>〔開示請求書に記載されている行政文書の名称等 (一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち〇〇、 〇〇及び〇〇〇に係る行政文書)〕</td></tr><tr><td>請求者名等</td><td>氏名： 住所： 電話番号：</td></tr><tr><td>添付資料等名</td><td>〔開示請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・ ・〕</td></tr><tr><td>備考</td><td>(複数の他の行政機関の長又は独立行政法人等に移送する場合には、 その旨)</td></tr></table> (担当者所属、氏名、連絡先) 請求受付番号：	開示請求に係る行政文書名	〔開示請求書に記載されている行政文書の名称等 (一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち〇〇、 〇〇及び〇〇〇に係る行政文書)〕	請求者名等	氏名： 住所： 電話番号：	添付資料等名	〔開示請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・ ・〕	備考	(複数の他の行政機関の長又は独立行政法人等に移送する場合には、 その旨)	様式第2の2（第13条関係） 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 (独立行政法人等) 殿 防衛大臣 (北方防衛局長/地方防衛部長) 印 開示請求に係る事案の移送について 平成〇年〇月〇日付けにて開示請求のあった事案について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第12条の2第1項の規定により、下記のとおり移送します。 記 <table><tr><td>開示請求に係る行政文書名</td><td>〔開示請求書に記載されている行政文書の名称等 (一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち〇〇、 〇〇及び〇〇〇に係る行政文書)〕</td></tr><tr><td>請求者名等</td><td>氏名： 住所： 電話番号：</td></tr><tr><td>添付資料等名</td><td>〔開示請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・ ・〕</td></tr><tr><td>備考</td><td>(複数の他の行政機関の長又は独立行政法人等に移送する場合には、 その旨)</td></tr></table> (担当者所属、氏名、連絡先) 請求受付番号：	開示請求に係る行政文書名	〔開示請求書に記載されている行政文書の名称等 (一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち〇〇、 〇〇及び〇〇〇に係る行政文書)〕	請求者名等	氏名： 住所： 電話番号：	添付資料等名	〔開示請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・ ・〕	備考	(複数の他の行政機関の長又は独立行政法人等に移送する場合には、 その旨)
開示請求に係る行政文書名	〔開示請求書に記載されている行政文書の名称等 (一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち〇〇、 〇〇及び〇〇〇に係る行政文書)〕																
請求者名等	氏名： 住所： 電話番号：																
添付資料等名	〔開示請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・ ・〕																
備考	(複数の他の行政機関の長又は独立行政法人等に移送する場合には、 その旨)																
開示請求に係る行政文書名	〔開示請求書に記載されている行政文書の名称等 (一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち〇〇、 〇〇及び〇〇〇に係る行政文書)〕																
請求者名等	氏名： 住所： 電話番号：																
添付資料等名	〔開示請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・ ・〕																
備考	(複数の他の行政機関の長又は独立行政法人等に移送する場合には、 その旨)																

改正案	現行																				
様式第5（第13条関係） （開示請求者） 殿 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 防衛大臣 （地方補給長/地方補文局長） 印 開示請求に係る事案の移送について（通知） 平成〇年〇月〇日付けで開示請求のありました事案について、下記のとおり移送しましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第12条第1項の規定により、通知します。 記 <table><tr><td>開示請求に係る行政文書名</td><td>〔開示請求書に記載されている行政文書の名称等 （一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち〇〇、〇〇及び〇〇に係る行政文書）</td></tr><tr><td>移送年月日</td><td>平成〇年〇月〇日</td></tr><tr><td>移送先の行政機関の長</td><td>行政機関の長 （連絡先） 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：</td></tr><tr><td>移送の理由</td><td></td></tr><tr><td>備考</td><td>標記の移送した事案に係る開示決定等及び開示の実施は、移送先の行政機関の長が行うこととなります。</td></tr></table> （担当者所属、氏名、連絡先） 請求受付番号：_____ ※ 複数の行政機関の長又は独立行政法人等に移送が行われた場合（自らも開示決定等を行う場合を含む。）には、備考欄に、開示実施手数料からの300円又は200円の控除措置については、開示決定等が早く行われた行政文書又は法人文書に係る開示実施手数料から順次控除措置を取る旨を記載する。	開示請求に係る行政文書名	〔開示請求書に記載されている行政文書の名称等 （一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち〇〇、〇〇及び〇〇に係る行政文書）	移送年月日	平成〇年〇月〇日	移送先の行政機関の長	行政機関の長 （連絡先） 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：	移送の理由		備考	標記の移送した事案に係る開示決定等及び開示の実施は、移送先の行政機関の長が行うこととなります。	様式第3（第13条関係） （開示請求者） 殿 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 防衛大臣 （地方補給長/地方補文局長） 印 開示請求に係る事案の移送について（通知） 平成〇年〇月〇日付けで開示請求のありました事案について、下記のとおり移送しましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第12条第1項の規定により、通知します。 記 <table><tr><td>開示請求に係る行政文書名</td><td>〔開示請求書に記載されている行政文書の名称等 （一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち〇〇、〇〇及び〇〇に係る行政文書）</td></tr><tr><td>移送年月日</td><td>平成〇年〇月〇日</td></tr><tr><td>移送先の行政機関の長</td><td>行政機関の長 （連絡先） 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：</td></tr><tr><td>移送の理由</td><td></td></tr><tr><td>備考</td><td>標記の移送した事案に係る開示決定等及び開示の実施は、移送先の行政機関の長が行うこととなります。</td></tr></table> （担当者所属、氏名、連絡先） 請求受付番号：_____ ※ 複数の行政機関の長又は独立行政法人等に移送が行われた場合（自らも開示決定等を行う場合を含む。）には、備考欄に、開示実施手数料からの300円又は200円の控除措置については、開示決定等が早く行われた行政文書又は法人文書に係る開示実施手数料から順次控除措置を取る旨を記載する。	開示請求に係る行政文書名	〔開示請求書に記載されている行政文書の名称等 （一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち〇〇、〇〇及び〇〇に係る行政文書）	移送年月日	平成〇年〇月〇日	移送先の行政機関の長	行政機関の長 （連絡先） 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：	移送の理由		備考	標記の移送した事案に係る開示決定等及び開示の実施は、移送先の行政機関の長が行うこととなります。
開示請求に係る行政文書名	〔開示請求書に記載されている行政文書の名称等 （一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち〇〇、〇〇及び〇〇に係る行政文書）																				
移送年月日	平成〇年〇月〇日																				
移送先の行政機関の長	行政機関の長 （連絡先） 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：																				
移送の理由																					
備考	標記の移送した事案に係る開示決定等及び開示の実施は、移送先の行政機関の長が行うこととなります。																				
開示請求に係る行政文書名	〔開示請求書に記載されている行政文書の名称等 （一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち〇〇、〇〇及び〇〇に係る行政文書）																				
移送年月日	平成〇年〇月〇日																				
移送先の行政機関の長	行政機関の長 （連絡先） 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：																				
移送の理由																					
備考	標記の移送した事案に係る開示決定等及び開示の実施は、移送先の行政機関の長が行うこととなります。																				

改正案	現行																				
様式第6（第13条関係） （開示請求者） 殿 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 防衛大臣 （地方防衛局長/地方防衛部長） 印 開示請求に係る事案の移送について（通知） 平成〇年〇月〇日付けで開示請求のありました事案について、下記のとおり移送しましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第12条の2第1項の規定により、通知します。 記 <table><tr><td>開示請求に係る行政文書名</td><td>〔 開示請求書に記載されている行政文書の名称等 （一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち〇〇、 〇〇及び〇〇〇に係る行政文書） 〕</td></tr><tr><td>移送年月日</td><td>平成〇年〇月〇日</td></tr><tr><td>移送先の独立行政法人等</td><td>独立行政法人等 （連絡先） 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：</td></tr><tr><td>移送の理由</td><td></td></tr><tr><td>備考</td><td>標記の移送した事案に係る開示決定等及び開示の実施は、移送先の独立行政法人等が行うこととなります。</td></tr></table> （担当者所属、氏名、連絡先） 請求受付番号： ※ 複数の行政機関の長又は独立行政法人等に移送が行われた場合（自らも開示決定等を行う場合を含む。）には、備考欄に、開示実施手数料からの300円又は200円の控除措置については、開示決定等が早く行われた行政文書又は法人文書に係る開示実施手数料から順次控除措置を取る旨を記載する。	開示請求に係る行政文書名	〔 開示請求書に記載されている行政文書の名称等 （一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち〇〇、 〇〇及び〇〇〇に係る行政文書） 〕	移送年月日	平成〇年〇月〇日	移送先の独立行政法人等	独立行政法人等 （連絡先） 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：	移送の理由		備考	標記の移送した事案に係る開示決定等及び開示の実施は、移送先の独立行政法人等が行うこととなります。	様式第3の2（第13条関係） （開示請求者） 殿 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 防衛大臣 （地方防衛局長/地方防衛部長） 印 開示請求に係る事案の移送について（通知） 平成〇年〇月〇日付けで開示請求のありました事案について、下記のとおり移送しましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第12条の2第1項の規定により、通知します。 記 <table><tr><td>開示請求に係る行政文書名</td><td>〔 開示請求書に記載されている行政文書の名称等 （一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち〇〇、 〇〇及び〇〇〇に係る行政文書） 〕</td></tr><tr><td>移送年月日</td><td>平成〇年〇月〇日</td></tr><tr><td>移送先の独立行政法人等</td><td>独立行政法人等 （連絡先） 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：</td></tr><tr><td>移送の理由</td><td></td></tr><tr><td>備考</td><td>標記の移送した事案に係る開示決定等及び開示の実施は、移送先の独立行政法人等が行うこととなります。</td></tr></table> （担当者所属、氏名、連絡先） 請求受付番号：	開示請求に係る行政文書名	〔 開示請求書に記載されている行政文書の名称等 （一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち〇〇、 〇〇及び〇〇〇に係る行政文書） 〕	移送年月日	平成〇年〇月〇日	移送先の独立行政法人等	独立行政法人等 （連絡先） 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：	移送の理由		備考	標記の移送した事案に係る開示決定等及び開示の実施は、移送先の独立行政法人等が行うこととなります。
開示請求に係る行政文書名	〔 開示請求書に記載されている行政文書の名称等 （一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち〇〇、 〇〇及び〇〇〇に係る行政文書） 〕																				
移送年月日	平成〇年〇月〇日																				
移送先の独立行政法人等	独立行政法人等 （連絡先） 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：																				
移送の理由																					
備考	標記の移送した事案に係る開示決定等及び開示の実施は、移送先の独立行政法人等が行うこととなります。																				
開示請求に係る行政文書名	〔 開示請求書に記載されている行政文書の名称等 （一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち〇〇、 〇〇及び〇〇〇に係る行政文書） 〕																				
移送年月日	平成〇年〇月〇日																				
移送先の独立行政法人等	独立行政法人等 （連絡先） 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：																				
移送の理由																					
備考	標記の移送した事案に係る開示決定等及び開示の実施は、移送先の独立行政法人等が行うこととなります。																				

改正案	現行
様式第7（第15条関係） 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 行政文書の開示請求に関する意見について（照会） (第三者) 殿 防衛大臣 (地方議員/地方議員) 印 (あなた、貴社等) に関する情報が記録されている下記の行政文書について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条の規定に基づき開示請求があり、当該行政文書について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第13条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。 つきましては、当該行政文書を開示することにつき御意見があるときは、同封の「行政文書の開示に関する意見書」を提出いただきますようお願いいたします。 なお、提出期限までに同意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。 記 1 開示請求のあった行政文書の名称 2 開示請求の年月日 3 上記行政文書に記録されている（あなた、貴社等）に関する情報の内容 4 意見書の提出先 5 意見書の提出期限 〇月〇日（ ） * 担当課等 請求受付番号：_____	様式第4（第15条関係） 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 行政文書の開示請求に関する意見について（照会） (第三者) 殿 防衛大臣 (地方議員/地方議員) 印 (あなた、貴社等) に関する情報が記録されている下記の行政文書について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条の規定に基づき開示請求があり、当該行政文書について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第13条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。 つきましては、当該行政文書を開示することにつき御意見があるときは、同封の「行政文書の開示に関する意見書」を提出いただきますようお願いいたします。 なお、提出期限までに同意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。 記 1 開示請求のあった行政文書の名称 2 開示請求の年月日 3 上記行政文書に記録されている（あなた、貴社等）に関する情報の内容 4 意見書の提出先 5 意見書の提出期限 〇月〇日（ ） * 担当課等 請求受付番号：_____

改正案	現行
様式第8（第15条関係） 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 行政文書の開示請求に関する意見について（照会） (第三者) 殿 防衛大臣 (地方議員/地方議員) 印 (あなた、貴社等) に関する情報が記録されている下記の行政文書について行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という）第4条の規定による開示請求があり、開示決定を行いたいと考えています。 つきましては、法第13条第2項に基づき、御意見を伺いますので、当該行政文書を開示することについて御意見がある場合は、同封した「行政文書の開示に関する意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。 なお、提出期限までに同意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。 記 1 開示請求のあった行政文書の名称 2 開示請求の年月日 3 法第13条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及び当該規定を適用する理由 4 上記行政文書に記録されている（あなた、貴社等）に関する情報の内容 5 意見書の提出先 6 意見書の提出期限 〇月〇日（ ） *担当課等 請求受付番号：_____	様式第5（第15条関係） 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 行政文書の開示請求に関する意見について（照会） (第三者) 殿 防衛大臣 (地方議員/地方議員) 印 (あなた、貴社等) に関する情報が記録されている下記の行政文書について行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という）第4条の規定による開示請求があり、開示決定を行いたいと考えています。 つきましては、法第13条第2項に基づき、御意見を伺いますので、当該行政文書を開示することについて御意見がある場合は、同封した「行政文書の開示に関する意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。 なお、提出期限までに同意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。 記 1 開示請求のあった行政文書の名称 2 開示請求の年月日 3 法第13条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及び当該規定を適用する理由 4 上記行政文書に記録されている（あなた、貴社等）に関する情報の内容 5 意見書の提出先 6 意見書の提出期限 〇月〇日（ ） *担当課等 請求受付番号：_____

改正案	現行
様式第9（第15条関係） 防衛大臣殿 （防衛副長/防衛次長） 氏名又は名称 住所又は居所 連絡先電話番号 行政文書の開示に関する意見書 平成〇年〇月〇日 平成〇年〇月〇日付けで照会のあった下記の行政文書の開示について、次のとおり意見を提出します。 記 1 照会のあった行政文書の名称 2 意見 (1) 上記行政文書の開示による支障（不利益）の有無 (2) 支障（不利益）の具体的内容 *担当課等 請求受付番号： 意見受付番号：	様式第6（第15条関係） 防衛大臣殿 （防衛副長/防衛次長） 氏名又は名称 住所又は居所 連絡先電話番号 行政文書の開示に関する意見書 平成〇年〇月〇日 平成〇年〇月〇日付けで照会のあった下記の行政文書の開示について、次のとおり意見を提出します。 記 1 照会のあった行政文書の名称 2 意見 (1) 上記行政文書の開示による支障（不利益）の有無 (2) 支障（不利益）の具体的内容 *担当課等 請求受付番号： 意見受付番号：

改正案	現行
様式第10（第15条関係） 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 行政文書の開示決定について（通知） (反対意見書を提出した第三者) 殿 防衛大臣 (兼防衛部長/地防衛部長) 印 (あなた、貴社等) から平成〇年〇月〇日付けで「行政文書の開示に関する意見書」の提出があり、下記のとおり開示決定しましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第13条第3項の規定に基づき通知します。 記 1 開示決定した行政文書の名称 2 開示することとした理由 3 開示を実施する日 *担当課等 この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、この決定があった日の翌日から起算して3か月以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることが出来ます。ただし、決定した日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。 この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があった日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することが出来ます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。 請求受付番号：	様式第7（第15条関係） 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 行政文書の開示決定について（通知） (反対意見書を提出した第三者) 殿 防衛大臣 (兼防衛部長/地防衛部長) 印 (あなた、貴社等) から平成〇年〇月〇日付けで「行政文書の開示に関する意見書」の提出があり、下記のとおり開示決定しましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第13条第3項の規定に基づき通知します。 記 1 開示決定した行政文書の名称 2 開示することとした理由 3 開示を実施する日 *担当課等 この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、この決定があった日の翌日から起算して60日以内に、防衛大臣に対して異議申立て又は審査請求をすることが出来ます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。 この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することが出来ます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。 請求受付番号：

改正案	現行
様式第 1 1 (第 1 8 条関係) 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 開示決定等の期限の延長について (通知) (開示請求者) 殿 防衛大臣 (兼防衛副長/兼防衛副長) 印 平成〇年〇月〇日付けの行政文書の開示請求については、下記のとおり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 1 0 条第 2 項の規定に基づき、開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。 記 1 開示請求のあった行政文書の名称 2 延長後の期間 3 延長の理由 *担当課等 請求受付番号: _____	様式第 8 (第 1 8 条関係) 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 開示決定等の期限の延長について (通知) (開示請求者) 殿 防衛大臣 (兼防衛副長/兼防衛副長) 印 平成〇年〇月〇日付けの行政文書の開示請求については、下記のとおり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 1 0 条第 2 項の規定に基づき、開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。 記 1 開示請求のあった行政文書の名称 2 延長後の期間 3 延長の理由 *担当課等 請求受付番号: _____

改正案	現行
様式第 1 2 (第 1 9 条関係) 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 開示決定等の期限の特例規定の適用について (通知) (開示請求者) 殿 防衛大臣 (防衛部長/防衛副部長) 印 平成〇年〇月〇日付けの行政文書の開示請求については、下記のとおり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第 1 1 条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとしますので通知します。 記 1 開示請求のあった行政文書の名称等 2 法第 1 1 条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとした理由 3 開示決定等する期限 (〇月〇日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に記載する時期までに開示決定等する予定です。) △月△日 () *担当課等 請求受付番号: _____	様式第 9 (第 1 9 条関係) 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 開示決定等の期限の特例規定の適用について (通知) (開示請求者) 殿 防衛大臣 (防衛部長/防衛副部長) 印 平成〇年〇月〇日付けの行政文書の開示請求については、下記のとおり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第 1 1 条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとしますので通知します。 記 1 開示請求のあった行政文書の名称等 2 法第 1 1 条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとした理由 3 開示決定等する期限 (〇月〇日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に記載する時期までに開示決定等する予定です。) △月△日 () *担当課等 請求受付番号: _____

改正案

様式第13（第20条関係）

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

行政文書開示決定通知書

(開示請求者) 殿

防衛大臣
(総務課長/佐官補佐課長)

印

平成〇年〇月〇日付けで請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

2 不開示とした部分とその理由

* この決定に不服があるときは、**行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条**の規定に基づき、この決定があった日の翌日から起算して**3か月**以内に対**審査請求**をすることができ、決定があったことを知った日の翌日から起算して**3か月**以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

3 開示の実施の方法等

（1）開示の実施の方法等

* 裏面（又は同封）の説明事項をお読みください。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額（算定基準）	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額*

* 実際にお支払いいただく手数料については、上記基本額が300円までの場合は無料に、300円を超える場合は上記基本額から300円を差し引いた額となります。詳しくは、裏面（又は同封）の「2 開示実施手数料の算定について」をお読みください。
(2) 事務所における開示を実施することができるときは、**場所**
(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込み額）

※開示請求受付日
補正期間
開示決定日

請求受付番号：

現行

様式第10（第20条関係）

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

行政文書開示決定通知書

(開示請求者) 殿

防衛大臣

印

平成〇年〇月〇日付けで請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

2 不開示とした部分とその理由

* この決定に不服があるときは、**行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条**の規定に基づき、この決定があった日の翌日から起算して**60日**以内に対**異議申立て**をすることができ、決定があったことを知った日の翌日から起算して**60日**以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

3 開示の実施の方法等

（1）開示の実施の方法等

* 裏面（又は同封）の説明事項をお読みください。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額（算定基準）	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額*

* 実際にお支払いいただく手数料については、上記基本額が300円までの場合は無料に、300円を超える場合は上記基本額から300円を差し引いた額となります。詳しくは、裏面（又は同封）の「2 開示実施手数料の算定について」をお読みください。
(2) 事務所における開示を実施することができるときは、**日時**、**場所**
(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込み額）

※開示請求受付日
補正期間
開示決定日

請求受付番号：

- 27 -

改正案	現行
(裏面又は別添) <説明事項> 1 「開示の実施の方法等」の選択について 開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」に所要の開示実施手数料を納付して、申出を行ってください。 開示の実施の方法は、3(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100頁ある文書について冒頭の10頁のみ閲覧する等）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の10頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等）もできます。一旦、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます（ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）。 事務所における開示の実施を選択される場合は、3(2)「事務所における開示を実施することができるとき、場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、下記連絡先までご連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の〇日前には、当方に届くようにご提出願います。 また、写しの送付を希望される場合は、「行政文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合は、開示実施手数料のほか、送付に要する費用（郵便切手又は総務大臣が定めるこれに類する証票）が必要になります。 2 開示実施手数料の算定について (1) 手数料額の計算方法 開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。 (例) 150頁ある行政文書を閲覧する場合： 100枚までごとにつき100円 → 基本額 200円 → 手数料は無料 150頁ある行政文書の写しの交付を受ける場合： 用紙1枚につき10円 → 基本額 1500円 → 手数料は1200円 150頁ある行政文書のうち100頁を閲覧し、20頁について写しの交付を受ける場合（残りの30頁は開示を受けない）： 閲覧に係る基本額100円 + 写しの交付に係る基本額200円 = 計 300円 → 手数料は無料 (2) 手数料の減免 生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けた方は、「開示実施手数料の減額（免除）申請書」を提出してください。 (3) 手数料の納付 開示実施手数料は、提出される「行政文書の開示の実施方法等申出書」に相当額の収入印紙をはって納付してください。 3 不開示部分に係る審査請求等 不開示しないこととされた部分について、不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この決定があった日の翌日から起算して3か月以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることができ、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。 不開示しないこととされた部分について、取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができ、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。 4 開示の実施について 事務所における開示の実施を選択され、その旨「行政文書の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書をご持参ください。 5 連絡先 開示の実施の方法等、開示実施手数料の算定・納付方法、審査請求の方法等について、ご不明な点等がございましたら、連絡先までお問い合わせください。 連絡先：	(裏面又は別添) <説明事項> 1 「開示の実施の方法等」の選択について 開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」に所要の開示実施手数料を納付して、申出を行ってください。 開示の実施の方法は、3(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100頁ある文書について冒頭の10頁のみ閲覧する等）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の10頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等）もできます。一旦、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます（ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）。 事務所における開示の実施を選択される場合は、3(2)「事務所における開示を実施することができるとき、場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、下記連絡先までご連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の〇日前には、当方に届くようにご提出願います。 また、写しの送付を希望される場合は、「行政文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合は、開示実施手数料のほか、送付に要する費用（郵便切手又は総務大臣が定めるこれに類する証票）が必要になります。 2 開示実施手数料の算定について (1) 手数料額の計算方法 開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。 (例) 150頁ある行政文書を閲覧する場合： 100枚までごとにつき100円 → 基本額 200円 → 手数料は無料 150頁ある行政文書の写しの交付を受ける場合： 用紙1枚につき10円 → 基本額 1500円 → 手数料は1200円 150頁ある行政文書のうち100頁を閲覧し、20頁について写しの交付を受ける場合（残りの30頁は開示を受けない）： 閲覧に係る基本額100円 + 写しの交付に係る基本額200円 = 計 300円 → 手数料は無料 (2) 手数料の減免 生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けた方は、「開示実施手数料の減額（免除）申請書」を提出してください。 (3) 手数料の納付 開示実施手数料は、提出される「行政文書の開示の実施方法等申出書」に相当額の収入印紙をはって納付してください。 3 不開示部分に係る不服申立て等 不開示しないこととされた部分について、不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、防衛大臣に対して異議申立てをすることができ、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。 不開示しないこととされた部分について、取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができ、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。 4 開示の実施について 事務所における開示の実施を選択され、その旨「行政文書の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書をご持参ください。 5 連絡先 開示の実施の方法等、開示実施手数料の算定・納付方法、不服申立ての方法等について、ご不明な点等がございましたら、連絡先までお問い合わせください。 連絡先：

改正案	現行								
(制る)	様式第10の2 (第20条関係) 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 行政文書開示決定通知書 (開示請求者) 殿 地方防衛局長 (地方防衛支局長) 印 平成〇年〇月〇日付けで請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしますので通知します。 記 1 開示する行政文書の名称 2 不開示とした部分とその理由 * この決定に不服があるときは、行政不服審査法 (昭和37年法律第160号) 第5条の規定に基づき、この決定があったことの知った日の翌日から起算して60日以内に、国防衛大臣に対して審査請求をすることができ、ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内で、決定の日から起算して1年を経過したときは、行政事件訴訟法 (昭和37年法律第139号) の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として (訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。 3 開示の実施の方法等 不開示の実施の方法等 * 別添の《説明事項》をお読みください。 <table><tr><td>行政文書の種類・数量等</td><td>不開示の実施の方法</td><td>開示実施手数料の額 (算定基準)</td><td>行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額*</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> * 実際にお支払いいただく手数料については、上記基本額が300円までの場合は無料に、300円を超える場合は上記基本額から300円を差し引いた額となります。詳しくは、裏面 (又は同封) の「2 開示実施手数料の算定について」をお読みください。 (2) 事務所における開示を実施することができるとき、場所、場 (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用 (見込み額) ※開示請求受付日 補正期間 開示決定日 請求受付番号:	行政文書の種類・数量等	不開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額*				
行政文書の種類・数量等	不開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額*						

改正案	現行
(削る)	(裏面又は別添) <説明事項> 1 「開示の実施の方法等」の選択について 開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」に所要の開示実施手数料を納付して、申出を行ってください。 開示の実施の方法は、3(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること(例えば、100頁ある文書について冒頭の10頁のみ閲覧する等)や部分ごと異なる方法を選択すること(冒頭の10頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等)もできます。一旦、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます(ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。) 事務所における開示の実施を選択される場合は、3(2)「事務所における開示を実施することができるとき、場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、下記連絡先までご連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の〇〇日前には、当方に届くようにご提出願います。 また、写しの送付を希望される場合は、「行政文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合は、開示実施手数料のほか、送付に要する費用(郵便切手又は総務大臣が定めるこれに類する証票)が必要になります。 2 開示実施手数料の算定について (1) 手数料額の計算方法 開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額(複数の場合はそれぞれの場合には当該額から300円を差し引いた額となります。 (例) 150頁ある行政文書を閲覧する場合： 100枚までごとにつき100円 → 基本額 200円 → 手数料は無料 150頁ある行政文書の写しを受けする場合： 用紙1枚につき10円 → 基本額 1500円 → 手数料は1200円 150頁ある行政文書のうち100頁を閲覧し、20頁について写しの交付を受ける場合(残りの30頁は開示を受けない)： 閲覧に係る基本額100円 + 写しの交付に係る基本額200円 = 計300円 → 手数料は無料 (2) 手数料の減免 生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けた方は、「開示実施手数料の減額(免除)申請書」を提出してください。 (3) 手数料の納付 開示実施手数料は、提出される「行政文書の開示の実施方法等申出書」に相当額の収入印紙はって納付してください。 3 不開示部分に係る不服申立て等 開示しないこととされた部分について、不服がある場合には、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。 開示しないこととされた部分について、取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。 4 開示の実施について 事務所における開示の実施を選択され、その旨「行政文書の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書をご持参ください。 5 連絡先 開示の実施の方法等、開示実施手数料の算定・納付方法、不服申立ての方法等について、ご不明な点等がございましたら、連絡先までお問い合わせください。 連絡先：

改 正 案	現 行																
様式第14（第20条関係） 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 行政文書開示決定通知書 (開示請求者) 殿 防衛大臣 (総務課長/地方議政課) 印 平成〇年〇月〇日付けで請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。 記 1 開示する行政文書の名称 2 不開示とした部分とその理由 * この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、この決定があった日の翌日から起算して3か月以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることができ、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であつても、決定の日から起算して1年を経過したときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができ、決定があつたことを知った日から6か月以内であつても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。 3 開示の実施の方法等 （1）開示の実施の方法等 * 別添の（説明事項）をお読みください。 <table><tr><td>行政文書の種類・数量等</td><td>開示の実施の方法</td><td>開示実施手数料の額（算定基準）</td><td>行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額*</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> * 実際にお支払いいただく手数料については、上記基本額が200円までの場合は無料に、200円を超える場合は上記基本額から200円を差し引いた額となります。詳しくは、別添の「2 開示実施手数料の算定について」をお読みください。 (2) 事務所における開示を実施することができるときは、場所 (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込み額） (4) 電子情報処理組織を使用して開示を希望する場合の準備日数、開示に要する費用（見込み額）等 ※開示請求受付日 補正期間 開示決定日 請求受付番号：	行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額（算定基準）	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額*					様式第10の3（第20条関係） 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 行政文書開示決定通知書 (開示請求者) 殿 防衛大臣 印 平成〇年〇月〇日付けで請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。 記 1 開示する行政文書の名称 2 不開示とした部分とその理由 * この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、この決定があつた日の翌日から起算して6か月以内に、防衛大臣に対して異議申立てをすることができ、決定の日から起算して1年を経過したときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができ、決定があつたことを知った日から6か月以内であつても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。 3 開示の実施の方法等 （1）開示の実施の方法等 * 別添の（説明事項）をお読みください。 <table><tr><td>行政文書の種類・数量等</td><td>開示の実施の方法</td><td>開示実施手数料の額（算定基準）</td><td>行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額*</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> * 実際にお支払いいただく手数料については、上記基本額が200円までの場合は無料に、200円を超える場合は上記基本額から200円を差し引いた額となります。詳しくは、別添の「2 開示実施手数料の算定について」をお読みください。 (2) 事務所における開示を実施することができるときは、場所 (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込み額） (4) 電子情報処理組織を使用して開示を希望する場合の準備日数、開示に要する費用（見込み額）等 ※開示請求受付日 補正期間 開示決定日 請求受付番号：	行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額（算定基準）	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額*				
行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額（算定基準）	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額*														
行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額（算定基準）	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額*														

改正案	現行

＜説明事項＞

- 1 「開示の実施の方法等」の選択について
開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、「行政文書の開示の実施方法等申出書」により、申出を行ってください。
開示の実施の方法等は、3（1）「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100頁ある文書について冒頭10頁のみ閲覧する等）や部分ごとと異なる方法を選択すること（冒頭10頁は「写し」の交付を受け、残りは閲覧する等）もできます。一旦、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます（ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「行政文書の更新の開示の申出書」を提出していただく必要があります）。
事務所における開示の実施される場合は、3（2）「事務所における開示を実施することができるとき、場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、下記連絡先までご連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の〇日前には、当方に届くようにご提出願います。
また、写しの送付を希望される場合は、「行政文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、送付に要する費用が必要になります。電子情報処理組織を使用しての開示の実施は、電子情報処理組織を使用して開示請求があった場合のみ希望できます。
- 2 開示実施手数料の算定について
(1) 手数料額の計算方法
開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が200円までは無料、200円を超える場合は当該額から200円を差し引いた額となります。
(例) 150頁ある行政文書を閲覧する場合：
100枚までごとにつき100円 → 基本額200円 → 手数料は無料
150頁ある行政文書の写しの交付を受ける場合：
用紙1枚につき10円 → 基本額1500円 → 手数料は1300円
150頁ある行政文書のうち100頁を閲覧し、20頁について写しの交付を受ける場合（残りの30頁は開示を受けない）：
閲覧に係る基本額100円＋写しの交付に係る基本額200円＝計300円→手数料は100円
(2) 手数料の減免
生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額（免除）申請書」を提出してください。
(3) 手数料の納付
開示実施手数料は、相当額を納付してください。
- 3 不開示部分に係る審査請求等
不開示しないこととされた部分について、不服がある場合には、**行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条**の規定により、この決定があったことの翌日から起算して3か月以内に、防衛大臣に対して**審査請求**をすることができず。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。
不開示しないこととされた部分について、取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができず。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。
- 4 開示の実施について
事務所における開示の実施を選択され、その旨「行政文書の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書をご持参ください。
- 5 連絡先
開示の実施の方法等、開示実施手数料の算定・納付方法、**審査請求**の方法等について、ご不明な点等がございましたら、連絡先までお問い合わせください。
連絡先：

＜説明事項＞

- 1 「開示の実施の方法等」の選択について
開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、「行政文書の開示の実施方法等申出書」により、申出を行ってください。
開示の実施の方法等は、3（1）「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100頁ある文書について冒頭10頁のみ閲覧する等）や部分ごとと異なる方法を選択すること（冒頭10頁は「写し」の交付を受け、残りは閲覧する等）もできます。一旦、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます（ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「行政文書の更新の開示の申出書」を提出していただく必要があります）。
事務所における開示の実施される場合は、3（2）「事務所における開示を実施することができるとき、場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、下記連絡先までご連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の〇日前には、当方に届くようにご提出願います。
また、写しの送付を希望される場合は、「行政文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、送付に要する費用が必要になります。電子情報処理組織を使用しての開示の実施は、電子情報処理組織を使用して開示請求があった場合のみ希望できます。
- 2 開示実施手数料の算定について
(1) 手数料額の計算方法
開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が200円までは無料、200円を超える場合は当該額から200円を差し引いた額となります。
(例) 150頁ある行政文書を閲覧する場合：
100枚までごとにつき100円 → 基本額200円 → 手数料は無料
150頁ある行政文書の写しの交付を受ける場合：
用紙1枚につき10円 → 基本額1500円 → 手数料は1300円
150頁ある行政文書のうち100頁を閲覧し、20頁について写しの交付を受ける場合（残りの30頁は開示を受けない）：
閲覧に係る基本額100円＋写しの交付に係る基本額200円＝計300円→手数料は100円
(2) 手数料の減免
生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額（免除）申請書」を提出してください。
(3) 手数料の納付
開示実施手数料は、相当額を納付してください。
- 3 不開示部分に係る不服申立て等
不開示しないこととされた部分について、不服がある場合には、**行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条**の規定により、この決定があったことの翌日から起算して60日以内に、防衛大臣に対して**異議申立て**をすることができず。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。
不開示しないこととされた部分について、取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができず。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。
- 4 開示の実施について
事務所における開示の実施を選択され、その旨「行政文書の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書をご持参ください。
- 5 連絡先
開示の実施の方法等、開示実施手数料の算定・納付方法、**不服申立て**の方法等について、ご不明な点等がございましたら、連絡先までお問い合わせください。
連絡先：

(別添)

現行

(削る)

様式第10の4（第20条関係）

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

行政文書開示決定通知書

(開示請求者) 殿

地方防衛局長
(地方防衛支局長)

印

平成〇年〇月〇日付けで請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしますので通知します。

記

- 1 開示する行政文書の名称
- 2 不開示とした部分とその理由
- * この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることができ、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日から起算して1年を経過したときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

- 3 開示の実施の方法等
- (1) 開示の実施の方法等 * 別添の《説明事項》をお読みください。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額（算定基準）	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額*

- * 実際にお支払いいただく手数料については、上記基本額が200円までの場合は無料に、200円を超える場合は上記基本額から200円を差し引いた額となります。詳しくは、別添の「2. 開示実施手数料の算定について」をお読みください。
- (2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所
- (3) 互いの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込み額）
- (4) 電子情報処理組織を使用して開示を希望する場合の準備日数、開示に要する費用（見込み額）等

※開示請求受付日
補正期間
開示決定日

請求受付番号：

改正案	現行
(削る)	(別添) <説明事項> 1 「開示の実施の方法等」の選択について 開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、「行政文書の開示の実施方法等申出書」により、申出を行ってください。 開示の実施の方法は、3 (1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること (例えば、100頁ある文書について冒頭の10頁のみ閲覧する等) や部分ごとに異なる方法を選択すること (冒頭の10頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等) もできます。一旦、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます (ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「行政文書の更新の開示の申出書」を提出していただく必要があります)。 事務所における開示の実施を選択される場合は、3 (2)「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。記載された日に時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、下記連絡先までご連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の〇〇日前には、当方に届くようにご提出願います。 また、写しの送付を希望される場合は、「行政文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、送付に要する費用が必要になります。 電子情報処理組織を使用しての開示の実施は、電子情報処理組織を使用して開示請求があった場合のみ希望できます。 2 開示実施手数料の算定について (1) 手数料額の計算方法 開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額 (複数の実施の方法はそれぞれの場合別) を計算し、その額が200円までは無料、200円を超える場合は当該額から200円を差し引いた額となります。 (例) 150頁ある行政文書を閲覧する場合： 100枚までごとにつき 100円 → 基本額 200円 → 手数料は無料 150頁ある行政文書の写しの交付を受ける場合： 用紙1枚につき10円 → 基本額 1500円 → 手数料は1300円 150頁ある行政文書のうち100頁を閲覧し、20頁について写しの交付を受ける場合 (残りの30頁は開示を受けない)： 閲覧に係る基本額 100円 + 写しの交付に係る基本額 200円 = 計 300円 → 手数料は100円 (2) 手数料の減免 生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額 (免除) 申請書」を提出してください。 (3) 手数料の納付 開示実施手数料は、相当額を納付してください。 3 不開示部分に係る不服申立て等 開示しないこととされた部分について、不服がある場合には、行政不服審査法 (昭和37年法律第160号) 第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、防衛大臣に対して異議申立てをすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。 開示しないこととされた部分について、取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法 (昭和37年法律第139号) の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として (訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。 4 開示の実施について 事務所における開示の実施を選択され、その旨「行政文書の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書をご持参ください。 5 連絡先 開示の実施の方法等、開示実施手数料の算定・納付方法、不服申立ての方法等について、ご不明な点等がございましたら、連絡先までお問い合わせください。 連絡先：

改正案	現行
様式第 1 5（第 2 1 条関係） 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 行政文書不開示決定通知書 (開示請求者) 殿 防衛大臣 (国防副長/兼防衛大臣) 印 平成〇年〇月〇日付けの行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 9 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。 記 1 不開示決定した行政文書の名称 2 不開示とした理由 * この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 2 条の規定に基づき、この決定があった日の翌日から起算して 3 か月以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることができません。 この決定の取消しを求める訴訟を提起する者は、行政事件訴訟法（昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第 1 2 条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません。ただし、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過したときは提起することができません。 ※開示請求受付日 補正期間 開示決定日 請求受付番号：	様式第 1 1（第 2 1 条関係） 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 行政文書不開示決定通知書 (開示請求者) 殿 防衛大臣 印 平成〇年〇月〇日付けの行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 9 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。 記 1 不開示決定した行政文書の名称 2 不開示とした理由 * この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）第 6 条の規定に基づき、この決定があった日の翌日から起算して 6 0 日以内に、防衛大臣に対して異議申立てをすることができません。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは申立てをすることができません。 この決定の取消しを求める訴訟を提起する者は、行政事件訴訟法（昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第 1 2 条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません。ただし、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過したときは提起することができません。 ※開示請求受付日 補正期間 開示決定日 請求受付番号：

改正案	現行
(削る)	様式第11の2 (第21条関係) 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 行政文書不開示決定通知書 (開示請求者) 殿 地方防衛局長 (地方防衛支局長) 印 平成〇年〇月〇日付けの行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。 記 1 不開示決定した行政文書の名称 2 不開示とした理由 * この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることが出来ます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。 この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することが出来ます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。 ※開示請求受付日 補正期間 開示決定日 請求受付番号：

改正案	現行																																
様式第16（第23条関係） 平成〇年〇月〇日 行政文書の開示の実施方法等申出書 防衛大臣 殿 （地方補選/地方補選） 氏名又は名称 住所又は居所 連絡先電話番号 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。 記 1 行政文書開示決定通知書の番号等 *日付 文書番号 2 求める開示の実施の方法 下表から実施の方法を選択し、該当するものに○印を付けてください。 <table><thead><tr><th>行政文書の名称</th><th>種類・量</th><th>実施の方法</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3"></td><td>1</td><td>①全部 ②一部（ ）</td></tr><tr><td>2</td><td>①全部 ②一部（ ）</td></tr><tr><td>3</td><td>①全部 ②一部（ ）</td></tr></tbody></table> 3 開示の実施を希望する日 4 「写しの送付」の希望の有無 有：同封する郵便切手又は総務大臣が定めるこれに類する証票の額 円 無 <table><thead><tr><th>開示実施手数料 円</th><th>ここに収入印紙をはってください。</th><th>(受付印)</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> *担当課等 請求受付番号： 申出受付番号：	行政文書の名称	種類・量	実施の方法		1	①全部 ②一部（ ）	2	①全部 ②一部（ ）	3	①全部 ②一部（ ）	開示実施手数料 円	ここに収入印紙をはってください。	(受付印)				様式第12（第23条関係） 平成〇年〇月〇日 行政文書の開示の実施方法等申出書 防衛大臣 殿 （地方補選/地方補選） 氏名又は名称 住所又は居所 連絡先電話番号 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。 記 1 行政文書開示決定通知書の番号等 *日付 文書番号 2 求める開示の実施の方法 下表から実施の方法を選択し、該当するものに○印を付けてください。 <table><thead><tr><th>行政文書の名称</th><th>種類・量</th><th>実施の方法</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3"></td><td>1</td><td>①全部 ②一部（ ）</td></tr><tr><td>2</td><td>①全部 ②一部（ ）</td></tr><tr><td>3</td><td>①全部 ②一部（ ）</td></tr></tbody></table> 3 開示の実施を希望する日 4 「写しの送付」の希望の有無 有：同封する郵便切手又は総務大臣が定めるこれに類する証票の額 円 無 <table><thead><tr><th>開示実施手数料 円</th><th>ここに収入印紙をはってください。</th><th>(受付印)</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> *担当課等 請求受付番号： 申出受付番号：	行政文書の名称	種類・量	実施の方法		1	①全部 ②一部（ ）	2	①全部 ②一部（ ）	3	①全部 ②一部（ ）	開示実施手数料 円	ここに収入印紙をはってください。	(受付印)			
行政文書の名称	種類・量	実施の方法																															
	1	①全部 ②一部（ ）																															
	2	①全部 ②一部（ ）																															
	3	①全部 ②一部（ ）																															
開示実施手数料 円	ここに収入印紙をはってください。	(受付印)																															
行政文書の名称	種類・量	実施の方法																															
	1	①全部 ②一部（ ）																															
	2	①全部 ②一部（ ）																															
	3	①全部 ②一部（ ）																															
開示実施手数料 円	ここに収入印紙をはってください。	(受付印)																															

改正案	現行
様式第17（第23条関係） 防衛大臣 殿 （防衛副長/防衛副大臣） 氏名又は名称 住所又は居所 連絡先電話番号 行政文書開示決定通知書（平成〇年〇月〇日付け〇〇〇第〇〇〇号）により通知の ありました行政文書について、既報のとおり開示を受けるので、行政機関の保有する 情報の公開に関する法律第14条第2項及び同施行令第11条第2項の規定に基づき、 申出をします。 〇 開示実施手数料 開示実施手数料 円 ここに収入印紙を貼ってください。 （受付印等） 〇 写しの送付による場合：同封する郵便切手又は総務大臣が定めるこれに類する証 票の額 円分 *担当課等 請求受付番号： 申出受付番号：	様式第13（第23条関係） 防衛大臣 殿 （防衛副長/防衛副大臣） 氏名又は名称 住所又は居所 連絡先電話番号 行政文書開示決定通知書（平成〇年〇月〇日付け〇〇〇第〇〇〇号）により通知の ありました行政文書について、既報のとおり開示を受けるので、行政機関の保有する 情報の公開に関する法律第14条第2項及び同施行令第11条第2項の規定に基づき、 申出をします。 〇 開示実施手数料 開示実施手数料 円 ここに収入印紙を貼ってください。 （受付印等） 〇 写しの送付による場合：同封する郵便切手又は総務大臣が定めるこれに類する証 票の額 円分 *担当課等 請求受付番号： 申出受付番号：

改正案	現行																		
様式第18 (第23条関係) 行政文書の開示の実施方法等申出書 防衛大臣 殿 (防衛大臣/防衛大臣) 氏名又は名称 住所又は居所 連絡先電話番号 平成〇年〇月〇日 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。 記 1 行政文書開示決定通知書の番号等 *日付 文書番号 2 求める開示の実施の方法 下表から該当するものを選択してください。 <table><thead><tr><th>行政文書の名称</th><th>種類・量</th><th>実施の方法</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3"></td><td>1</td><td><table><tr><td>☐全部</td><td rowspan="2">☐一部 ()</td></tr><tr><td>☐一部</td></tr></table></td></tr><tr><td>2</td><td><table><tr><td>☐全部</td><td rowspan="2">☐一部 ()</td></tr><tr><td>☐一部</td></tr></table></td></tr><tr><td>3</td><td><table><tr><td>☐全部</td><td rowspan="2">☐一部 ()</td></tr><tr><td>☐一部</td></tr></table></td></tr></tbody></table> 3 開示の実施を希望する日 4 「写しの送付」の希望の有無 [有：送付に要する費用 円 無] 5 開示実施手数料 円 *担当課等 請求受付番号： 申出受付番号：	行政文書の名称	種類・量	実施の方法		1	<table><tr><td>☐全部</td><td rowspan="2">☐一部 ()</td></tr><tr><td>☐一部</td></tr></table>	☐ 全部	☐ 一部 ()	☐ 一部	2	<table><tr><td>☐全部</td><td rowspan="2">☐一部 ()</td></tr><tr><td>☐一部</td></tr></table>	☐ 全部	☐ 一部 ()	☐ 一部	3	<table><tr><td>☐全部</td><td rowspan="2">☐一部 ()</td></tr><tr><td>☐一部</td></tr></table>	☐ 全部	☐ 一部 ()	☐ 一部
行政文書の名称	種類・量	実施の方法																	
	1	<table><tr><td>☐全部</td><td rowspan="2">☐一部 ()</td></tr><tr><td>☐一部</td></tr></table>	☐ 全部		☐ 一部 ()	☐ 一部													
	☐ 全部	☐ 一部 ()																	
	☐ 一部																		
2	<table><tr><td>☐全部</td><td rowspan="2">☐一部 ()</td></tr><tr><td>☐一部</td></tr></table>	☐ 全部	☐ 一部 ()	☐ 一部															
☐ 全部	☐ 一部 ()																		
☐ 一部																			
3	<table><tr><td>☐全部</td><td rowspan="2">☐一部 ()</td></tr><tr><td>☐一部</td></tr></table>	☐ 全部	☐ 一部 ()	☐ 一部															
☐ 全部	☐ 一部 ()																		
☐ 一部																			

様式第12の2 (第23条関係)

行政文書の開示の実施方法等申出書

防衛大臣 殿
(防衛大臣/防衛大臣)

氏名又は名称
住所又は居所
連絡先電話番号

平成〇年〇月〇日

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 行政文書開示決定通知書の番号等
*日付
文書番号

2 求める開示の実施の方法
下表から該当するものを選択してください。

行政文書の名称	種類・量	実施の方法			
	1	<table><tr><td>☐全部</td><td rowspan="2">☐一部 ()</td></tr><tr><td>☐一部</td></tr></table>	☐ 全部	☐ 一部 ()	☐ 一部
	☐ 全部	☐ 一部 ()			
	☐ 一部				
2	<table><tr><td>☐全部</td><td rowspan="2">☐一部 ()</td></tr><tr><td>☐一部</td></tr></table>	☐ 全部	☐ 一部 ()	☐ 一部	
☐ 全部	☐ 一部 ()				
☐ 一部					
3	<table><tr><td>☐全部</td><td rowspan="2">☐一部 ()</td></tr><tr><td>☐一部</td></tr></table>	☐ 全部	☐ 一部 ()	☐ 一部	
☐ 全部	☐ 一部 ()				
☐ 一部					

3 開示の実施を希望する日

4 「写しの送付」の希望の有無
[有：送付に要する費用 円
無]

5 開示実施手数料
円

*担当課等

請求受付番号：
申出受付番号：

改正案	現行
様式第19 (第23条関係) 行政文書の開示の実施方法等申出書 防衛大臣殿 (防衛副長/防衛次長) 氏名又は名称 住所又は居所 連絡先電話番号 行政文書開示決定通知書 (平成〇年〇月〇日付け〇〇〇第〇〇〇号) により通知の ありました行政文書について、既報のとおり開示を受けるので、行政機関の保有する 情報の公開に関する法律第14条第2項及び同施行令第11条第2項の規定に基づき、 申出をします。 ☐ 開示実施手数料 _____円 ☐ 写しの送付による場合：送付に要する費用 _____円分 *担当課等 請求受付番号：_____ 申出受付番号：_____	様式第13の2 (第23条関係) 行政文書の開示の実施方法等申出書 防衛大臣殿 (防衛副長/防衛次長) 氏名又は名称 住所又は居所 連絡先電話番号 行政文書開示決定通知書 (平成〇年〇月〇日付け〇〇〇第〇〇〇号) により通知の ありました行政文書について、既報のとおり開示を受けるので、行政機関の保有する 情報の公開に関する法律第14条第2項及び同施行令第11条第2項の規定に基づき、 申出をします。 ☐ 開示実施手数料 _____円 ☐ 写しの送付による場合：送付に要する費用 _____円分 *担当課等 請求受付番号：_____ 申出受付番号：_____

様式第14 (第24条関係)

平成〇年〇月〇日

開示実施手数料の減額（免除）申請書

防衛大臣
地方防衛局長／地方防衛支局長

氏名又は名称
住所又は居所
連絡先電話番号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり、行政文書の開示実施手数料の減額（免除）を申請します。

1. 開示決定のあった行政文書の名称等
(開示決定通知書の日付・番号：)

- ## 2 減額（免除）を求める額

- ① 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第○号に掲げる扶助を受け、手数料を納付する資力がないため。

- ②その他

〔注〕 ①又は②のいずれかに○印を付してください。

①に○を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。

②に○を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。

請求受付番号	申請受付番号
--------	--------

改 正 案	現 行
様式第21（第24条関係） 〇〇〇第〇〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 開示実施手数料の減額（免除）決定通知書 (開示請求者) 殿 防 衛 大 臣 (防衛部長/防衛施設局長) 印 平成〇年〇月〇日付けで請求のありました開示実施手数料の減額（免除）申請について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第16条第3項の規定に基づき、下記のとおり減額（免除）することとしましたので通知します。 記 1 対象となる行政文書とその開示の実施方法 行政文書の名称： 開示の実施方法： 2 開示実施手数料を減額（免除）する額 請求受付番号：_____ 申請受付番号：_____ 様式第15（第24条関係） 〇〇〇第〇〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 開示実施手数料の減額（免除）決定通知書 (開示請求者) 殿 防 衛 大 臣 (防衛部長/防衛施設局長) 印 平成〇年〇月〇日付けで請求のありました開示実施手数料の減額（免除）申請について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第16条第3項の規定に基づき、下記のとおり減額（免除）することとしましたので通知します。 記 1 対象となる行政文書とその開示の実施方法 行政文書の名称： 開示の実施方法： 2 開示実施手数料を減額（免除）する額 請求受付番号：_____ 申請受付番号：_____	

改正案	現行
様式第22（第24条関係） 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 開示実施手数料の減額（免除）申請に係る処分決定通知書 （開示請求者） 殿 防衛大臣 （防衛部長/防衛施設局長） 印 平成〇年〇月〇日付けで請求のありました開示実施手数料の減額（免除）申請について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第16条第3項の規定に基づき、下記のとおり減額（免除）しないこととしましたので通知します。 記 1 対象となる行政文書とその開示の実施方法 行政文書の名称： 開示の実施方法： 2 開示実施手数料を減額（免除）しない理由 請求受付番号：_____ 申請受付番号：_____ 様式第16（第24条関係） 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 開示実施手数料の減額（免除）申請に係る処分決定通知書 （開示請求者） 殿 防衛大臣 （防衛部長/防衛施設局長） 印 平成〇年〇月〇日付けで請求のありました開示実施手数料の減額（免除）申請について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第16条第3項の規定に基づき、下記のとおり減額（免除）しないこととしましたので通知します。 記 1 対象となる行政文書とその開示の実施方法 行政文書の名称： 開示の実施方法： 2 開示実施手数料を減額（免除）しない理由 請求受付番号：_____ 申請受付番号：_____	

改正案	現行				
様式第23（第26条関係） 平成○年○月○日 行政文書の更なる開示の申出書 防衛大臣 殿 （防衛部長/防衛次長） 氏名又は名称 住所又は居所 連絡先電話番号 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第14条第4項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。 記 1 更なる開示を求める行政文書の名称 2 開示決定通知書の日付及び文書番号 （平成○年○月○日付け○○○第○○○号） 3 最初に開示を受けた日 4 更なる開示の実施の方法等 （事務所における開示の実施を受ける場合、その希望日） （写しの送付を希望する場合は、その旨） *行政文書の同じ部分について、最初に開示を受けた開示の実施の方法と同じ開示の実施の方法を受けることはできません。 <table><tr><td>開示実施手数料 円</td><td>ここに収入印紙をはってください。（受付印）</td></tr></table> 請求受付番号： 最初の申出受付番号： 更なる申出受付番号：	開示実施手数料 円	ここに収入印紙をはってください。（受付印）	様式第17（第26条関係） 平成○年○月○日 行政文書の更なる開示の申出書 防衛大臣 殿 （防衛部長/防衛次長） 氏名又は名称 住所又は居所 連絡先電話番号 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第14条第4項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。 記 1 更なる開示を求める行政文書の名称 2 開示決定通知書の日付及び文書番号 （平成○年○月○日付け○○○第○○○号） 3 最初に開示を受けた日 4 更なる開示の実施の方法等 （事務所における開示の実施を受ける場合、その希望日） （写しの送付を希望する場合は、その旨） *行政文書の同じ部分について、最初に開示を受けた開示の実施の方法と同じ開示の実施の方法を受けることはできません。 <table><tr><td>開示実施手数料 円</td><td>ここに収入印紙をはってください。（受付印）</td></tr></table> 請求受付番号： 最初の申出受付番号： 更なる申出受付番号：	開示実施手数料 円	ここに収入印紙をはってください。（受付印）
開示実施手数料 円	ここに収入印紙をはってください。（受付印）				
開示実施手数料 円	ここに収入印紙をはってください。（受付印）				

改正案	現行
様式第24（第26条関係） 防衛大臣 殿 （防衛部長/防衛次長） 氏名又は名称 住所又は居所 連絡先電話番号 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第14条第4項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。 記 1 更なる開示を求める行政文書の名称 2 開示決定通知書の日付及び文書番号 （平成〇年〇月〇日付け〇〇〇第〇〇〇号） 3 最初に開示を受けた日 4 更なる開示の実施の方法等 （事務所における開示の実施を受ける場合、その希望日） （写しの送付を希望する場合は、その旨） （電子情報処理組織を使用して開示を希望する場合は、その旨） *行政文書の同じ部分について、最初に開示を受けた開示の実施の方法と同じ開示の実施の方法を受けることはできません。 5 開示実施手数料 円 請求受付番号： 最初の申出受付番号： 更なる申出受付番号： 様式第17の2（第26条関係） 防衛大臣 殿 （防衛部長/防衛次長） 氏名又は名称 住所又は居所 連絡先電話番号 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第14条第4項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。 記 1 更なる開示を求める行政文書の名称 2 開示決定通知書の日付及び文書番号 （平成〇年〇月〇日付け〇〇〇第〇〇〇号） 3 最初に開示を受けた日 4 更なる開示の実施の方法等 （事務所における開示の実施を受ける場合、その希望日） （写しの送付を希望する場合は、その旨） （電子情報処理組織を使用して開示を希望する場合は、その旨） *行政文書の同じ部分について、最初に開示を受けた開示の実施の方法と同じ開示の実施の方法を受けることはできません。 5 開示実施手数料 円 請求受付番号： 最初の申出受付番号： 更なる申出受付番号： - 45 -	

改 正 案		現 行									
様式第 2 5 (第 2 7 条関係) (開示請求者) 殿 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 防衛大臣 印 情報公開・個人情報保護審査会への諮問について (通知) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 9 条の規定に基づく開示決定等に対する次の審査請求について、同法第 1 9 条第 1 項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、同条第 2 項の規定により通知します。 <table><tr><td colspan="2">1 審査請求に係る行政文書の名称</td></tr><tr><td>2 審査請求に係る開示決定等 (開示決定等の種類) ☐ 開示決定 ☐ 一部開示決定 ☐ 不開示決定</td><td>(1) 開示決定等の日付、記号番号 平成〇年〇月〇日 〇〇〇第〇〇〇号 (2) 開示決定等をした者 防衛大臣 (官制職/憲法職)</td></tr><tr><td colspan="2">3 審査請求 (1) 審査請求日 平成〇年〇月〇日 (2) 審査請求の趣旨</td></tr><tr><td colspan="2">4 諮問日・諮問番号 平成〇年〇月〇日・平成〇年 () 諮問第〇〇号</td></tr><tr><td colspan="2">*担当課等</td></tr></table>		1 審査請求に係る行政文書の名称		2 審査請求に係る開示決定等 (開示決定等の種類) ☐ 開示決定 ☐ 一部開示決定 ☐ 不開示決定	(1) 開示決定等の日付、記号番号 平成〇年〇月〇日 〇〇〇第〇〇〇号 (2) 開示決定等をした者 防衛大臣 (官制職/憲法職)	3 審査請求 (1) 審査請求日 平成〇年〇月〇日 (2) 審査請求の趣旨		4 諮問日・諮問番号 平成〇年〇月〇日・平成〇年 () 諮問第〇〇号		*担当課等	
1 審査請求に係る行政文書の名称											
2 審査請求に係る開示決定等 (開示決定等の種類) ☐ 開示決定 ☐ 一部開示決定 ☐ 不開示決定	(1) 開示決定等の日付、記号番号 平成〇年〇月〇日 〇〇〇第〇〇〇号 (2) 開示決定等をした者 防衛大臣 (官制職/憲法職)										
3 審査請求 (1) 審査請求日 平成〇年〇月〇日 (2) 審査請求の趣旨											
4 諮問日・諮問番号 平成〇年〇月〇日・平成〇年 () 諮問第〇〇号											
*担当課等											

様式第 1 8 (第 2 7 条関係)

(開示請求者) 殿

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

防衛大臣 印

情報公開・個人情報保護審査会への諮問について (通知)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 9 条の規定に基づく開示決定等に対する次の**不服申立て**について、**同法第 1 8 条**の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、**同法第 1 9 条**の規定により通知します。

1 不服申立てに係る行政文書の名称	
2 不服申立てに係る開示決定等 (開示決定等の種類) ☐ 開示決定 ☐ 一部開示決定 ☐ 不開示決定	(1) 開示決定等の日付、記号番号 平成〇年〇月〇日 〇〇〇第〇〇〇号 (2) 開示決定等をした者 防衛大臣 (官制職/憲法職)
3 不服申立て (不服申立ての種類) ☐ 審査請求 ☐ 異議申立て	(1) 不服申立日 平成〇年〇月〇日 (2) 不服申立ての趣旨
4 諮問日・諮問番号 平成〇年〇月〇日・平成〇年 () 諮問第〇〇号	
*担当課等	

- 防衛省本省の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する訓令（平成17年防衛庁訓令第34号）（第8条関係）

（下線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第1章 総則（第1条－第7条） 第2章 開示 第1節 開示請求受付（第8条－第14条） 第2節 開示の決定等（第15条－第26条） 第3節 開示の実施（第27条） 第3章 訂正 第1節 訂正請求受付（第28条－第30条） 第2節 訂正の決定等（第31条－第41条） 第4章 利用停止 第1節 利用停止請求受付（第42条－第44条） 第2節 利用停止の決定等（第45条－第52条） 第5章 <u>審査請求</u>（第53条） 第6章 雑則（第54条） 附則 （開示請求書） 第8条 開示請求書は、様式第1に定める書式を標準とする。ただし、特定個人情報に係る開示請求については、<u>様式第2</u>を、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下単に「電子情報処理組織」という。）を使用した開示請求については、<u>様式第3</u>に定める書式を標準とする。 2 任意代理人（特定個人情報に係る請求に限る。以下同じ。）が開示請求する場合は、前号に規定する開示請求書と併せて、<u>様式第4</u>に定める書式を標準とする委任状を提出させるものとする。 （特定個人情報の開示請求に係る手数料の免除申請書） 第12条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第33条第2項に規定する開示請求に係る手数料の免除の申請書（以下「手数料免除申請書」という。）は、<u>様式</u>	目次 第1章 総則（第1条－第7条） 第2章 開示 第1節 開示請求受付（第8条－第14条） 第2節 開示の決定等（第15条－第26条） 第3節 開示の実施（第27条） 第3章 訂正 第1節 訂正請求受付（第28条－第30条） 第2節 訂正の決定等（第31条－第41条） 第4章 利用停止 第1節 利用停止請求受付（第42条－第44条） 第2節 利用停止の決定等（第45条－第52条） 第5章 <u>不服申立て</u>（第53条） 第6章 雑則（第54条） 附則 （開示請求書） 第8条 開示請求書は、様式第1に定める書式を標準とする。ただし、特定個人情報に係る開示請求については、<u>様式第1の2</u>を、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下単に「電子情報処理組織」という。）を使用した開示請求については、<u>様式第1の3</u>に定める書式を標準とする。 2 任意代理人（特定個人情報に係る請求に限る。以下同じ。）が開示請求する場合は、前号に規定する開示請求書と併せて、<u>様式第1の4</u>に定める書式を標準とする委任状を提出させるものとする。 （特定個人情報の開示請求に係る手数料の免除申請書） 第12条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第33条第2項に規定する開示請求に係る手数料の免除の申請書（以下「手数料免除申請書」という。）は、<u>様式</u>

第5に定める書式を標準とする。

(特定個人情報の開示請求に係る手数料の免除の決定等通知)

第14条 防衛大臣等は、前条の規定により受け付けられた手数料免除申請書について、番号法第29条第1項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第26条第2項の規定により、免除する旨を決定したときは様式第6に定める書式により、免除をしない旨を決定したときは様式第7に定める書式により、それぞれ開示請求者に通知するものとする。

(移送)

第17条 (略)

2 (略)

3 他の行政機関の長又は独立行政法人等に事案を移送する場合には、それぞれ様式第8又は様式第9に定める書式により、当該他の行政機関の長又は独立行政法人等に対して通知するものとする。

4 他の行政機関の長又は独立行政法人等に事案を移送した場合には、それぞれ様式第10又は様式第11に定める書式により、開示請求者に対して通知するものとする。

(第三者意見聴取の書式)

第19条 行政機関個人情報保護法第23条第1項の通知は様式第12に定める書式により、同条第2項の通知は様式第13に定める書式によるものとする。

2 行政機関個人情報保護法第23条第1項及び第2項の意見書は様式第14に定める書式を標準とする。

3 行政機関個人情報保護法第23条第3項の通知は様式第15に定める書式によるものとする。

(開示決定等期限の延長の書式)

第22条 行政機関個人情報保護法第19条第2項の通知は様式第16に定める書式によるものとする。

(開示決定等期限の特例の書式)

第23条 行政機関個人情報保護法第20条の通知は様式第17に定める書式によるものとする。

(開示決定等通知)

第1の5に定める書式を標準とする。

(特定個人情報の開示請求に係る手数料の免除の決定等通知)

第14条 防衛大臣等は、前条の規定により受け付けられた手数料免除申請書について、番号法第29条第1項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第26条第2項の規定により、免除する旨を決定したときは様式第1の6又は様式第1の7に定める書式により、免除をしない旨を決定したときは様式第1の8又は様式第1の9に定める書式により、それぞれ開示請求者に通知するものとする。

(移送)

第17条 (略)

2 (略)

3 他の行政機関の長又は独立行政法人等に事案を移送する場合には、それぞれ様式第2又は様式第2の2に定める書式により、当該他の行政機関の長又は独立行政法人等に対して通知するものとする。

4 他の行政機関の長又は独立行政法人等に事案を移送した場合には、それぞれ様式第3又は様式第3の2に定める書式により、開示請求者に対して通知するものとする。

(第三者意見聴取の書式)

第19条 行政機関個人情報保護法第23条第1項の通知は様式第4に定める書式により、同条第2項の通知は様式第5に定める書式によるものとする。

2 行政機関個人情報保護法第23条第1項及び第2項の意見書は様式第6に定める書式を標準とする。

3 行政機関個人情報保護法第23条第3項の通知は様式第7又は様式第7の2に定める書式によるものとする。

(開示決定等期限の延長の書式)

第22条 行政機関個人情報保護法第19条第2項の通知は様式第8に定める書式によるものとする。

(開示決定等期限の特例の書式)

第23条 行政機関個人情報保護法第20条の通知は様式第9に定める書式によるものとする。

(開示決定等通知)

第24条 防衛大臣等は、開示請求された保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をしたときは、様式第18に定める書式により開示請求者に通知するものとする。ただし、電子情報処理組織を使用した場合の通知は、様式第19に定める書式によるものとする。

2 防衛大臣等は、開示請求された保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をしたときは、様式第20に定める書式により開示請求者に通知するものとする。

(開示の実施に係る申出の受付)

第26条 (略)

2 前項の申出は、様式第21に定める書式を標準とする。ただし、電子情報処理組織を使用した開示の申出は、様式第22に定める書式を標準とする。

(訂正請求書)

第28条 訂正請求書は、様式第23に定める書式を標準とする。ただし、特定個人情報に係る訂正請求については、様式第24を、電子情報処理組織を使用した訂正請求については、様式第25に定める書式を標準とする。

2 任意代理人が訂正請求する場合は、前号に規定する訂正請求書と併せて、様式第26に定める書式を標準とする委任状を提出させるものとする。

(移送)

第33条 (略)

2 (略)

3 他の行政機関の長又は独立行政法人等に事案を移送する場合には、それぞれ様式第27又は様式第28に定める書式により、当該行政機関の長又は当該独立行政法人等に対して通知するものとする。

4 他の行政機関の長又は独立行政法人等に事案を移送した場合には、それぞれ様式第29又は様式第30に定める書式により、訂正請求者に対して通知するものとする。

(訂正決定等期限の延長の書式)

第37条 行政機関個人情報保護法第31条第2項の通知は様式第31に定める書式によるものとする。

(訂正決定等期限の特例の書式)

第38条 行政機関個人情報保護法第32条の通

第24条 防衛大臣等は、開示請求された保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をしたときは、様式第10又は様式第10の2に定める書式により開示請求者に通知するものとする。ただし、電子情報処理組織を使用した場合の通知は、様式第10の3又は様式第10の4に定める書式によるものとする。

2 防衛大臣等は、開示請求された保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をしたときは、様式第11又は様式第11の2に定める書式により開示請求者に通知するものとする。

(開示の実施に係る申出の受付)

第26条 (略)

2 前項の申出は、様式第12に定める書式を標準とする。ただし、電子情報処理組織を使用した開示の申出は、様式第12の2に定める書式を標準とする。

(訂正請求書)

第28条 訂正請求書は、様式第13に定める書式を標準とする。ただし、特定個人情報に係る訂正請求については、様式第13の2を、電子情報処理組織を使用した訂正請求については、様式第13の3に定める書式を標準とする。

2 任意代理人が訂正請求する場合は、前号に規定する訂正請求書と併せて、様式第13の4に定める書式を標準とする委任状を提出させるものとする。

(移送)

第33条 (略)

2 (略)

3 他の行政機関の長又は独立行政法人等に事案を移送する場合には、それぞれ様式第14又は様式第14の2に定める書式により、当該行政機関の長又は当該独立行政法人等に対して通知するものとする。

4 他の行政機関の長又は独立行政法人等に事案を移送した場合には、それぞれ様式第15又は様式第15の2に定める書式により、訂正請求者に対して通知するものとする。

(訂正決定等期限の延長の書式)

第37条 行政機関個人情報保護法第31条第2項の通知は様式第16に定める書式によるものとする。

(訂正決定等期限の特例の書式)

第38条 行政機関個人情報保護法第32条の通

知は様式第32に定める書式によるものとする。
。

(訂正決定等通知)

第39条 防衛大臣等は、訂正請求された保有個人情報の訂正をする旨の決定をしたときは、様式第33に定める書式により訂正請求者に通知するものとする。

2 防衛大臣等は、訂正請求された保有個人情報の訂正をしない旨の決定をしたときは、様式第34に定める書式により訂正請求者に通知するものとする。

(保有個人情報の提供先への通知の書式)

第40条 行政機関個人情報保護法第35条の通知は様式第35に定める書式によるものとする。
。

(利用停止請求書)

第42条 利用停止請求書は、様式第36に定める書式を標準とする。ただし、特定個人情報に係る利用停止請求については、様式第37を、電子情報処理組織を使用した利用停止請求については、様式第38に定める書式を標準とする。
。

2 任意代理人が利用停止請求する場合は、前項に規定する利用停止請求書と併せて、様式第39に定める書式を標準とする委任状を提出させるものとする。

(利用停止決定等期限の延長の書式)

第49条 行政機関個人情報保護法第40条第2項の通知は様式第40に定める書式によるものとする。

(利用停止決定等期限の特例の書式)

第50条 行政機関個人情報保護法第41条の通知は様式第41に定める書式によるものとする。
。

(利用停止決定等通知)

第51条 防衛大臣等は、利用停止請求された保有個人情報の利用停止をする旨の決定をしたときは、様式第42に定める書式により利用停止請求者に通知するものとする。

知は様式第17に定める書式によるものとする。
。

(訂正決定等通知)

第39条 防衛大臣等は、訂正請求された保有個人情報の訂正をする旨の決定をしたときは、様式第18又は様式第18の2に定める書式により訂正請求者に通知するものとする。ただし、電子情報処理組織を使用した場合の通知は、様式第18の3又は様式第18の4に定める書式によるものとする。

2 防衛大臣等は、訂正請求された保有個人情報の訂正をしない旨の決定をしたときは、様式第19又は様式第19の2に定める書式により訂正請求者に通知するものとする。

(保有個人情報の提供先への通知の書式)

第40条 行政機関個人情報保護法第35条の通知は様式第20に定める書式によるものとする。
。

(利用停止請求書)

第42条 利用停止請求書は、様式第21に定める書式を標準とする。ただし、特定個人情報に係る利用停止請求については、様式第21の2を、電子情報処理組織を使用した利用停止請求については、様式第21の3に定める書式を標準とする。

2 任意代理人が利用停止請求する場合は、前項に規定する利用停止請求書と併せて、様式第21の4に定める書式を標準とする委任状を提出させるものとする。

(利用停止決定等期限の延長の書式)

第49条 行政機関個人情報保護法第40条第2項の通知は様式第22に定める書式によるものとする。

(利用停止決定等期限の特例の書式)

第50条 行政機関個人情報保護法第41条の通知は様式第23に定める書式によるものとする。
。

(利用停止決定等通知)

第51条 防衛大臣等は、利用停止請求された保有個人情報の利用停止をする旨の決定をしたときは、様式第24又は様式第24の2に定める書式により利用停止請求者に通知するものとする。ただし、電子情報処理組織を使用した場合の通知は、様式第24の3又は様式第24の4

2 防衛大臣等は、利用停止請求された保有個人情報
の利用停止をしない旨の決定をしたときは、様式第43
に定める書式により利用停止請求者に通知するものとする。

第5章 審査請求

(諮問をした旨の通知の書式)

第53条 行政機関個人情報保護法第43条の通知は、次の各号の書式によるものとする。

- (1) 開示決定等に対する審査請求について諮問した旨の通知 様式第44
- (2) 訂正決定等に対する審査請求について諮問した旨の通知 様式第45
- (3) 利用停止決定等に対する審査請求について諮問した旨の通知 様式第46

に定める書式によるものとする。

2 防衛大臣等は、利用停止請求された保有個人情報
の利用停止をしない旨の決定をしたときは、様式第25
又は様式第25の2に定める書式により利用停止請求者に通知するものとする。

第5章 不服申立て

(諮問をした旨の通知の書式)

第53条 行政機関個人情報保護法第43条の通知は、次の各号の書式によるものとする。

- (1) 開示決定等に対する不服申立てについて諮問した旨の通知 様式第26
- (2) 訂正決定等に対する不服申立てについて諮問した旨の通知 様式第26の2
- (3) 利用停止決定等に対する不服申立てについて諮問した旨の通知 様式第26の3

改 正 案		現 行						
様式第 1（第 8 条関係） 防衛大臣殿 （防衛施設/防衛施設員） 氏名：_____ 住所又は居所：〒 _____ TEL （ ） _____ 平成〇年〇月〇日 保有個人情報開示請求書 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）第 13 条 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。 記 1 開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書の名称等 （開示請求に係る保有個人情報特定できるよう、開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書の名称、請求する保有個人情報の内容等を具体的に記載してください。） 2 求める開示の実施の方法等（本欄の記載は任意です。） ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法を記載してください。 ア 事務所における開示の実施を希望する。 ＜実施の方法＞ ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他（ ） ＜実施の希望日＞ _____ イ 写しの送付を希望する。 3 本人確認等 1 開示請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 2 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。 3 本人の状況等（法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____ 4 請求資格確認書類（法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。） ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ） <table><tr><td>開示請求手数料 （一件 300 円）</td><td>ここに収入印紙をはってください。</td><td>（受付印）</td></tr></table> 請求受付番号： _____		開示請求手数料 （一件 300 円）	ここに収入印紙をはってください。	（受付印）	様式第 1（第 8 条関係） 防衛大臣殿 （防衛施設/防衛施設員） 氏名：_____ 住所又は居所：〒 _____ TEL （ ） _____ 平成〇年〇月〇日 保有個人情報開示請求書 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）第 13 条 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。 記 1 開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書の名称等 （開示請求に係る保有個人情報特定できるよう、開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書の名称、請求する保有個人情報の内容等を具体的に記載してください。） 2 求める開示の実施の方法等（本欄の記載は任意です。） ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法を記載してください。 ア 事務所における開示の実施を希望する。 ＜実施の方法＞ ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他（ ） ＜実施の希望日＞ _____ イ 写しの送付を希望する。 3 本人確認等 1 開示請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 2 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。 3 本人の状況等（法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____ 4 請求資格確認書類（法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。） ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ） <table><tr><td>開示請求手数料 （一件 300 円）</td><td>ここに収入印紙をはってください。</td><td>（受付印）</td></tr></table> 請求受付番号： _____	開示請求手数料 （一件 300 円）	ここに収入印紙をはってください。	（受付印）
開示請求手数料 （一件 300 円）	ここに収入印紙をはってください。	（受付印）						
開示請求手数料 （一件 300 円）	ここに収入印紙をはってください。	（受付印）						

改 正 案	現 行
(裏面又は別添) 〈記載に当たったの注意事項〉 1 「氏名」「住所又は居所」 あなただの氏名、住所又は居所を記載してください。ここに記載された住所及び氏名により、開示決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。 連絡等を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。 なお、法定代理人による開示請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。 2 「開示請求に係る保有個人情報」が記録されている行政文書の名称等」 開示請求に係る保有個人情報「が記録されている行政文書について、その名称、お知りになりたい保有個人情報の内容等をできる限り具体的に記載してください。 3 「求める開示の実施の方法等」 請求された保有個人情報について開示決定がされた場合に、開示の実施の方法、事務所における開示を希望される場合の希望日についてご希望がありましたら、記載してください。 なお、開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出ることができます。 4 本人確認書類等 (1) 窓口来所による開示請求の場合 窓口に来所して開示請求をする場合、本人確認のため、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード(住民基本台帳カード(注)、ただし個人番号通知カードは不可)、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示・提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提示・提出ができない場合は、開示請求窓口事前に相談してください。 (注) 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。 (2) 送付による開示請求の場合 保有個人情報開示請求書を送付して開示請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたもので市町村等が発行するものの原本に限りません。)を提出してください。住民票の写しが提出できない場合は、開示請求窓口事前に相談してください。 なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写してください。また、住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、個人番号を黒塗りしてください。 (3) 法定代理人による開示請求の場合 「本人の状況等」欄は、法定代理人による開示請求の場合に記載してください。 法定代理人が開示請求をする場合には、代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたもので市町村等が発行するものの原本に限りません。)を提出してください。 (開示請求手数料の納付について) 開示請求を行う場合には、開示請求に係る保有個人情報の記録されている行政文書1件について、300円を納付していただくことになっています。 300円分の収入印紙をこの請求書の所定の位置に貼って提出してください。	(裏面又は別添) 〈記載に当たったの注意事項〉 1 「氏名」「住所又は居所」 あなただの氏名、住所又は居所を記載してください。ここに記載された住所及び氏名により、開示決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。 連絡等を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。 なお、法定代理人による開示請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。 2 「開示請求に係る保有個人情報」が記録されている行政文書の名称等」 開示請求に係る保有個人情報「が記録されている行政文書について、その名称、お知りになりたい保有個人情報の内容等をできる限り具体的に記載してください。 3 「求める開示の実施の方法等」 請求された保有個人情報について開示決定がされた場合に、開示の実施の方法、事務所における開示を希望される場合の希望日についてご希望がありましたら、記載してください。 なお、開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出ることができます。 4 本人確認書類等 (1) 窓口来所による開示請求の場合 窓口に来所して開示請求をする場合、本人確認のため、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード(住民基本台帳カード(注)、ただし個人番号通知カードは不可)、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示・提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提示・提出ができない場合は、開示請求窓口事前に相談してください。 (注) 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。 (2) 送付による開示請求の場合 保有個人情報開示請求書を送付して開示請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたもので市町村等が発行するものの原本に限りません。)を提出してください。住民票の写しが提出できない場合は、開示請求窓口事前に相談してください。 なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写してください。また、住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、個人番号を黒塗りしてください。 (3) 法定代理人による開示請求の場合 「本人の状況等」欄は、法定代理人による開示請求の場合に記載してください。 法定代理人が開示請求をする場合には、代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたもので市町村等が発行するものの原本に限りません。)を提出してください。 (開示請求手数料の納付について) 開示請求を行う場合には、開示請求に係る保有個人情報の記録されている行政文書1件について、300円を納付していただくことになっています。 300円分の収入印紙をこの請求書の所定の位置に貼って提出してください。

改正案	現行
様式第2（第8条関係） 保有個人情報開示請求書 平成〇年〇月〇日 防衛大臣殿 (衛防部副長・衛防部次長) 氏名：_____ 住所又は居所：_____ TEL（ ）（ ） 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第13条 第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。 記 1 開示請求に係る保有個人情報の記録されている行政文書の名称等 (開示請求に係る保有個人情報の特定ができるよう、開示請求に係る保有個人情報の記録されている行政文書の名称、請求する保有個人情報の内容等をできるだけ具体的に記載してください。) 2 求める開示の実施の方法等（本欄の記載は任意です。） ア又はイに○印を付けてください。アを選択された場合は、その具体的な方法を記載してください。 ア 事務所における開示の実施を希望する。 (実施の方法) ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他（ ） (実施の希望日) _____ イ 写しの送付を希望する。 3 本人確認等 1 開示請求者 □本人 □法定代理人 □任意代理人 2 請求者本人確認書類 □運転免許証 □健康保険被保険者証 □個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） □在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 □その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。 3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください） ア 本人の状況 □未成年者（ 年 月 日生） □成年被後見人 □任意代理委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____ 4 請求資格確認書類（法定代理人又は任意代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください） ア 法定代理人が請求する場合 □戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他（ ） イ 任意代理人が請求する場合 □委任状 開示請求手数料 (一件300円) ここに収入印紙を貼ってください。 (受付印) 請求受付番号：_____	様式第1の2（第8条関係） 保有個人情報開示請求書 平成〇年〇月〇日 防衛大臣殿 (衛防部副長・衛防部次長) 氏名：_____ 住所又は居所：_____ TEL（ ）（ ） 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第13条 第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。 記 1 開示請求に係る保有個人情報の記録されている行政文書の名称等 (開示請求に係る保有個人情報の特定ができるよう、開示請求に係る保有個人情報の記録されている行政文書の名称、請求する保有個人情報の内容等をできるだけ具体的に記載してください。) 2 求める開示の実施の方法等（本欄の記載は任意です。） ア又はイに○印を付けてください。アを選択された場合は、その具体的な方法を記載してください。 ア 事務所における開示の実施を希望する。 (実施の方法) ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他（ ） (実施の希望日) _____ イ 写しの送付を希望する。 3 本人確認等 1 開示請求者 □本人 □法定代理人 □任意代理人 2 請求者本人確認書類 □運転免許証 □健康保険被保険者証 □個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） □在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 □その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。 3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください） ア 本人の状況 □未成年者（ 年 月 日生） □成年被後見人 □任意代理委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____ 4 請求資格確認書類（法定代理人又は任意代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください） ア 法定代理人が請求する場合 □戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他（ ） イ 任意代理人が請求する場合 □委任状 開示請求手数料 (一件300円) ここに収入印紙を貼ってください。 (受付印) 請求受付番号：_____

改正案	現行
	〈記載に当たったの注意事項〉 1 「氏名」「住所又は居所」 あなたの氏名、住所又は居所を記載してください。ここに記載された住所及び氏名により、開示決定通知等を行うことになりますので、正確に記載してください。 連絡等を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。 なお、法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。 2 「開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書の名称等」 開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書について、その名称、お知りになりたい保有個人情報の内容等をできる限り具体的に記載してください。 3 「求める開示の実施の方法等」 請求された保有個人情報について開示決定がされた場合に、開示の実施の方法、事務所における開示を希望される場合の希望日についてご希望がありましたら、記載してください。 なお、開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出ることができます。 4 本人確認書類等 (1) 窓口来所による開示請求の場合 窓口に来所して開示請求をする場合、本人確認のため、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示・提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提示・提出ができない場合は、開示請求窓口事前に相談してください。 （注）住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。 (2) 送付による開示請求の場合 保有個人情報開示請求書を送付して開示請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたもので市町村等が発行するものの原本に限りません。）を提出してください。住民票の写しが提出できない場合は、開示請求窓口事前に相談してください。 なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写してください。また、住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、個人番号を黒塗りしてください。 (3) 代理人による開示請求の場合 「本人の状況等」欄は、代理人による開示請求の場合に記載してください。 法定代理人が開示請求をする場合には、代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたもので市町村等が発行するものの原本に限りません。）を提出してください。 任意代理人が開示請求をする場合には、代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、委任状（ただし、開示請求の前30日以内に作成された原本に限りません。）を提出してください。ただし、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたもので市町村等が発行するものの原本に限りません。）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対してに限り発行される書類の写しを添付して提出してください。 （開示請求手数料の納付について） 開示請求を行う場合には、開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書1件について、3000円を納付していただくことになっています。 3000円分の収入印紙をこの請求書の所定の位置に貼って提出してください。 手数料の免除を受けようとする場合には、様式第5の免除申請書も提出する必要があります。
	〈記載に当たったの注意事項〉 1 「氏名」「住所又は居所」 あなたの氏名、住所又は居所を記載してください。ここに記載された住所及び氏名により、開示決定通知等を行うことになりますので、正確に記載してください。 連絡等を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。 なお、法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。 2 「開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書の名称等」 開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書について、その名称、お知りになりたい保有個人情報の内容等をできる限り具体的に記載してください。 3 「求める開示の実施の方法等」 請求された保有個人情報について開示決定がされた場合に、開示の実施の方法、事務所における開示を希望される場合の希望日についてご希望がありましたら、記載してください。 なお、開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出ることができます。 4 本人確認書類等 (1) 窓口来所による開示請求の場合 窓口に来所して開示請求をする場合、本人確認のため、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示・提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提示・提出ができない場合は、開示請求窓口事前に相談してください。 （注）住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。 (2) 送付による開示請求の場合 保有個人情報開示請求書を送付して開示請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたもので市町村等が発行するものの原本に限りません。）を提出してください。住民票の写しが提出できない場合は、開示請求窓口事前に相談してください。 なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写してください。また、住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、個人番号を黒塗りしてください。 (3) 代理人による開示請求の場合 「本人の状況等」欄は、代理人による開示請求の場合に記載してください。 法定代理人が開示請求をする場合には、代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたもので市町村等が発行するものの原本に限りません。）を提出してください。 任意代理人が開示請求をする場合には、代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、委任状（ただし、開示請求の前30日以内に作成された原本に限りません。）を提出してください。ただし、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたもので市町村等が発行するものの原本に限りません。）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対してに限り発行される書類の写しを添付して提出してください。 （開示請求手数料の納付について） 開示請求を行う場合には、開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書1件について、3000円を納付していただくことになっています。 3000円分の収入印紙をこの請求書の所定の位置に貼って提出してください。 手数料の免除を受けようとする場合には、様式第1の5の免除申請書も提出する必要があります。

改正案	現行
様式第 3（第 8 条関係） 保有個人情報開示請求書 平成〇年〇月〇日 防衛大臣 殿 (官制補綴/制補綴略) (ふりがな) 氏名： 住所又は居所： TEL () 〒 E-MAIL 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。 記 1 開示請求に係る保有個人情報の記録されている行政文書の名称等 (開示請求に係る保有個人情報特定できるよう、開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書の名称、請求する保有個人情報の内容等できるだけ具体的に記載してください。) 2 求める開示の実施の方法等（本欄の記載は任意です。） ア又はイ若しくはロを選択してください。アを選択された場合は、その具体的な方法を記載してください。 ☐ ア 事務所における開示の実施を希望する。 (実施の方法) ☐ ① 閲覧 ☐ ② 写しの交付 ☐ ③ その他 () (実施の希望日) _____ ☐ イ 写しの送付を希望する。 ☐ ウ 電磁的記録が存在すれば電子情報処理組織を使用しての開示の実施を希望する。 請求受付番号： _____	様式第 1 の 3（第 8 条関係） 保有個人情報開示請求書 平成〇年〇月〇日 防衛大臣 殿 (官制補綴/制補綴略) (ふりがな) 氏名： 住所又は居所： TEL () 〒 E-MAIL 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。 記 1 開示請求に係る保有個人情報の記録されている行政文書の名称等 (開示請求に係る保有個人情報特定できるよう、開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書の名称、請求する保有個人情報の内容等できるだけ具体的に記載してください。) 2 求める開示の実施の方法等（本欄の記載は任意です。） ア又はイ若しくはロを選択してください。アを選択された場合は、その具体的な方法を記載してください。 ☐ ア 事務所における開示の実施を希望する。 (実施の方法) ☐ ① 閲覧 ☐ ② 写しの交付 ☐ ③ その他 () (実施の希望日) _____ ☐ イ 写しの送付を希望する。 ☐ ウ 電磁的記録が存在すれば電子情報処理組織を使用しての開示の実施を希望する。 請求受付番号： _____

改 正 案	現 行
《説明事項》 電子情報処理組織を使用して開示請求を行う場合には、この様式を使用してください。 《記載に当たっての注意事項》 1 「氏名」「住所又は居所」 あなたの氏名、住所又は居所を記載してください。ここに記載された住所及び氏名により、開示決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載して下さい。 連絡等を行う際に必要になりますので、電話番号及びE-MAIL アドレスも記載してください。 2 「開示請求に係る保有個人情報に記載されている行政文書の名称等」 開示請求に係る保有個人情報に記載されている行政文書について、その名称、お知りになりたい保有個人情報の内容をできる限り具体的に記載してください。 3 「求める開示の実施の方法等」 請求された保有個人情報について開示決定がされた場合に、開示の実施の方法、事務所における開示を希望される場合の希望日についてご希望がありましたら、記載してください。 なお、開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出ることができます。 《開示請求手数料の納付等について》 電子情報処理組織を使用して開示請求を行う場合には、開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書1件について、200円を納付していただくことになっていきます。	《説明事項》 電子情報処理組織を使用して開示請求を行う場合には、この様式を使用してください。 《記載に当たっての注意事項》 1 「氏名」「住所又は居所」 あなたの氏名、住所又は居所を記載してください。ここに記載された住所及び氏名により、開示決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載して下さい。 連絡等を行う際に必要になりますので、電話番号及びE-MAIL アドレスも記載してください。 2 「開示請求に係る保有個人情報に記載されている行政文書の名称等」 開示請求に係る保有個人情報に記載されている行政文書について、その名称、お知りになりたい保有個人情報の内容をできる限り具体的に記載してください。 3 「求める開示の実施の方法等」 請求された保有個人情報について開示決定がされた場合に、開示の実施の方法、事務所における開示を希望される場合の希望日についてご希望がありましたら、記載してください。 なお、開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出ることができます。 《開示請求手数料の納付等について》 電子情報処理組織を使用して開示請求を行う場合には、開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書1件について、200円を納付していただくことになっていきます。

改正案	現行
様式第 4（第 8 条関係） 委任状 (代理人) 住所 氏名 (ふりがな) 上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。 記 1 特定個人情報情報の開示請求を行う権限 2 開示請求に係る事実を移送した旨の通知を受ける権限 3 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限 4 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限 5 開示請求に係る特定個人情報情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限 6 開示請求に係る特定個人情報情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限 7 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限 平成〇年〇月〇日 (委任者) 住所 氏名 (ふりがな) 印 連絡先電話番号	様式第 1 の 4（第 8 条関係） 委任状 (代理人) 住所 氏名 (ふりがな) 上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。 記 1 特定個人情報情報の開示請求を行う権限 2 開示請求に係る事実を移送した旨の通知を受ける権限 3 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限 4 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限 5 開示請求に係る特定個人情報情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限 6 開示請求に係る特定個人情報情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限 7 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限 平成〇年〇月〇日 (委任者) 住所 氏名 (ふりがな) 印 連絡先電話番号

改正案	現行
様式第 5（第 1 2 条関係） 平成〇年〇月〇日 防衛大臣 殿 （地方防衛部長/地方防衛支局長） 開示請求に係る手数料の免除申請書 氏名 （ふりがな） 住所又は居所 連絡先電話番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成 2 6 年政令第 1 5 5 号）第 3 条第 2 項に基づき、下記のとおり、保有個人情報の開示請求に係る手数料の免除を申請します。 記 1 開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書の名称等 2 免除を求める理由 （1）生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 11 条第 1 項第 1 号に掲げる扶助を受けており、手数料を納付する実力がいないため。 （2）その他 (注)（1）又は（2）のいずれかに○印を付してください。 （1）に○を付した場合は、生活保護法第 11 条第 1 項のうち該当する号を記載するとともに、当該扶助を受けていることを証明する書面を添付してください。 （2）に○を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。	様式第 1 の 5（第 1 2 条関係） 平成〇年〇月〇日 防衛大臣 殿 （地方防衛部長/地方防衛支局長） 開示請求に係る手数料の免除申請書 氏名 （ふりがな） 住所又は居所 連絡先電話番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成 2 6 年政令第 1 5 5 号）第 3 条第 2 項に基づき、下記のとおり、保有個人情報の開示請求に係る手数料の免除を申請します。 記 1 開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書の名称等 2 免除を求める理由 （1）生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 11 条第 1 項第 1 号に掲げる扶助を受けており、手数料を納付する実力がいないため。 （2）その他 (注)（1）又は（2）のいずれかに○印を付してください。 （1）に○を付した場合は、生活保護法第 11 条第 1 項のうち該当する号を記載するとともに、当該扶助を受けていることを証明する書面を添付してください。 （2）に○を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。

改正案	現行
様式第 6 (第 1 4 条関係) 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 開示請求に係る手数料の免除決定通知書 (開示請求者) 殿 防衛大臣 (防衛大臣/防衛大臣(長)) 印 平成〇年〇月〇日付けで請求がありました開示請求に係る手数料の免除申請について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 9 条第 1 項の規定により読み替えて適用する行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号）第 2 6 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり、免除することとしますので通知します。 記 対象となる保有個人情報記録されている行政文書の名称等	様式第 1 の 6 (第 1 4 条関係) 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 開示請求に係る手数料の免除決定通知書 (開示請求者) 殿 防衛大臣 印 平成〇年〇月〇日付けで請求がありました開示請求に係る手数料の免除申請について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 9 条第 1 項の規定により読み替えて適用する行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号）第 2 6 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり、免除することとしますので通知します。 記 対象となる保有個人情報記録されている行政文書の名称等

改正案	現行
(削る)	様式第 1 の 7 (第 1 4 条関係) 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 開示請求に係る手数料の免除決定通知書 (開示請求者) 殿 地 方 防 衛 局 長 (地方防衛支局長) 印 平成〇年〇月〇日付けで請求のありました開示請求に係る手数料の免除申請について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 9 条第 1 項の規定により読み替えて適用する行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号）第 2 6 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり、免除することとしますので通知します。 記 対象となる保有個人情報記録されている行政文書の名称等

改正案	現行
様式第 7 (第 1 4 条関係) ○○○第○○○号 平成○年○月○日 開示請求に係る手数料の免除をしない旨の決定通知書 (開示請求者) 殿 防衛大臣 (防衛大臣/防衛大臣(長)) 印 平成○年○月○日付けで請求のありました開示請求に係る手数料の免除申請については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 29 条第 1 項の規定により読み替えて適用する行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）に規定する免除理由に該当しませんので通知します。 記 1 対象となる保有個人情報記録されている行政文書の名称等 2 免除が認められない理由等 * この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、この決定があつた日の翌日から起算して 3 か月以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることができ、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは申立てをすることができません。 この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定に基づき、この決定があつた日から 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）同法第 12 条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができ、決定があつたことを知つた日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過したときは提起することができません。	様式第 1 の 8 (第 1 4 条関係) ○○○第○○○号 平成○年○月○日 開示請求に係る手数料の免除をしない旨の決定通知書 (開示請求者) 殿 防衛大臣 印 平成○年○月○日付けで請求のありました開示請求に係る手数料の免除申請については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 29 条第 1 項の規定により読み替えて適用する行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）に規定する免除理由に該当しませんので通知します。 記 1 対象となる保有個人情報記録されている行政文書の名称等 2 免除が認められない理由等 * この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づき、この決定があつた日の翌日から起算して 60 日以内に、防衛大臣に対して異議申立てをすることができ、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して 60 日以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは申立てをすることができません。 この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定に基づき、この決定があつた日から 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）同法第 12 条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができ、決定があつたことを知つた日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過したときは提起することができません。

改正案	現行
	様式第1の9（第14条関係） (削る) ○○○第○○○号 平成○年○月○日 開示請求に係る手数料の免除をしない旨の決定通知書 (開示請求者) 殿 地 方 防 衛 局 長 （地方防衛支局長） 印 平成○年○月○日付けで請求のありました開示請求に係る手数料の免除申請については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第29条第1項の規定により読み替えて適用する行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成15年法律第58号）に規定する免除理由に該当しませんので通知します。 記 1 対象となる保有個人情報記録されている行政文書の名称等 2 免除が認められない理由等 * この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることができ、ただし、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。 この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があつたことを知つた日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができ、ただし決定があつたことを知つた日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

改正案	現行																
様式第8（第17条関係） （他の行政機関の長） 殿 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 防衛大臣印 （地方官庁印） 保有個人情報開示請求に係る事案の移送について 平成〇年〇月〇日付けにて開示請求のあった事案について、行政機関の保有する個人情報 の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第21条第1項の規定により、下記の とおり移送します。 記 <table><tr><td>開示請求に係る保 有個人情報記録 されている行政文 書の名称等</td><td>開示請求書に記載されている行政文書の名称等 （一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち〇〇、〇〇 及び〇〇に係る保有個人情報）</td></tr><tr><td>請求者名等</td><td>氏名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 ☐未成年者（ 年 月 日生） ☐成年被後見人 ☐任意代理委任者 本人の氏名 本人の住所又は居所 </td></tr><tr><td>添付資料等名</td><td> ・開示請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・ </td></tr><tr><td>備考</td><td>（複数の他の行政機関の長又は独立行政法人等に移送する場合には、その旨）</td></tr></table> （担当者所属、氏名、連絡先） 請求受付番号： _____	開示請求に係る保 有個人情報記録 されている行政文 書の名称等	開示請求書に記載されている行政文書の名称等 （一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち〇〇、〇〇 及び〇〇に係る保有個人情報）	請求者名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 ☐未成年者（ 年 月 日生） ☐成年被後見人 ☐任意代理委任者 本人の氏名 本人の住所又は居所	添付資料等名	・開示請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・	備考	（複数の他の行政機関の長又は独立行政法人等に移送する場合には、その旨）	様式第2（第17条関係） （他の行政機関の長） 殿 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 防衛大臣印 （地方官庁印） 保有個人情報開示請求に係る事案の移送について 平成〇年〇月〇日付けにて開示請求のあった事案について、行政機関の保有する個人情報 の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第21条第1項の規定により、下記の とおり移送します。 記 <table><tr><td>開示請求に係る保 有個人情報記録 されている行政文 書の名称等</td><td>開示請求書に記載されている行政文書の名称等 （一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち〇〇、〇〇 及び〇〇に係る保有個人情報）</td></tr><tr><td>請求者名等</td><td>氏名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 ☐未成年者（ 年 月 日生） ☐成年被後見人 ☐任意代理委任者 本人の氏名 本人の住所又は居所 </td></tr><tr><td>添付資料等名</td><td> ・開示請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・ </td></tr><tr><td>備考</td><td>（複数の他の行政機関の長又は独立行政法人等に移送する場合には、その旨）</td></tr></table> （担当者所属、氏名、連絡先） 請求受付番号： _____	開示請求に係る保 有個人情報記録 されている行政文 書の名称等	開示請求書に記載されている行政文書の名称等 （一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち〇〇、〇〇 及び〇〇に係る保有個人情報）	請求者名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 ☐未成年者（ 年 月 日生） ☐成年被後見人 ☐任意代理委任者 本人の氏名 本人の住所又は居所	添付資料等名	・開示請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・	備考	（複数の他の行政機関の長又は独立行政法人等に移送する場合には、その旨）
開示請求に係る保 有個人情報記録 されている行政文 書の名称等	開示請求書に記載されている行政文書の名称等 （一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち〇〇、〇〇 及び〇〇に係る保有個人情報）																
請求者名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 ☐未成年者（ 年 月 日生） ☐成年被後見人 ☐任意代理委任者 本人の氏名 本人の住所又は居所																
添付資料等名	・開示請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・																
備考	（複数の他の行政機関の長又は独立行政法人等に移送する場合には、その旨）																
開示請求に係る保 有個人情報記録 されている行政文 書の名称等	開示請求書に記載されている行政文書の名称等 （一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち〇〇、〇〇 及び〇〇に係る保有個人情報）																
請求者名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 ☐未成年者（ 年 月 日生） ☐成年被後見人 ☐任意代理委任者 本人の氏名 本人の住所又は居所																
添付資料等名	・開示請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・																
備考	（複数の他の行政機関の長又は独立行政法人等に移送する場合には、その旨）																

改 正 案	現 行																
様式第 9（第 1 7 条関係） （独立行政法人等） 殿 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 防 衛 大 臣 印 (地方防衛局長/地方防衛局長) 保有個人情報開示請求に係る事実の移送について 平成〇年〇月〇日付けにて開示請求のあった事実について、行政機関の保有する個人情報 の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、下記のと おり移送します。 記 <table><tr><td>開示請求に係る保 有個人情報記録 されている行政文 書の名称等</td><td>〔 開示請求書に記載されている行政文書の名称等 （一部を移送する場合には、開示請求のあった事実のうち〇〇、〇〇 及び〇〇〇に係る保有個人情報） 〕</td></tr><tr><td>請求者名等</td><td>氏名： 住所又は居所： 連絡先： 〔 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 ☐未成年者（ 年 月 日生） ☐成年被後見人 本人の氏名 ☐任意代理委任者 本人の住所又は居所 〕</td></tr><tr><td>添付資料等名</td><td>〔 ・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・ 〕</td></tr><tr><td>備考</td><td>（複数の他の行政機関の長又は独立行政法人等に移送する場合には、その旨）</td></tr></table> （担当者所属、氏名、連絡先） 請求受付番号：	開示請求に係る保 有個人情報記録 されている行政文 書の名称等	〔 開示請求書に記載されている行政文書の名称等 （一部を移送する場合には、開示請求のあった事実のうち〇〇、〇〇 及び〇〇〇に係る保有個人情報） 〕	請求者名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： 〔 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 本人の氏名 ☐ 任意代理委任者 本人の住所又は居所 〕	添付資料等名	〔 ・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・ 〕	備考	（複数の他の行政機関の長又は独立行政法人等に移送する場合には、その旨）	様式第 2 の 2（第 1 7 条関係） （独立行政法人等） 殿 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 防 衛 大 臣 印 (地方防衛局長/地方防衛局長) 保有個人情報開示請求に係る事実の移送について 平成〇年〇月〇日付けにて開示請求のあった事実について、行政機関の保有する個人情報 の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、下記のと おり移送します。 記 <table><tr><td>開示請求に係る保 有個人情報記録 されている行政文 書の名称等</td><td>〔 開示請求書に記載されている行政文書の名称等 （一部を移送する場合には、開示請求のあった事実のうち〇〇、〇〇 及び〇〇〇に係る保有個人情報） 〕</td></tr><tr><td>請求者名等</td><td>氏名： 住所又は居所： 連絡先： 〔 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 ☐未成年者（ 年 月 日生） ☐成年被後見人 本人の氏名 ☐任意代理委任者 本人の住所又は居所 〕</td></tr><tr><td>添付資料等名</td><td>〔 ・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・ 〕</td></tr><tr><td>備考</td><td>（複数の他の行政機関の長又は独立行政法人等に移送する場合には、その旨）</td></tr></table> （担当者所属、氏名、連絡先） 請求受付番号：	開示請求に係る保 有個人情報記録 されている行政文 書の名称等	〔 開示請求書に記載されている行政文書の名称等 （一部を移送する場合には、開示請求のあった事実のうち〇〇、〇〇 及び〇〇〇に係る保有個人情報） 〕	請求者名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： 〔 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 本人の氏名 ☐ 任意代理委任者 本人の住所又は居所 〕	添付資料等名	〔 ・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・ 〕	備考	（複数の他の行政機関の長又は独立行政法人等に移送する場合には、その旨）
開示請求に係る保 有個人情報記録 されている行政文 書の名称等	〔 開示請求書に記載されている行政文書の名称等 （一部を移送する場合には、開示請求のあった事実のうち〇〇、〇〇 及び〇〇〇に係る保有個人情報） 〕																
請求者名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： 〔 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 本人の氏名 ☐ 任意代理委任者 本人の住所又は居所 〕																
添付資料等名	〔 ・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・ 〕																
備考	（複数の他の行政機関の長又は独立行政法人等に移送する場合には、その旨）																
開示請求に係る保 有個人情報記録 されている行政文 書の名称等	〔 開示請求書に記載されている行政文書の名称等 （一部を移送する場合には、開示請求のあった事実のうち〇〇、〇〇 及び〇〇〇に係る保有個人情報） 〕																
請求者名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： 〔 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 本人の氏名 ☐ 任意代理委任者 本人の住所又は居所 〕																
添付資料等名	〔 ・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・ 〕																
備考	（複数の他の行政機関の長又は独立行政法人等に移送する場合には、その旨）																

改正案	現行																			
様式第10（第17条関係） （開示請求者） 殿 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 防衛大臣 （防衛部長/防衛次長） 印 保有個人情報開示請求に係る事案の移送について（通知） 平成〇年〇月〇日付けで開示請求のありました事案について、下記のとおり移送しましたので、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第21条第1項の規定により、通知します。 記 <table><tr><td>開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書の名称等</td><td>〔開示請求書に記載されている行政文書の名称等 （一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち〇〇、〇〇及び〇〇に係る保有個人情報）〕</td></tr><tr><td>移送年月日</td><td>平成〇年〇月〇日</td></tr><tr><td>移送先の行政機関の長</td><td>行政機関の長 (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：</td></tr><tr><td>移送の理由</td><td></td></tr><tr><td>備考</td><td>標記の移送した事案に係る開示決定等及び開示の実施は、移送先の行政機関の長が行うこととなります。</td></tr></table> (担当者所属、氏名、連絡先) 請求受付番号：_____ 様式第3（第17条関係） （開示請求者） 殿 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 防衛大臣 （防衛部長/防衛次長） 印 保有個人情報開示請求に係る事案の移送について（通知） 平成〇年〇月〇日付けで開示請求のありました事案について、下記のとおり移送しましたので、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第21条第1項の規定により、通知します。 記 <table><tr><td>開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書の名称等</td><td>〔開示請求書に記載されている行政文書の名称等 （一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち〇〇、〇〇及び〇〇に係る保有個人情報）〕</td></tr><tr><td>移送年月日</td><td>平成〇年〇月〇日</td></tr><tr><td>移送先の行政機関の長</td><td>行政機関の長 (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：</td></tr><tr><td>移送の理由</td><td></td></tr><tr><td>備考</td><td>標記の移送した事案に係る開示決定等及び開示の実施は、移送先の行政機関の長が行うこととなります。</td></tr></table> (担当者所属、氏名、連絡先) 請求受付番号：_____	開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書の名称等	〔開示請求書に記載されている行政文書の名称等 （一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち〇〇、〇〇及び〇〇に係る保有個人情報）〕	移送年月日	平成〇年〇月〇日	移送先の行政機関の長	行政機関の長 (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：	移送の理由		備考	標記の移送した事案に係る開示決定等及び開示の実施は、移送先の行政機関の長が行うこととなります。	開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書の名称等	〔開示請求書に記載されている行政文書の名称等 （一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち〇〇、〇〇及び〇〇に係る保有個人情報）〕	移送年月日	平成〇年〇月〇日	移送先の行政機関の長	行政機関の長 (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：	移送の理由		備考	標記の移送した事案に係る開示決定等及び開示の実施は、移送先の行政機関の長が行うこととなります。
開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書の名称等	〔開示請求書に記載されている行政文書の名称等 （一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち〇〇、〇〇及び〇〇に係る保有個人情報）〕																			
移送年月日	平成〇年〇月〇日																			
移送先の行政機関の長	行政機関の長 (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：																			
移送の理由																				
備考	標記の移送した事案に係る開示決定等及び開示の実施は、移送先の行政機関の長が行うこととなります。																			
開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書の名称等	〔開示請求書に記載されている行政文書の名称等 （一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち〇〇、〇〇及び〇〇に係る保有個人情報）〕																			
移送年月日	平成〇年〇月〇日																			
移送先の行政機関の長	行政機関の長 (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：																			
移送の理由																				
備考	標記の移送した事案に係る開示決定等及び開示の実施は、移送先の行政機関の長が行うこととなります。																			

改正案	現行																			
様式第 1 1（第 1 7 条関係） （開示請求者） 殿 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 防衛大臣 （地方防衛部長/地方防衛局長） 印 保有個人情報開示請求に係る事案の移送について（通知） 平成〇年〇月〇日付けで開示請求のありました事案について、下記のとおり移送しましたので、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、通知します。 記 <table><tr><td>開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書の名称等</td><td>〔開示請求書に記載されている行政文書の名称等 （一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち〇〇、〇〇及び〇〇に係る保有個人情報）〕</td></tr><tr><td>移送年月日</td><td>平成〇年〇月〇日</td></tr><tr><td>移送先の独立行政法人等</td><td>独立行政法人等 (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：</td></tr><tr><td>移送の理由</td><td></td></tr><tr><td>備考</td><td>標記の移送した事案に係る開示決定等及び開示の実施は、移送先の独立行政法人等が行うこととなります。</td></tr></table> (担当者所属、氏名、連絡先) 請求受付番号： 様式第 3 の 2（第 1 7 条関係） （開示請求者） 殿 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 防衛大臣 （地方防衛部長/地方防衛局長） 印 保有個人情報開示請求に係る事案の移送について（通知） 平成〇年〇月〇日付けで開示請求のありました事案について、下記のとおり移送しましたので、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、通知します。 記 <table><tr><td>開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書の名称等</td><td>〔開示請求書に記載されている行政文書の名称等 （一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち〇〇、〇〇及び〇〇に係る保有個人情報）〕</td></tr><tr><td>移送年月日</td><td>平成〇年〇月〇日</td></tr><tr><td>移送先の独立行政法人等</td><td>独立行政法人等 (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：</td></tr><tr><td>移送の理由</td><td></td></tr><tr><td>備考</td><td>標記の移送した事案に係る開示決定等及び開示の実施は、移送先の独立行政法人等が行うこととなります。</td></tr></table> (担当者所属、氏名、連絡先) 請求受付番号：	開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書の名称等	〔開示請求書に記載されている行政文書の名称等 （一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち〇〇、〇〇及び〇〇に係る保有個人情報）〕	移送年月日	平成〇年〇月〇日	移送先の独立行政法人等	独立行政法人等 (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：	移送の理由		備考	標記の移送した事案に係る開示決定等及び開示の実施は、移送先の独立行政法人等が行うこととなります。	開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書の名称等	〔開示請求書に記載されている行政文書の名称等 （一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち〇〇、〇〇及び〇〇に係る保有個人情報）〕	移送年月日	平成〇年〇月〇日	移送先の独立行政法人等	独立行政法人等 (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：	移送の理由		備考	標記の移送した事案に係る開示決定等及び開示の実施は、移送先の独立行政法人等が行うこととなります。
開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書の名称等	〔開示請求書に記載されている行政文書の名称等 （一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち〇〇、〇〇及び〇〇に係る保有個人情報）〕																			
移送年月日	平成〇年〇月〇日																			
移送先の独立行政法人等	独立行政法人等 (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：																			
移送の理由																				
備考	標記の移送した事案に係る開示決定等及び開示の実施は、移送先の独立行政法人等が行うこととなります。																			
開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書の名称等	〔開示請求書に記載されている行政文書の名称等 （一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち〇〇、〇〇及び〇〇に係る保有個人情報）〕																			
移送年月日	平成〇年〇月〇日																			
移送先の独立行政法人等	独立行政法人等 (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：																			
移送の理由																				
備考	標記の移送した事案に係る開示決定等及び開示の実施は、移送先の独立行政法人等が行うこととなります。																			

改正案	現行
様式第 1 2（第 1 9 条関係） 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会） (第三者) 殿 防衛大臣 (地防衛局長/地防衛副局長) 印 (あなた、貴社等) に関する情報が記録されている下記の保有個人情報について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 1 項の規定に基づく開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第 2 3 条第 1 項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。 つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封の「保有個人情報の開示に関する意見書」を提出いただきますようお願いいたします。 なお、提出期限までに同意意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。 1 開示請求のあった保有個人情報が記録されている行政文書の名称等 2 開示請求の年月日 3 上記行政文書に記録されている（あなた、貴社等）に関する情報の内容 4 意見書の提出先 5 意見書の提出期限 平成 〇 年 〇 月 〇 日（ ） * 担当課等 請求受付番号：	様式第 4（第 1 9 条関係） 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会） (第三者) 殿 防衛大臣 (地防衛局長/地防衛副局長) 印 (あなた、貴社等) に関する情報が記録されている下記の保有個人情報について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 1 項の規定に基づく開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第 2 3 条第 1 項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。 つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封の「保有個人情報の開示に関する意見書」を提出いただきますようお願いいたします。 なお、提出期限までに同意意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。 1 開示請求のあった保有個人情報が記録されている行政文書の名称等 2 開示請求の年月日 3 上記行政文書に記録されている（あなた、貴社等）に関する情報の内容 4 意見書の提出先 5 意見書の提出期限 平成 〇 年 〇 月 〇 日（ ） * 担当課等 請求受付番号：

改正案	現行
様式第 1 3（第 1 9 条関係） 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会） （第三者） 殿 防衛大臣 （防衛部長/防衛次官） 印 （あなた、貴社等）に関する情報が記録されている下記の保有個人情報について行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号。以下「法」という。）第 1 3 条第 1 項の規定による開示請求があり、開示決定を行いたいと考えています。 つきましては、同法第 2 3 条第 2 項に基づき、御意見を伺いますので、当該保有個人情報を開示することについて御意見がある場合は、同封した「保有個人情報の開示に関する意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。 なお、提出期限までに同意意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。 記 1 開示請求のあった保有個人情報記録されている行政文書の名称等 2 開示請求の年月日 3 法第 2 3 条第 2 項各号のいずれに該当するか及びその理由 4 上記行政文書に記録されている（あなた、貴社等）に関する情報の内容 5 意見書の提出先 6 意見書の提出期限 平成 〇 年 〇 月 〇 日（ ） * 担当課等 請求受付番号： 様式第 5（第 1 9 条関係） 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会） （第三者） 殿 防衛大臣 （防衛部長/防衛次官） 印 （あなた、貴社等）に関する情報が記録されている下記の保有個人情報について行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号。以下「法」という。）第 1 3 条第 1 項の規定による開示請求があり、開示決定を行いたいと考えています。 つきましては、同法第 2 3 条第 2 項に基づき、御意見を伺いますので、当該保有個人情報を開示することについて御意見がある場合は、同封した「保有個人情報の開示に関する意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。 なお、提出期限までに同意意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。 記 1 開示請求のあった保有個人情報記録されている行政文書の名称等 2 開示請求の年月日 3 法第 2 3 条第 2 項各号のいずれに該当するか及びその理由 4 上記行政文書に記録されている（あなた、貴社等）に関する情報の内容 5 意見書の提出先 6 意見書の提出期限 平成 〇 年 〇 月 〇 日（ ） * 担当課等 請求受付番号：	

改正案	現行								
様式第 1 4（第 1 9 条関係） 保有個人情報の開示に関する意見書 防衛大臣 殿 （防衛副長/防衛政務長） 氏名又は名称 住所又は居所 連絡先電話番号 E-MAIL 平成〇年〇月〇日 保有個人情報の開示に関する意見書 平成〇年〇月〇日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。 記 <table><tr><td>照会のあった保有個人情報 が記録されている 行政文書の名称等</td><td></td></tr><tr><td>開示に関しての意見</td><td> ☐ 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 ☐ 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由 </td></tr></table> * 担当課等 請求受付番号：_____ 意見受付番号：_____	照会のあった保有個人情報 が記録されている 行政文書の名称等		開示に関しての意見	☐ 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 ☐ 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由	様式第 6（第 1 9 条関係） 保有個人情報の開示に関する意見書 防衛大臣 殿 （防衛副長/防衛政務長） 氏名又は名称 住所又は居所 連絡先電話番号 E-MAIL 平成〇年〇月〇日 保有個人情報の開示に関する意見書 平成〇年〇月〇日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。 記 <table><tr><td>照会のあった保有個人情報 が記録されている 行政文書の名称等</td><td></td></tr><tr><td>開示に関しての意見</td><td> ☐ 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 ☐ 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由 </td></tr></table> * 担当課等 請求受付番号：_____ 意見受付番号：_____	照会のあった保有個人情報 が記録されている 行政文書の名称等		開示に関しての意見	☐ 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 ☐ 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
照会のあった保有個人情報 が記録されている 行政文書の名称等									
開示に関しての意見	☐ 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 ☐ 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由								
照会のあった保有個人情報 が記録されている 行政文書の名称等									
開示に関しての意見	☐ 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 ☐ 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由								

改正案	現行
様式第 1 5（第 1 9 条関係） 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 保有個人情報の開示決定について（通知） (反対意見書を提出した第三者) 殿 防衛大臣 (兼防衛大臣(兼防衛大臣)) 印 (あなた、貴社等) から平成〇年〇月〇日付けで「保有個人情報の開示に関する意見書」の提出があり、保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号）第 2 3 条第 3 項の規定に基づき通知します。 記 1 開示決定した保有個人情報の記録されている行政文書の名称等 2 開示することとした理由 3 開示決定をした日 4 開示を実施する日 * 担当課等 この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 2 条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることが出来ます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは申立てをすることができません。 この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第 1 2 条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することが出来ます。ただし、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過したときは提起することができません。 請求受付番号：	様式第 7（第 1 9 条関係） 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 保有個人情報の開示決定について（通知） (反対意見書を提出した第三者) 殿 防衛大臣 印 (あなた、貴社等) から平成〇年〇月〇日付けで「保有個人情報の開示に関する意見書」の提出があり、保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号）第 2 3 条第 3 項の規定に基づき通知します。 記 1 開示決定した保有個人情報の記録されている行政文書の名称等 2 開示することとした理由 3 開示決定をした日 4 開示を実施する日 * 担当課等 この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）第 6 条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、防衛大臣に対して異議申立てをすることが出来ます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは申立てをすることができません。 この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第 1 2 条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することが出来ます。ただし、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過したときは提起することができません。 請求受付番号：

改正案	現行
(削る)	様式第7の2（第19条関係） 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 保有個人情報の開示決定について（通知） (反対意見書を提出した第三者) 殿 地方防衛局長 (地方防衛支局長) 印 (あなた、貴社等) から平成〇年〇月〇日付けで「保有個人情報の開示に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第23条第3項の規定に基づき通知します。 記 1 開示決定した保有個人情報記録されている行政文書の名称等 2 開示することとした理由 3 開示決定をした日 4 開示を実施する日 * 担当課等 この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。 この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。 請求受付番号：

改正案	現行
様式第 1 6（第 2 2 条関係） 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 開示決定等の期限の延長について（通知） (開示請求者) 殿 防衛大臣 (地方防衛部長/地方防衛次長) 印 平成〇年〇月〇日付けの保有個人情報の開示請求については、下記のとおり、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号）第 1 9 条第 2 項の規定に基づき、開示決定等の期限を延長することとしますので通知します。 記 1 開示請求のあった保有個人情報に記載されている行政文書の名称等 2 延長後の期間 3 延長の理由 * 担当課等 請求受付番号：_____	様式第 8（第 2 2 条関係） 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 開示決定等の期限の延長について（通知） (開示請求者) 殿 防衛大臣 (地方防衛部長/地方防衛次長) 印 平成〇年〇月〇日付けの保有個人情報の開示請求については、下記のとおり、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号）第 1 9 条第 2 項の規定に基づき、開示決定等の期限を延長することとしますので通知します。 記 1 開示請求のあった保有個人情報に記載されている行政文書の名称等 2 延長後の期間 3 延長の理由 * 担当課等 請求受付番号：_____

改正案	現行
様式第 1 7（第 2 3 条関係） 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知） (開示請求者) 殿 防衛大臣印 (地方防衛部長/地方防衛局長) 平成〇年〇月〇日付けの保有個人情報の開示請求については、下記のとおり、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号。以下「法」という。）第 2 0 条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとしたので通知します。 記 1 開示請求のあった保有個人情報に記載されている行政文書の名称等 2 法第 2 0 条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとした理由 3 開示決定等をする期限 (平成〇年〇月〇日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に記載する時期までに開示決定等する予定です。) 平成 △ 年 △ 月 △ 日 () * 担当課等 請求受付番号: _____	様式第 9（第 2 3 条関係） 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知） (開示請求者) 殿 防衛大臣印 (地方防衛部長/地方防衛局長) 平成〇年〇月〇日付けの保有個人情報の開示請求については、下記のとおり、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号。以下「法」という。）第 2 0 条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとしたので通知します。 記 1 開示請求のあった保有個人情報に記載されている行政文書の名称等 2 法第 2 0 条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとした理由 3 開示決定等をする期限 (平成〇年〇月〇日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に記載する時期までに開示決定等する予定です。) 平成 △ 年 △ 月 △ 日 () * 担当課等 請求受付番号: _____

改 正 案	現 行
-------	-----

様式第 1 8（第 2 4 条関係）

（開示請求者） 殿

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

保有個人情報開示決定通知書

（開示請求者） 殿

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

保有個人情報開示決定通知書

防衛大臣
（内閣府副大臣/兼防衛大臣）

防衛大臣
（防衛大臣）

平成〇年〇月〇日付けで開示請求のありました保有個人情報について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する保有個人情報記録されている行政文書の名称等

2 不開示とした部分とその理由

* この決定に不服があるときは、**行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条**の規定に基づき、この決定があったことの翌日から起算して**3か月**以内に、防衛大臣に対して**審査請求**をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して**3か月**以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。

この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

3 開示する保有個人情報の利用目的

4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込み額）

※ 開示請求受付日
補正期間
開示決定日

請求受付番号：_____

様式第 1 0（第 2 4 条関係）

（開示請求者） 殿

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

保有個人情報開示決定通知書

（開示請求者） 殿

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

保有個人情報開示決定通知書

防衛大臣

防衛大臣

平成〇年〇月〇日付けで開示請求のありました保有個人情報について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する保有個人情報記録されている行政文書の名称等

2 不開示とした部分とその理由

* この決定に不服があるときは、**行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条**の規定に基づき、この決定があったことの翌日の翌日から起算して**60日**以内に、防衛大臣に対して**異議申立て**をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して**60日**以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。

この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

3 開示する保有個人情報の利用目的

4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込み額）

※ 開示請求受付日
補正期間
開示決定日

請求受付番号：_____

- 75 -

(裏面又は別添)

(裏面又は別添)

〈説明事項〉

- 1 「開示の実施の方法等」の選択について
開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「保有個人情報開示の実施方法等申出書」により、申出を行ってください。
- 開示の実施の方法は、4 (1) 「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること (例えば 100頁ある文書について冒頭の10頁のみ閲覧する等) や部分ごととに異なる方法を選択すること (冒頭の10頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等) もできます。
- 事務所における開示の実施を選択される場合は、4 (2) 「事務所における開示を実施することができている日時、場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、下記連絡先までご連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の○日前には、当方に届くようにご提出願います。
- また、写しの送付を希望される場合は、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合は、送付に要する費用 (郵便切手又は総務大臣が定めるこれに類する証票) が必要になります。

- 2 不開示部分に係る審査請求等
開示しないこととされた部分について、不服がある場合には、**行政不服審査法 (平成26年法律第68号) 第2条**の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して**3か月**以内に、防衛大臣に対して**審査請求**をすることができ、決定があつたことを知った日の翌日から起算して**3か月**以内であっても、決定の日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。
- 開示しないこととされた部分について、取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法 (昭和37年法律第139号) の規定に基づき、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国を被告として (訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができ、決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

- 3 開示の実施について
事務所における開示の実施を選択され、その旨「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書をご持参ください。

- 4 連絡先
開示の実施の方法等、**審査請求**の方法等について、ご不明な点等がございましたら、連絡先までお問い合わせください。

連絡先:

〈説明事項〉

- 1 「開示の実施の方法等」の選択について
開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「保有個人情報開示の実施方法等申出書」により、申出を行ってください。
- 開示の実施の方法は、4 (1) 「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること (例えば 100頁ある文書について冒頭の10頁のみ閲覧する等) や部分ごととに異なる方法を選択すること (冒頭の10頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等) もできます。
- 事務所における開示の実施を選択される場合は、4 (2) 「事務所における開示を実施することができている日時、場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、下記連絡先までご連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の○日前には、当方に届くようにご提出願います。
- また、写しの送付を希望される場合は、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合は、送付に要する費用 (郵便切手又は総務大臣が定めるこれに類する証票) が必要になります。

- 2 不開示部分に係る不服申立て等
開示しないこととされた部分について、不服がある場合には、**行政不服審査法 (昭和37年法律第160号) 第6条**の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して**60日**以内に、防衛大臣に対して**異議申立て**をすることができ、決定があつたことを知った日の翌日から起算して**60日**以内であっても、決定の日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。
- 開示しないこととされた部分について、取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法 (昭和37年法律第139号) の規定に基づき、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国を被告として (訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができ、決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

- 3 開示の実施について
事務所における開示の実施を選択され、その旨「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書をご持参ください。

- 4 連絡先
開示の実施の方法等、**不服申立て**の方法等について、ご不明な点等がございましたら、連絡先までお問い合わせください。

連絡先:

改正案	現行				
(削る)	様式第10の2 (第24条関係) 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 保有個人情報開示決定通知書 (開示請求者) 殿 地方防衛局長 (地方防衛支局長) 印 平成〇年〇月〇日付けで開示請求のありました保有個人情報について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第58号) 第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。 記 1 開示する保有個人情報記録されている行政文書の名称等 2 不開示とした部分とその理由 * この決定に不服があるときは、行政不服審査法 (昭和37年法律第160号) 第5条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。 この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法 (昭和37年法律第139号) の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として (訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。 3 開示する保有個人情報の利用目的 4 開示の実施の方法等 (1) 開示の実施の方法等 <table><tr><td>行政文書の種類・数量等</td><td>開示の実施の方法</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> (2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所 (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用 (見込み額) ※ 開示請求受付日 補正期間 開示決定日 請求受付番号:	行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法		
行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法				

改正案	現行
(削る)	(裏面又は別添) 〈説明事項〉 1 「開示の実施の方法等」の選択について 開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により、申出を行ってください。 開示の実施の方法は、4(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること(例えば、100頁ある文書について冒頭の10頁のみ閲覧する等)や部分ごとに異なる方法を選択すること(冒頭の10頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等)もできます。 事務所における開示の実施を選択される場合は、4(2)「事務所における開示を実施することができるとき」に記載されている日時からご希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、下記連絡先までご連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の○日前には、当方に届くようにご提出願います。 また、写しの送付を希望される場合は、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合は、送付に要する費用(郵便切手又は総務大臣が定めるこれに類する証票)が必要になります。 2 不開示部分に係る不服申立て等 不開示しないこととされた部分について、不服がある場合には、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることができるとされています。ただし、決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。 不開示しないこととされた部分について、取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定に基づき、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。 3 開示の実施について 事務所における開示の実施を選択され、その旨「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書をご持参ください。 4 連絡先 開示の実施の方法等、不服申立ての方法等について、ご不明な点等がございましたら、連絡先までお問い合わせください。 連絡先：

改 正 案	現 行								
様式第 1 9（第 2 4 条関係） 保有個人情報開示決定通知書 （開示請求者） 殿 防衛大臣印 平成〇年〇月〇日付けで開示請求のありました保有個人情報について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。 記 1 開示する保有個人情報記録されている行政文書の名称等 2 不開示とした部分とその理由 * この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 2 条の規定に基づき、この決定があったことの翌日から起算して 3 か月以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることが出来ます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは申立てをすることができません。 この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号）の規定に基づき、この決定があった日から 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第 1 2 条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することが出来ます。ただし、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過したときは提起することができません。 3 開示する保有個人情報の利用目的 4 開示の実施の方法等 (1) 開示の実施の方法等 <table><tr><td>行政文書の種類・数量等</td><td>開示の実施の方法</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> (2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所 (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込み額） (4) 電子情報処理組織を使用して開示を希望する場合の準備日数、開示に要する費用（見込み額）等 ※ 開示請求受付日 補正期間 開示決定日 請求受付番号：	行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法			様式第 1 0 の 3（第 2 4 条関係） 保有個人情報開示決定通知書 （開示請求者） 殿 防衛大臣印 平成〇年〇月〇日付けで開示請求のありました保有個人情報について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。 記 1 開示する保有個人情報記録されている行政文書の名称等 2 不開示とした部分とその理由 * この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）第 6 条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、防衛大臣に対して異議申立てをすることが出来ます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは申立てをすることができません。 この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第 1 2 条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することが出来ます。ただし、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過したときは提起することができません。 3 開示する保有個人情報の利用目的 4 開示の実施の方法等 (1) 開示の実施の方法等 <table><tr><td>行政文書の種類・数量等</td><td>開示の実施の方法</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> (2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所 (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込み額） (4) 電子情報処理組織を使用して開示を希望する場合の準備日数、開示に要する費用（見込み額）等 ※ 開示請求受付日 補正期間 開示決定日 請求受付番号：	行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法		
行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法								
行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法								

改正案	現行
《説明事項》 1 「開示の実施の方法等」の選択について 開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、「保有個人情報開示の実施方法等申出書」により、申出を行ってください。 開示の実施の方法は、4(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100頁ある文書について冒頭の10頁のみ閲覧する等）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の10頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等）もできます。 事務所における開示の実施を選択される場合は、4(2)「事務所における開示を実施することができるときの日時・場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、下記連絡先までご連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の〇〇日前には、当方に届くようにご提出願います。 また、写しの送付を希望される場合は、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合は、送付に要する費用が必要になります。 電子情報処理組織を使用しての開示の実施は、電子情報処理組織を使用して開示請求があった場合のみ希望できます。 2 不開示部分に係る審査請求等 開示しないこととされた部分について、不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。 開示しないこととされた部分について、取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。 3 開示の実施について 事務所における開示の実施を選択され、その旨「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書をご持参ください。 4 連絡先 開示の実施の方法等、審査請求の方法等について、ご不明な点等がございましたら、連絡先までお問い合わせください。 連絡先：	《説明事項》 1 「開示の実施の方法等」の選択について 開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、「保有個人情報開示の実施方法等申出書」により、申出を行ってください。 開示の実施の方法は、4(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100頁ある文書について冒頭の10頁のみ閲覧する等）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の10頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等）もできます。 事務所における開示の実施を選択される場合は、4(2)「事務所における開示を実施することができるときの日時・場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、下記連絡先までご連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の〇〇日前には、当方に届くようにご提出願います。 また、写しの送付を希望される場合は、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合は、送付に要する費用が必要になります。 電子情報処理組織を使用しての開示の実施は、電子情報処理組織を使用して開示請求があった場合のみ希望できます。 2 不開示部分に係る不服申立て等 開示しないこととされた部分について、不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、防衛大臣に対して異議申立てをすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。 開示しないこととされた部分について、取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。 3 開示の実施について 事務所における開示の実施を選択され、その旨「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書をご持参ください。 4 連絡先 開示の実施の方法等、不服申立ての方法等について、ご不明な点等がございましたら、連絡先までお問い合わせください。 連絡先：

改正案	現行				
(制る)	様式第10の4（第24条関係） 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 保有個人情報開示決定通知書 (開示請求者) 殿 地方防衛局長 (地方防衛支局長) 印 平成〇年〇月〇日付けで開示請求のありました保有個人情報について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしますので通知します。 記 1 開示する保有個人情報記録されている行政文書の名称等 2 不開示とした部分とその理由 * この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。 この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。 3 開示する保有個人情報の利用目的 4 開示の実施の方法等 (1) 開示の実施の方法等 <table><tr><td>行政文書の種類・数量等</td><td>開示の実施の方法</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> (2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所 (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込み額） (4) 電子情報処理組織を使用して開示を希望する場合の準備日数、開示に要する費用（見込み額）等 ※ 開示請求受付日 補正期間 開示決定日 請求受付番号：_____	行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法		
行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法				

改正案	現行
(削る)	(別添) 《説明事項》 1 「開示の実施の方法等」の選択について 開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、「保有個人情報開示の実施方法等申出書」により、申出を行ってください。 開示の実施の方法は、4(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること(例えば、100頁ある文書について冒頭の10頁のみ閲覧する等)や部分ごとに異なる方法を選択すること(冒頭の10頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等)もできます。 事務所における開示の実施を選択される場合は、4(2)「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、下記連絡先までご連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の○日前には、当方に届くようにご提出願います。 また、写しの送付を希望される場合は、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合は、送付に要する費用が必要になります。 電子情報処理組織を使用しての開示の実施は、電子情報処理組織を使用して開示請求があった場合のみ希望できます。 2 不開示部分に係る不服申立て等 不開示しないこととされた部分について、不服がある場合には、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。 不開示しないこととされた部分について、取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、同法第12条に規定する裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。 3 開示の実施について 事務所における開示の実施を選択され、その旨「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書をご持参ください。 4 連絡先 開示の実施の方法等、不服申立ての方法等について、ご不明な点等がございましたら、連絡先までお問い合わせください。 連絡先：

改正案	現行
様式第20（第24条関係） 保有個人情報不開示決定通知書 （開示請求者） 殿 防衛大臣 （兼防衛副大臣／兼防衛官局長） 印 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 平成〇年〇月〇日付けで開示請求のありました保有個人情報について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第18条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。 記 1 不開示決定した保有個人情報記録されている行政文書の名称等 2 不開示とした理由 ※ 開示請求受付日 補正期間 開示決定日 請求受付番号：	様式第11（第24条関係） 保有個人情報不開示決定通知書 （開示請求者） 殿 防衛大臣 印 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 平成〇年〇月〇日付けで開示請求のありました保有個人情報について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第18条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。 記 1 不開示決定した保有個人情報記録されている行政文書の名称等 2 不開示とした理由 ※ この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、この決定があった日の翌日から起算して3か月以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることができません。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。 この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があった日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。 ※ この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、防衛大臣に対して異議申立てをすることができません。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。 この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があった日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。 ※ 開示請求受付日 補正期間 開示決定日 請求受付番号：

改正案	現行
(削る)	様式第11の2（第24条関係） 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 保有個人情報不開示決定通知書 (開示請求者) 殿 地方防衛局長 (地方防衛支局長) 印 平成〇年〇月〇日付けで開示請求のありました保有個人情報について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第18条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。 記 1 不開示決定した保有個人情報記録されている行政文書の名称等 2 不開示とした理由 * この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることができ、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。 この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。 ※ 開示請求受付日 補正期間 開示決定日 請求受付番号：

改正案	現行																			
様式第 2 1（第 2 6 条関係） 平成○年○月○日 保有個人情報の開示の実施方法等申出書 防衛大臣 殿 （地方官庁長官/地方官庁支局長） 氏名 住所又は居所 連絡先電話番号 E-MAIL 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号）第 2 4 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。 記 1 保有個人情報開示決定通知書の番号等 * 日付 文書番号 2 求める開示の実施の方法 下表から実施の方法を選択し、該当するものに○印を付けてください。 <table><thead><tr><th>開示請求に係る保有個人情報 が記録されている 行政文書の名称等</th><th>種類・量</th><th>実施の方法</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3"></td><td>1</td><td>①全部 ②一部（ ）</td></tr><tr><td>2</td><td>①全部 ②一部（ ）</td></tr><tr><td>3</td><td>①全部 ②一部（ ）</td></tr></tbody></table> 3 開示の実施を希望する日 4 「写しの送付」の希望の有無 有：同封する郵便切手又は総務大臣が定める これに類する証票の額 円 無 * 担当課等 請求受付番号： 申出受付番号： 様式第 1 2（第 2 6 条関係） 平成○年○月○日 保有個人情報の開示の実施方法等申出書 防衛大臣 殿 （地方官庁長官/地方官庁支局長） 氏名 住所又は居所 連絡先電話番号 E-MAIL 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号）第 2 4 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。 記 1 保有個人情報開示決定通知書の番号等 * 日付 文書番号 2 求める開示の実施の方法 下表から実施の方法を選択し、該当するものに○印を付けてください。 <table><thead><tr><th>開示請求に係る保有個人情報 が記録されている 行政文書の名称等</th><th>種類・量</th><th>実施の方法</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3"></td><td>1</td><td>①全部 ②一部（ ）</td></tr><tr><td>2</td><td>①全部 ②一部（ ）</td></tr><tr><td>3</td><td>①全部 ②一部（ ）</td></tr></tbody></table> 3 開示の実施を希望する日 4 「写しの送付」の希望の有無 有：同封する郵便切手又は総務大臣が定める これに類する証票の額 円 無 * 担当課等 請求受付番号： 申出受付番号：	開示請求に係る保有個人情報 が記録されている 行政文書の名称等	種類・量	実施の方法		1	①全部 ②一部（ ）	2	①全部 ②一部（ ）	3	①全部 ②一部（ ）	開示請求に係る保有個人情報 が記録されている 行政文書の名称等	種類・量	実施の方法		1	①全部 ②一部（ ）	2	①全部 ②一部（ ）	3	①全部 ②一部（ ）
開示請求に係る保有個人情報 が記録されている 行政文書の名称等	種類・量	実施の方法																		
	1	①全部 ②一部（ ）																		
	2	①全部 ②一部（ ）																		
	3	①全部 ②一部（ ）																		
開示請求に係る保有個人情報 が記録されている 行政文書の名称等	種類・量	実施の方法																		
	1	①全部 ②一部（ ）																		
	2	①全部 ②一部（ ）																		
	3	①全部 ②一部（ ）																		

改正案	現行																				
様式第 2 2 (第 2 6 条関係) 平成〇年〇月〇日 保有個人情報の開示の実施方法等申出書 防衛大臣殿 (地方防衛局長/地方防衛支局長) 氏名 住所又は居所 連絡先電話番号 E-MAIL 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成 1 5 年法律第 5 8 号) 第 2 4 条 第 3 項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。 記 1 保有個人情報開示決定通知書の番号等 * 日付 文書番号 2 求める開示の実施の方法 下表から該当するものを選択してください。 <table><thead><tr><th>開示請求に係る保有個人情報 が記録されている 行政文書の名称等</th><th>種類・量</th><th>実施の方法</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3"></td><td>1</td><td>☐全部 ☐一部 ()</td></tr><tr><td>2</td><td>☐全部 ☐一部 ()</td></tr><tr><td>3</td><td>☐全部 ☐一部 ()</td></tr></tbody></table> 3 開示の実施を希望する日 4 「写しの送付」の希望の有無 有：送付に要する費用 円 無 * 担当課等 請求受付番号： _____ 申出受付番号： _____	開示請求に係る保有個人情報 が記録されている 行政文書の名称等	種類・量	実施の方法		1	☐ 全部 ☐ 一部 ()	2	☐ 全部 ☐ 一部 ()	3	☐ 全部 ☐ 一部 ()	様式第 1 2 の 2 (第 2 6 条関係) 平成〇年〇月〇日 保有個人情報の開示の実施方法等申出書 防衛大臣殿 (地方防衛局長/地方防衛支局長) 氏名 住所又は居所 連絡先電話番号 E-MAIL 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成 1 5 年法律第 5 8 号) 第 2 4 条 第 3 項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。 記 1 保有個人情報開示決定通知書の番号等 * 日付 文書番号 2 求める開示の実施の方法 下表から該当するものを選択してください。 <table><thead><tr><th>開示請求に係る保有個人情報 が記録されている 行政文書の名称等</th><th>種類・量</th><th>実施の方法</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3"></td><td>1</td><td>☐全部 ☐一部 ()</td></tr><tr><td>2</td><td>☐全部 ☐一部 ()</td></tr><tr><td>3</td><td>☐全部 ☐一部 ()</td></tr></tbody></table> 3 開示の実施を希望する日 4 「写しの送付」の希望の有無 有：送付に要する費用 円 無 * 担当課等 請求受付番号： _____ 申出受付番号： _____	開示請求に係る保有個人情報 が記録されている 行政文書の名称等	種類・量	実施の方法		1	☐ 全部 ☐ 一部 ()	2	☐ 全部 ☐ 一部 ()	3	☐ 全部 ☐ 一部 ()
開示請求に係る保有個人情報 が記録されている 行政文書の名称等	種類・量	実施の方法																			
	1	☐ 全部 ☐ 一部 ()																			
	2	☐ 全部 ☐ 一部 ()																			
	3	☐ 全部 ☐ 一部 ()																			
開示請求に係る保有個人情報 が記録されている 行政文書の名称等	種類・量	実施の方法																			
	1	☐ 全部 ☐ 一部 ()																			
	2	☐ 全部 ☐ 一部 ()																			
	3	☐ 全部 ☐ 一部 ()																			

改正案	現行
-----	----

様式第23（第28条関係）

保有個人情報訂正請求書

平成〇年〇月〇日

防衛大臣殿
（防衛部長/防衛政策局長）
氏名：

住所又は居所： TEL （ ）

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第28条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

1 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日等

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	平成 年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

2 本人確認等

1 訂正請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人
2 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人（ふりがな） イ 本人の氏名 ウ 本人の住所又は居所
4 請求資格確認書類（法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。） ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ）

様式第13（第28条関係）

保有個人情報訂正請求書

平成〇年〇月〇日

防衛大臣殿
（防衛部長/防衛政策局長）
氏名：

住所又は居所： TEL （ ）

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第28条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

1 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日等

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	平成 年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

2 本人確認等

1 訂正請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人
2 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人（ふりがな） イ 本人の氏名 ウ 本人の住所又は居所
4 請求資格確認書類（法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。） ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ）

改正案	現行
（記載に当たったの注意事項） 1 「氏名」「住所又は居所」 あなたの氏名、住所又は居所を記載してください。ここに記載された住所及び氏名により、訂正決定通知等を行うことになりますので、正確に記載してください。 連絡等を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。 なお、法定代理人による訂正請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。 2 「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日等」 訂正請求に係る保有個人情報について、開示を受けた日、開示決定通知書の文書番号その内容等をできる限り具体的に記載してください。なお、保有個人情報の訂正請求ができるのは次に掲げるものです。 (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第27条第1号） (2) 法第22条第1項の規定により事業が移送された場合において、独立行政法人等が保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第21条第3項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第27条第2号） (3) 開示決定に係る保有個人情報であって、法第25条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの（法第27条第3号） 3 「訂正請求の趣旨及び理由」 訂正請求の趣旨は、本請求においてどのような訂正を求めるか（正確な事実を書き換えるのか、追加か、削除か等）についての結論を、「〇〇を△△に訂正せよ。」のように、できるだけ具体的に記載してください。 理由は、訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を、できるだけ具体的に記載してください。 なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別様に記載し、本請求書に添付してください。 4 「訂正請求の期限」 訂正請求は、法第27条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。 5 本人確認書類等 (1) 窓口来所による訂正請求の場合 窓口に来所して訂正請求をする場合、本人確認のため、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし、個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示・提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのかわからない場合や、これらの本人確認書類の提出ができない場合は、訂正請求窓口事前に相談してください。 （注）住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。 (2) 送付による訂正請求の場合 保有個人情報訂正請求書を送付して訂正請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたもので市町村等が発行するものの原本に限りません。）を提出してください。住民票の写しが提出できない場合は、訂正請求窓口事前に相談してください。 なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写してください。また、住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、個人番号を黒塗りしてください。 (3) 法定代理人による訂正請求の場合 「本人の状況等」欄は、法定代理人による訂正請求の場合に記載してください。 法定代理人が訂正請求をする場合には、代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたもので市町村等が発行するものの原本に限りません。）を提出してください。	（記載に当たったの注意事項） 1 「氏名」「住所又は居所」 あなたの氏名、住所又は居所を記載してください。ここに記載された住所及び氏名により、訂正決定通知等を行う際に必要になりますので、正確に記載してください。 連絡等を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。 なお、法定代理人による訂正請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。 2 「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日等」 訂正請求に係る保有個人情報について、開示を受けた日、開示決定通知書の文書番号その内容等をできる限り具体的に記載してください。なお、保有個人情報の訂正請求ができるのは次に掲げるものです。 (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第27条第1号） (2) 法第22条第1項の規定により事業が移送された場合において、独立行政法人等が保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第21条第3項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第27条第2号） (3) 開示決定に係る保有個人情報であって、法第25条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの（法第27条第3号） 3 「訂正請求の趣旨及び理由」 訂正請求の趣旨は、本請求においてどのような訂正を求めるか（正確な事実を書き換えるのか、追加か、削除か等）についての結論を、「〇〇を△△に訂正せよ。」のように、できるだけ具体的に記載してください。 理由は、訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を、できるだけ具体的に記載してください。 なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別様に記載し、本請求書に添付してください。 4 「訂正請求の期限」 訂正請求は、法第27条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。 5 本人確認書類等 (1) 窓口来所による訂正請求の場合 窓口に来所して訂正請求をする場合、本人確認のため、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし、個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示・提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのかわからない場合や、これらの本人確認書類の提出ができない場合は、訂正請求窓口事前に相談してください。 （注）住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。 (2) 送付による訂正請求の場合 保有個人情報訂正請求書を送付して訂正請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたもので市町村等が発行するものの原本に限りません。）を提出してください。住民票の写しが提出できない場合は、訂正請求窓口事前に相談してください。 なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写してください。また、住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、個人番号を黒塗りしてください。 (3) 法定代理人による訂正請求の場合 「本人の状況等」欄は、法定代理人による訂正請求の場合に記載してください。 法定代理人が訂正請求をする場合には、代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたもので市町村等が発行するものの原本に限りません。）を提出してください。

様式第24（第28条関係）

保有個人情報訂正請求書

平成○年○月○日

防衛大臣
(防衛部長/防衛次官)
氏名：住所又は居所：
〒

TEL ()

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第28条
第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

1 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日等

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	平成 年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

2 本人確認等

1 訂正請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人	
2 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード又は特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他 () ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。	
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください） ア 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年後見人 ☐ 任意代理人 イ 本人の氏名 ウ 本人の住所又は居所	
4 請求資格確認書類（法定代理人又は任意代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください） ア 法定代理人が請求する場合 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他 () イ 任意代理人が請求する場合 ☐ 委任状	

請求受付番号：

様式第13の2（第28条関係）

保有個人情報訂正請求書

平成○年○月○日

防衛大臣
(防衛部長/防衛次官)
氏名：住所又は居所：
〒

TEL ()

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第28条
第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

1 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日等

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	平成 年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

2 本人確認等

1 訂正請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人	
2 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード又は特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他 () ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。	
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください） ア 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年後見人 ☐ 任意代理人 イ 本人の氏名 ウ 本人の住所又は居所	
4 請求資格確認書類（法定代理人又は任意代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください） ア 法定代理人が請求する場合 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他 () イ 任意代理人が請求する場合 ☐ 委任状	

請求受付番号：

改正案	現行
(記載に当たったの注意事項) 1 「氏名」「住所又は居所」 あなただの氏名、住所又は居所を記載してください。ここに記載された住所及び氏名により、訂正決定通知等を行うことになりますので、正確に記載してください。 連絡等を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。 なお、法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。 2 「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日等」 訂正請求に係る保有個人情報について、開示を受けた日、開示決定通知書の文書番号その内容等ができる限り具体的に記載してください。なお、保有個人情報の訂正請求ができるのは次に掲げるものです。 (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 (法第27条第1号) (2) 法第22条第1項の規定により事実が移送された場合において、独立行政法人等が保有する個人情報保護に関する法律 (平成15年法律第59号) 第21条第3項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 (法第27条第2号) (3) 開示決定に係る保有個人情報であって、法第25条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの (法第27条第3号) 3 「訂正請求の趣旨及び理由」 訂正請求の趣旨は、本請求においてどのような訂正を求めるか (正確な事実を書き換えるのか、追加か、削除か等) についての結論を、「○○を△△に訂正せよ。」のように、できるだけ具体的に記載してください。 理由は、訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を、できるだけ具体的に記載してください。 なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別紙に記載し、本請求書に添付してください。 4 「訂正請求の期限」 訂正請求は、法第27条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。 5 本人確認書類等 (1) 窓口来所による訂正請求の場合 窓口に来所して訂正請求をする場合、本人確認のため、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード (住民基本台帳カード (注)、ただし、個人番号通知カードは不可)、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提出ができない場合は、訂正請求窓口事前に相談してください。 (注) 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。 (2) 送付による訂正請求の場合 保有個人情報訂正請求書を送付して訂正請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し (ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたもので市町村等が発行するものの原本に限りします。) を提出してください。住民票の写しが提出できない場合は、訂正請求窓口事前に相談してください。 なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写してください。また、住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、個人番号を黒塗りしてください。 (3) 代理人による訂正請求の場合 「本人の状況等」欄は、法定代理人による訂正請求の場合に記載してください。 法定代理人が訂正請求をする場合には、代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他の法定代理人であることを証明する書類 (ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたもので市町村等が発行するものの原本に限りします。) を提出してください。 任意代理人が訂正請求をする場合には、代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、委任状 (ただし、訂正請求の前30日以内に作成された原本に限りします。) を提出してください。ただし、④委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書 (ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたもので市町村等が発行するものの原本に限りします。) を添付するか又は⑤委任者の運転免許証、個人番号カード (ただし、個人番号通知カードは不可) 等本人に対して一に限り発行される書類の写しを添付して提出してください。	(記載に当たったの注意事項) 1 「氏名」「住所又は居所」 あなただの氏名、住所又は居所を記載してください。ここに記載された住所及び氏名により、訂正決定通知等を行うことになりますので、正確に記載してください。 連絡等を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。 なお、法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。 2 「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日等」 訂正請求に係る保有個人情報について、開示を受けた日、開示決定通知書の文書番号その内容等ができる限り具体的に記載してください。なお、保有個人情報の訂正請求ができるのは次に掲げるものです。 (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 (法第27条第1号) (2) 法第22条第1項の規定により事実が移送された場合において、独立行政法人等が保有する個人情報保護に関する法律 (平成15年法律第59号) 第21条第3項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 (法第27条第2号) (3) 開示決定に係る保有個人情報であって、法第25条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの (法第27条第3号) 3 「訂正請求の趣旨及び理由」 訂正請求の趣旨は、本請求においてどのような訂正を求めるか (正確な事実を書き換えるのか、追加か、削除か等) についての結論を、「○○を△△に訂正せよ。」のように、できるだけ具体的に記載してください。 理由は、訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を、できるだけ具体的に記載してください。 なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別紙に記載し、本請求書に添付してください。 4 「訂正請求の期限」 訂正請求は、法第27条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。 5 本人確認書類等 (1) 窓口来所による訂正請求の場合 窓口に来所して訂正請求をする場合、本人確認のため、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード (住民基本台帳カード (注)、ただし、個人番号通知カードは不可)、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提出ができない場合は、訂正請求窓口事前に相談してください。 (注) 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。 (2) 送付による訂正請求の場合 保有個人情報訂正請求書を送付して訂正請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し (ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたもので市町村等が発行するものの原本に限りします。) を提出してください。住民票の写しが提出できない場合は、訂正請求窓口事前に相談してください。 なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写してください。また、住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、個人番号を黒塗りしてください。 (3) 代理人による訂正請求の場合 「本人の状況等」欄は、法定代理人による訂正請求の場合に記載してください。 法定代理人が訂正請求をする場合には、代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他の法定代理人であることを証明する書類 (ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたもので市町村等が発行するものの原本に限りします。) を提出してください。 任意代理人が訂正請求をする場合には、代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、委任状 (ただし、訂正請求の前30日以内に作成された原本に限りします。) を提出してください。ただし、④委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書 (ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたもので市町村等が発行するものの原本に限りします。) を添付するか又は⑤委任者の運転免許証、個人番号カード (ただし、個人番号通知カードは不可) 等本人に対して一に限り発行される書類の写しを添付して提出してください。

改正案	現行												
様式第25（第28条関係） 保有個人情報訂正請求書 平成○年○月○日 防衛大臣 殿 （防衛副長/防衛施設） 氏名： 住所又は居所： TEL （） E-MAIL 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第28条 第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。 記 <table><tr><td>訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日</td><td>平成 年 月 日</td></tr><tr><td>開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報</td><td>開示決定通知書の文書番号： 日付： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等</td></tr><tr><td>訂正請求の趣旨及び理由</td><td>(趣旨) (理由)</td></tr></table> 請求受付番号： 	訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	平成 年 月 日	開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等	訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)	様式第13の3（第28条関係） 保有個人情報訂正請求書 平成○年○月○日 防衛大臣 殿 （防衛副長/防衛施設） 氏名： 住所又は居所： TEL （） E-MAIL 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第28条 第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。 記 <table><tr><td>訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日</td><td>平成 年 月 日</td></tr><tr><td>開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報</td><td>開示決定通知書の文書番号： 日付： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等</td></tr><tr><td>訂正請求の趣旨及び理由</td><td>(趣旨) (理由)</td></tr></table> 請求受付番号： 	訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	平成 年 月 日	開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等	訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)
訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	平成 年 月 日												
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等												
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)												
訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	平成 年 月 日												
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等												
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)												

改 正 案	現 行
〈説明事項〉 電子情報処理組織を使用して訂正請求を行う場合には、この様式を使用してください。 〈記載に当たった際の注意事項〉 1 「氏名」「住所又は居所」 あなたの氏名、住所又は居所を記載してください。また、法定代理人又は任意代理人としての請求の場合には、被代理人の氏名も記載してください。 ここに記載された住所及び氏名により、訂正決定通知等を行うことになりますので、正確に記載してください。 連絡等を行う際に必要になりますので、電話番号及びE-MAILアドレスも記載してください。 2 「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日等」 訂正請求に係る保有個人情報について、開示を受けた日、開示決定通知書の文書番号、その内容等ができる限り具体的に記載してください。なお、保有個人情報の訂正請求ができるのは次に掲げるものです。 (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第27条第1号） (2) 法第22条第1項の規定により事業が移送された場合において、独立行政法人等が保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第21条第3項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第27条第2号） (3) 開示決定に係る保有個人情報であって、法第25条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの（法第27条第3号） 3 「訂正請求の趣旨及び理由」 訂正請求の趣旨は、本請求においてどのような訂正を求めるか（正確な事実を書き換えるのか、追加か、削除か等）についての結論を、「〇〇を△△に訂正せよ。」のように、できるだけ具体的に記載してください。 理由は、訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を、できるだけ具体的に記載してください。 なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別様に記載し、本請求書に添付してください。 4 「訂正請求の期限」 訂正請求は、法第27条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。	〈説明事項〉 電子情報処理組織を使用して訂正請求を行う場合には、この様式を使用してください。 〈記載に当たった際の注意事項〉 1 「氏名」「住所又は居所」 あなたの氏名、住所又は居所を記載してください。また、法定代理人又は任意代理人としての請求の場合には、被代理人の氏名も記載してください。 ここに記載された住所及び氏名により、訂正決定通知等を行うことになりますので、正確に記載してください。 連絡等を行う際に必要になりますので、電話番号及びE-MAILアドレスも記載してください。 2 「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日等」 訂正請求に係る保有個人情報について、開示を受けた日、開示決定通知書の文書番号、その内容等ができる限り具体的に記載してください。なお、保有個人情報の訂正請求ができるのは次に掲げるものです。 (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第27条第1号） (2) 法第22条第1項の規定により事業が移送された場合において、独立行政法人等が保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第21条第3項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第27条第2号） (3) 開示決定に係る保有個人情報であって、法第25条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの（法第27条第3号） 3 「訂正請求の趣旨及び理由」 訂正請求の趣旨は、本請求においてどのような訂正を求めるか（正確な事実を書き換えるのか、追加か、削除か等）についての結論を、「〇〇を△△に訂正せよ。」のように、できるだけ具体的に記載してください。 理由は、訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を、できるだけ具体的に記載してください。 なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別様に記載し、本請求書に添付してください。 4 「訂正請求の期限」 訂正請求は、法第27条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。

改正案	現行
様式第 2 6 (第 2 8 条関係) 委任状 (代理人) 住所 (ふりがな) 氏名 上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。 記 1 特定個人情報の訂正請求を行う権限 2 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限 3 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限 4 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限 5 訂正請求に係る特定個人情報訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る特定個人情報訂正しない旨の決定通知を受ける権限 平成〇年〇月〇日 (委任者) 住所 (ふりがな) 氏名 印 連絡先電話番号	様式第 1 3 の 4 (第 2 8 条関係) 委任状 (代理人) 住所 (ふりがな) 氏名 上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。 記 1 特定個人情報の訂正請求を行う権限 2 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限 3 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限 4 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限 5 訂正請求に係る特定個人情報訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る特定個人情報訂正しない旨の決定通知を受ける権限 平成〇年〇月〇日 (委任者) 住所 (ふりがな) 氏名 印 連絡先電話番号

改正案	現行
-----	----

様式第 2 7（第 3 3 条関係）

（他の行政機関の長） 殿

防衛大臣
（防衛部長/防衛次官）

印

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

保有個人情報訂正請求に係る事実の移送について

平成〇年〇月〇日付けにて訂正請求のあった事実について、行政機関の保有する個人情報
の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号）第 3 3 条第 1 項の規定により、下記の
とおり移送します。

記

訂正請求に係る保 有個人情報が開示 された日等	訂正請求書に記載されている開示された日等 （一部を移送する場合には、訂正請求のあった事実のうち〇〇、〇〇 及び〇〇に係る保有個人情報）
請求者名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 ☐未成年者（ 年 月 日生） ☐成年被後見人 ☐任意代理委任者 本人の氏名 本人の住所又は居所
添付資料等名	・訂正請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	（複数の他の行政機関の長又は独立行政法人等に移送する場合には、その旨）

（担当者所属、氏名、連絡先）

請求受付番号： _____

様式第 1 4（第 3 3 条関係）

（他の行政機関の長） 殿

防衛大臣
（防衛部長/防衛次官）

印

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

保有個人情報訂正請求に係る事実の移送について

平成〇年〇月〇日付けにて訂正請求のあった事実について、行政機関の保有する個人情報
の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号）第 3 3 条第 1 項の規定により、下記の
とおり移送します。

記

訂正請求に係る保 有個人情報が開示 された日等	訂正請求書に記載されている開示された日等 （一部を移送する場合には、訂正請求のあった事実のうち〇〇、〇〇 及び〇〇に係る保有個人情報）
請求者名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 ☐未成年者（ 年 月 日生） ☐成年被後見人 ☐任意代理委任者 本人の氏名 本人の住所又は居所
添付資料等名	・訂正請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	（複数の他の行政機関の長又は独立行政法人等に移送する場合には、その旨）

（担当者所属、氏名、連絡先）

請求受付番号： _____

- 94 -

改正案	現行
様式第 2 8（第 3 3 条関係） （独立行政法人等） 殿 防衛大臣印 （地方防衛部長/地方防衛支局長） 保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について 平成〇年〇月〇日付けにて訂正請求のあった事案について、行政機関の保有する個人情報 の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号）第 3 4 条第 1 項の規定により、下記の とおり移送します。 訂正請求に係る保 有個人情報が開示 された日等 訂正請求書に記載されている開示された日等 （一節を移送する場合には、訂正請求のあった事案のうち〇〇、〇〇 及び〇〇に係る保有個人情報） 請求者名等 氏名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 ☐未成年者（ 年 月 日生） ☐成年被後見人 ☐任意代理委任者 本人の氏名 本人の住所又は居所 添付資料等名 ・訂正請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・ 備考 （複数の他の行政機関の長又は独立行政法人等に移送する場合は、その旨） （担当者所屬、氏名、連絡先） 請求受付番号：	様式第 1 4 の 2（第 3 3 条関係） （独立行政法人等） 殿 防衛大臣印 （地方防衛部長/地方防衛支局長） 保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について 平成〇年〇月〇日付けにて訂正請求のあった事案について、行政機関の保有する個人情報 の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号）第 3 4 条第 1 項の規定により、下記の とおり移送します。 訂正請求に係る保 有個人情報が開示 された日等 訂正請求書に記載されている開示された日等 （一節を移送する場合には、訂正請求のあった事案のうち〇〇、〇〇 及び〇〇に係る保有個人情報） 請求者名等 氏名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 ☐未成年者（ 年 月 日生） ☐成年被後見人 ☐任意代理委任者 本人の氏名 本人の住所又は居所 添付資料等名 ・訂正請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・ 備考 （複数の他の行政機関の長又は独立行政法人等に移送する場合は、その旨） （担当者所屬、氏名、連絡先） 請求受付番号：

改正案	現行																			
様式第 2 9（第 3 3 条関係） （訂正請求者） 殿 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 防衛大臣 （防衛副長/防衛政務官） 印 保有個人情報訂正請求に係る事実の移送について（通知） 平成〇年〇月〇日付けで訂正請求のありました事実について、下記のとおり移送しましたので、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号）第 3 3 条第 1 項の規定により、通知します。 記 <table><tr><td>訂正請求に係る保有個人情報が開示された日等</td><td>〔訂正請求書に記載されている開示された日等 （一部を移送する場合には、訂正請求のあった事実のうち〇〇、〇〇及び〇〇に係る保有個人情報）〕</td></tr><tr><td>移送年月日</td><td>平成〇年〇月〇日</td></tr><tr><td>移送先の行政機関の長</td><td>行政機関の長 (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：</td></tr><tr><td>移送の理由</td><td></td></tr><tr><td>備考</td><td>標記の移送した事実に係る訂正決定等は、移送先の行政機関の長が行うこととなります。</td></tr></table> （担当者所属、氏名、連絡先） 請求受付番号：_____ 様式第 1 5（第 3 3 条関係） （訂正請求者） 殿 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 防衛大臣 （防衛副長/防衛政務官） 印 保有個人情報訂正請求に係る事実の移送について（通知） 平成〇年〇月〇日付けで訂正請求のありました事実について、下記のとおり移送しましたので、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号）第 3 3 条第 1 項の規定により、通知します。 記 <table><tr><td>訂正請求に係る保有個人情報が開示された日等</td><td>〔訂正請求書に記載されている開示された日等 （一部を移送する場合には、訂正請求のあった事実のうち〇〇、〇〇及び〇〇に係る保有個人情報）〕</td></tr><tr><td>移送年月日</td><td>平成〇年〇月〇日</td></tr><tr><td>移送先の行政機関の長</td><td>行政機関の長 (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：</td></tr><tr><td>移送の理由</td><td></td></tr><tr><td>備考</td><td>標記の移送した事実に係る訂正決定等は、移送先の行政機関の長が行うこととなります。</td></tr></table> （担当者所属、氏名、連絡先） 請求受付番号：_____	訂正請求に係る保有個人情報が開示された日等	〔訂正請求書に記載されている開示された日等 （一部を移送する場合には、訂正請求のあった事実のうち〇〇、〇〇及び〇〇に係る保有個人情報）〕	移送年月日	平成〇年〇月〇日	移送先の行政機関の長	行政機関の長 (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：	移送の理由		備考	標記の移送した事実に係る訂正決定等は、移送先の行政機関の長が行うこととなります。	訂正請求に係る保有個人情報が開示された日等	〔訂正請求書に記載されている開示された日等 （一部を移送する場合には、訂正請求のあった事実のうち〇〇、〇〇及び〇〇に係る保有個人情報）〕	移送年月日	平成〇年〇月〇日	移送先の行政機関の長	行政機関の長 (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：	移送の理由		備考	標記の移送した事実に係る訂正決定等は、移送先の行政機関の長が行うこととなります。
訂正請求に係る保有個人情報が開示された日等	〔訂正請求書に記載されている開示された日等 （一部を移送する場合には、訂正請求のあった事実のうち〇〇、〇〇及び〇〇に係る保有個人情報）〕																			
移送年月日	平成〇年〇月〇日																			
移送先の行政機関の長	行政機関の長 (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：																			
移送の理由																				
備考	標記の移送した事実に係る訂正決定等は、移送先の行政機関の長が行うこととなります。																			
訂正請求に係る保有個人情報が開示された日等	〔訂正請求書に記載されている開示された日等 （一部を移送する場合には、訂正請求のあった事実のうち〇〇、〇〇及び〇〇に係る保有個人情報）〕																			
移送年月日	平成〇年〇月〇日																			
移送先の行政機関の長	行政機関の長 (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：																			
移送の理由																				
備考	標記の移送した事実に係る訂正決定等は、移送先の行政機関の長が行うこととなります。																			

改正案	現行																				
様式第 3 0 (第 3 3 条関係) (訂正請求者) 殿 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 防衛大臣 (防衛副長/防衛政務官) 印 保有個人情報訂正請求に係る事実の移送について (通知) 平成〇年〇月〇日付けで訂正請求のありました事実について、下記のとおり移送しましたので、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成 1 5 年法律第 5 8 号) 第 3 4 条第 1 項の規定により、通知します。 記 <table><tr><td>訂正請求に係る保有個人情報が開示された日等</td><td>〔訂正請求書に記載されている開示された日等 (一部を移送する場合には、訂正請求のあった事実のうち〇〇、〇〇及び〇〇に係る保有個人情報)〕</td></tr><tr><td>移送年月日</td><td>平成〇年〇月〇日</td></tr><tr><td>移送先の独立行政法人等</td><td>独立行政法人等 (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：</td></tr><tr><td>移送の理由</td><td></td></tr><tr><td>備考</td><td>標記の移送した事実に係る訂正決定等は、移送先の独立行政法人等が行うこととなります。</td></tr></table> (担当者所属、氏名、連絡先) 請求受付番号：	訂正請求に係る保有個人情報が開示された日等	〔訂正請求書に記載されている開示された日等 (一部を移送する場合には、訂正請求のあった事実のうち〇〇、〇〇及び〇〇に係る保有個人情報)〕	移送年月日	平成〇年〇月〇日	移送先の独立行政法人等	独立行政法人等 (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：	移送の理由		備考	標記の移送した事実に係る訂正決定等は、移送先の独立行政法人等が行うこととなります。	様式第 1 5 の 2 (第 3 3 条関係) (訂正請求者) 殿 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 防衛大臣 (防衛副長/防衛政務官) 印 保有個人情報訂正請求に係る事実の移送について (通知) 平成〇年〇月〇日付けで訂正請求のありました事実について、下記のとおり移送しましたので、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成 1 5 年法律第 5 8 号) 第 3 4 条第 1 項の規定により、通知します。 記 <table><tr><td>訂正請求に係る保有個人情報が開示された日等</td><td>〔訂正請求書に記載されている開示された日等 (一部を移送する場合には、訂正請求のあった事実のうち〇〇、〇〇及び〇〇に係る保有個人情報)〕</td></tr><tr><td>移送年月日</td><td>平成〇年〇月〇日</td></tr><tr><td>移送先の独立行政法人等</td><td>独立行政法人等 (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：</td></tr><tr><td>移送の理由</td><td></td></tr><tr><td>備考</td><td>標記の移送した事実に係る訂正決定等は、移送先の独立行政法人等が行うこととなります。</td></tr></table> (担当者所属、氏名、連絡先) 請求受付番号：	訂正請求に係る保有個人情報が開示された日等	〔訂正請求書に記載されている開示された日等 (一部を移送する場合には、訂正請求のあった事実のうち〇〇、〇〇及び〇〇に係る保有個人情報)〕	移送年月日	平成〇年〇月〇日	移送先の独立行政法人等	独立行政法人等 (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：	移送の理由		備考	標記の移送した事実に係る訂正決定等は、移送先の独立行政法人等が行うこととなります。
訂正請求に係る保有個人情報が開示された日等	〔訂正請求書に記載されている開示された日等 (一部を移送する場合には、訂正請求のあった事実のうち〇〇、〇〇及び〇〇に係る保有個人情報)〕																				
移送年月日	平成〇年〇月〇日																				
移送先の独立行政法人等	独立行政法人等 (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：																				
移送の理由																					
備考	標記の移送した事実に係る訂正決定等は、移送先の独立行政法人等が行うこととなります。																				
訂正請求に係る保有個人情報が開示された日等	〔訂正請求書に記載されている開示された日等 (一部を移送する場合には、訂正請求のあった事実のうち〇〇、〇〇及び〇〇に係る保有個人情報)〕																				
移送年月日	平成〇年〇月〇日																				
移送先の独立行政法人等	独立行政法人等 (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：																				
移送の理由																					
備考	標記の移送した事実に係る訂正決定等は、移送先の独立行政法人等が行うこととなります。																				

改正案	現行
様式第 3 1 (第 3 7 条関係) 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 訂正決定等の期限の延長について (通知) (訂正請求者) 殿 防衛大臣 (地方防衛課/地方防衛支援課) 印 平成〇年〇月〇日付けの保有個人情報情報の訂正請求については、下記のとおり、行政機関の保有する個人情報情報の保護に関する法律 (平成 1 5 年法律第 5 8 号) 第 3 1 条第 2 項の規定に基づき、訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。 記 1 訂正請求のあった保有個人情報情報が開示された日等 2 延長後の期間 3 延長の理由 * 担当課等 請求受付番号:	様式第 1 6 (第 3 7 条関係) 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 訂正決定等の期限の延長について (通知) (訂正請求者) 殿 防衛大臣 (地方防衛課/地方防衛支援課) 印 平成〇年〇月〇日付けの保有個人情報情報の訂正請求については、下記のとおり、行政機関の保有する個人情報情報の保護に関する法律 (平成 1 5 年法律第 5 8 号) 第 3 1 条第 2 項の規定に基づき、訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。 記 1 訂正請求のあった保有個人情報情報が開示された日等 2 延長後の期間 3 延長の理由 * 担当課等 請求受付番号:

改正案	現行
様式第 3 2 (第 3 8 条関係) 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 訂正決定等の期限の特例規定の適用について (通知) (訂正請求者) 殿 防衛大臣印 (地方協議員/地方協議員) 平成〇年〇月〇日付けの保有個人情報に関する法律 (平成 1 5 年法律第 5 8 号。以下「法」という。) 第 3 2 条の規定 (訂正決定等の期限の特例) を適用することとしたので通知します。 記 1 訂正請求のあった保有個人情報が開示された日等 2 法第 3 2 条の規定 (訂正決定等の期限の特例) を適用することとした理由 3 訂正決定等をする期限 平成 〇 年 〇 月 〇 日 () * 担当課等 請求受付番号:	様式第 1 7 (第 3 8 条関係) 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 訂正決定等の期限の特例規定の適用について (通知) (訂正請求者) 殿 防衛大臣印 (地方協議員/地方協議員) 平成〇年〇月〇日付けの保有個人情報の訂正請求については、下記のとおり、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成 1 5 年法律第 5 8 号。以下「法」という。) 第 3 2 条の規定 (訂正決定等の期限の特例) を適用することとしたので通知します。 記 1 訂正請求のあった保有個人情報が開示された日等 2 法第 3 2 条の規定 (訂正決定等の期限の特例) を適用することとした理由 3 訂正決定等をする期限 平成 〇 年 〇 月 〇 日 () * 担当課等 請求受付番号:

改 正 案	現 行
様式第 3 3（第 3 9 条関係） 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 保有個人情報訂正決定通知書 (訂正請求者) 殿 防 衛 大 臣 (防衛副長/総務課長(事務)) 印 平成〇年〇月〇日付けで訂正請求のありました保有個人情報について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号）第 3 0 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、訂正することとしますので通知します。 記 1 訂正する保有個人情報が開示された日等 2 決定した訂正の内容 3 訂正しないこととした部分とその理由 ※ 訂正請求受付日 補正期間 訂正決定日 請求受付番号：_____	様式第 1 8（第 3 9 条関係） 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 保有個人情報訂正決定通知書 (訂正請求者) 殿 防 衛 大 臣 印 平成〇年〇月〇日付けで訂正請求のありました保有個人情報について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号）第 3 0 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、訂正することとしますので通知します。 記 1 訂正する保有個人情報が開示された日等 2 決定した訂正の内容 3 訂正しないこととした部分とその理由 ※ この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）第 6 条の規定に基づき、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 0 日以内に、防衛大臣に対して異議申立てをすることができます。ただし、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 0 日以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは申立てをすることができません。 この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号）の規定に基づき、この決定があつたことを知つた日から 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第 1 2 条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があつたことを知つた日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過したときは提起することができません。 ※ 訂正請求受付日 補正期間 訂正決定日 請求受付番号：_____

改 正 案	現 行
(裏面又は別添) 〈説明事項〉 1 訂正をしないこととされた部分に係る審査請求等 訂正をしないこととされた部分について、不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この決定があった日の翌日から起算して3か月以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることができず。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。 訂正をしないこととされた部分について、取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があった日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができず。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。 2 連絡先 審査請求の方法等について、ご不明な点等がございましたら、連絡先までお問い合わせください。 連絡先：	(裏面又は別添) 〈説明事項〉 1 訂正をしないこととされた部分に係る不服申立て等 訂正をしないこととされた部分について、不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、防衛大臣に対して異議申立てをすることができず。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。 訂正をしないこととされた部分について、取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があった日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができず。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。 2 連絡先 不服申立ての方法等について、ご不明な点等がございましたら、連絡先までお問い合わせください。 連絡先：

改 正 案	現 行
(削る)	様式第 18 の 2 (第 39 条関係) 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 保有個人情報訂正決定通知書 (訂正請求者) 殿 地方防衛局長 (地方防衛支局長) 印 平成〇年〇月〇日付けで訂正請求のありました保有個人情報について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 58 号) 第 30 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、訂正することとしますので通知します。 記 1 訂正する保有個人情報が開示された日等 2 決定した訂正の内容 3 訂正しないこととした部分とその理由 * この決定に不服があるときは、行政不服審査法 (昭和 37 年法律第 160 号) 第 5 条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは申立てをすることができません。 この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法 (昭和 37 年法律第 139 号) の規定に基づき、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として (訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、同法第 12 条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過したときは提起することができません。 ※ 訂正請求受付日 補正期間 訂正決定日 請求受付番号:

改正案	現行
(削る)	(説明事項) 1 訂正をしないこととされた部分に係る不服申立て等 訂正をしないこととされた部分について、不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることができず、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。 訂正をしないこととされた部分について、取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができず、ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。 2 連絡先 不服申立ての方法等について、ご不明な点等がございましたら、連絡先までお問い合わせください。 連絡先： (裏面又は別添)

改正案	現行
(制る)	様式第18の3（第39条関係） 〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 保有個人情報訂正決定通知書 (訂正請求者) 殿 防衛大臣印 平成〇年〇月〇日付けで訂正請求のありました保有個人情報について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第30条第1項の規定に基づき、下記のとおり、訂正することとしましたので通知します。 記 1 訂正する保有個人情報が開示された日等 2 決定した訂正の内容 3 訂正しないこととした部分とその理由 * この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、防衛大臣に対して異議申立てをすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。 この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。 ※ 訂正請求受付日 補正期間 訂正決定日 請求受付番号：

改正案	現行
(削る)	〈説明事項〉 1 訂正をしないこととされた部分に係る不服申立て等 訂正をしないこととされた部分について、不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定があった日の翌日から起算して60日以内に、防衛大臣に対して異議申立てをすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。 訂正をしないこととされた部分について、取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。 2 連絡先 不服申立ての方法等について、ご不明な点等がございましたら、連絡先までお問い合わせください。 連絡先：

改 正 案	現 行
(判る)	様式第 18 の 4 (第 39 条関係) 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 保有個人情報訂正決定通知書 (訂正請求者) 殿 地方 防 衛 局 長 (地方防衛支局長) 印 平成〇年〇月〇日付けで訂正請求のありました保有個人情報について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）第 30 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、訂正することとしましたので通知します。 記 1 訂正する保有個人情報が開示された日等 2 決定した訂正の内容 3 訂正しないこととした部分とその理由 * この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることが出来ます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは申立てをすることができません。 この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第 12 条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することが出来ます。ただし、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過したときは提起することができません。 ※ 訂正請求受付日 補正期間 訂正決定日 請求受付番号：

改正案	現行
(削る)	〈説明事項〉 1 訂正をしないこととされた部分に係る不服申立て等 律第160号)第5条の規定により、この決定があった日の翌日から起算して60日以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることができず、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。 訂正をしないこととされた部分について、取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができず、ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。 2 連絡先 不服申立ての方法等について、ご不明な点等がございましたら、連絡先までお問い合わせください。 連絡先：

改 正 案	現 行
様式第 3 4（第 3 9 条関係） 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 保有個人情報不訂正決定通知書 (訂正請求者) 殿 防 衛 大 臣 印 （地方議員/地方議会議員） 平成〇年〇月〇日付けで訂正請求のありました保有個人情報について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号）第 3 0 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり、訂正しないことと決定しましたので通知します。 記 1 訂正しない旨決定した保有個人情報が開示された日等 2 訂正しないこととした理由 * この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 2 条の規定に基づき、この決定があった日の翌日から起算して 3 か月以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることが出来ます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは申立てをすることができません。 この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第 1 2 条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することが出来ます。ただし、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過したときは提起することができません。 ※ 訂正請求受付日 補正期間 訂正決定日 請求受付番号：_____	様式第 1 9（第 3 9 条関係） 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 保有個人情報不訂正決定通知書 (訂正請求者) 殿 防 衛 大 臣 印 平成〇年〇月〇日付けで訂正請求のありました保有個人情報について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号）第 3 0 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり、訂正しないことと決定しましたので通知します。 記 1 訂正しない旨決定した保有個人情報が開示された日等 2 訂正しないこととした理由 * この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）第 6 条の規定に基づき、この決定があった日の翌日から起算して 6 0 日以内に、防衛大臣に対して異議申立てをすることが出来ます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは申立てをすることができません。 この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第 1 2 条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することが出来ます。ただし、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過したときは提起することができません。 ※ 訂正請求受付日 補正期間 訂正決定日 請求受付番号：_____

改 正 案	現 行
(削る)	様式第 19 の 2 (第 39 条関係) 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 保有個人情報不訂正決定通知書 (訂正請求者) 殿 地 方 防 衛 局 長 (地方防衛支局長) 印 平成〇年〇月〇日付けで訂正請求のありました保有個人情報について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 58 号) 第 30 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり、訂正しないことと決定しましたので通知します。 記 1 訂正しない旨決定した保有個人情報が開示された日等 2 訂正しないこととした理由 * この決定に不服があるときは、行政不服審査法 (昭和 37 年法律第 160 号) 第 5 条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることができません。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは申立てをすることができません。 この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法 (昭和 37 年法律第 139 号) の規定に基づき、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として (訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、同法第 12 条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません。ただし、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過したときは提起することができません。 ※ 訂正請求受付日 補正期間 訂正決定日 請求受付番号:

改正案	現行												
様式第35（第40条関係） 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 保有個人情報訂正実施通知書 (提供先) 殿 防衛大臣 (兼防衛副長/地方防衛部長) 印 平成〇年〇月〇日に提供しました保有個人情報につき、平成〇年〇月〇日付けの訂正決定に基づき訂正を実施しましたので、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第35条の規定に基づき、下記のとおり通知します。 記 <table><tr><td>訂正を実施した保有個人情報 が記録されている行政文書の名称等</td><td></td></tr><tr><td>訂正を実施した保有個人情報 に係る本人の氏名、住所等</td><td></td></tr><tr><td>訂正内容及び訂正を実施した理由</td><td>(内容) (理由)</td></tr></table>	訂正を実施した保有個人情報 が記録されている行政文書の名称等		訂正を実施した保有個人情報 に係る本人の氏名、住所等		訂正内容及び訂正を実施した理由	(内容) (理由)	様式第20（第40条関係） 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 保有個人情報訂正実施通知書 (提供先) 殿 防衛大臣 (兼防衛副長/地方防衛部長) 印 平成〇年〇月〇日に提供しました保有個人情報につき、平成〇年〇月〇日付けの訂正決定に基づき訂正を実施しましたので、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第35条の規定に基づき、下記のとおり通知します。 記 <table><tr><td>訂正を実施した保有個人情報 が記録されている行政文書の名称等</td><td></td></tr><tr><td>訂正を実施した保有個人情報 に係る本人の氏名、住所等</td><td></td></tr><tr><td>訂正内容及び訂正を実施した理由</td><td>(内容) (理由)</td></tr></table>	訂正を実施した保有個人情報 が記録されている行政文書の名称等		訂正を実施した保有個人情報 に係る本人の氏名、住所等		訂正内容及び訂正を実施した理由	(内容) (理由)
訂正を実施した保有個人情報 が記録されている行政文書の名称等													
訂正を実施した保有個人情報 に係る本人の氏名、住所等													
訂正内容及び訂正を実施した理由	(内容) (理由)												
訂正を実施した保有個人情報 が記録されている行政文書の名称等													
訂正を実施した保有個人情報 に係る本人の氏名、住所等													
訂正内容及び訂正を実施した理由	(内容) (理由)												

改正案

様式第36（第42条関係）

保有個人情報利用停止請求書

平成〇年〇月〇日

防衛大臣殿
（防衛副長/防衛政策局長）
（ふりがな）氏名：住所又は居所：TEL（ ）

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第37条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

1 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日等

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	平成 年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
請求に係る趣旨及び理由	（趣旨） ☐ 第1号該当 → ☐ 利用の停止、 ☐ 消去 ☐ 第2号該当 → 提供の停止 （理由）

2 本人確認等

1 利用停止請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人
2 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人証明書 ☐ その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 イ （ふりがな） 本人の氏名 ウ 本人の住所又は居所
4 請求資格確認書類（法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。） ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ）

請求受付番号：

現行

様式第21（第42条関係）

保有個人情報利用停止請求書

平成〇年〇月〇日

防衛大臣殿
（防衛副長/防衛政策局長）
（ふりがな）氏名：住所又は居所：TEL（ ）

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第37条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

1 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日等

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	平成 年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
請求に係る趣旨及び理由	（趣旨） ☐ 第1号該当 → ☐ 利用の停止、 ☐ 消去 ☐ 第2号該当 → 提供の停止 （理由）

2 本人確認等

1 利用停止請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人
2 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人証明書 ☐ その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 イ （ふりがな） 本人の氏名 ウ 本人の住所又は居所
4 請求資格確認書類（法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。） ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ）

請求受付番号：

- 111 -

改正案	現行
	(記載に当たったの注意事項) 1 「氏名」「住所又は居所」 あなたの氏名、住所又は居所を記載してください。ここに記載された住所及び氏名により、利用停止決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。 連絡等を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。 なお、法定代理人による利用停止請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。 2 「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日等」 利用停止請求に係る保有個人情報について、開示を受けた日、開示決定通知書の文書番号、その内容等ができる限り具体的に記載してください。なお、保有個人情報の利用停止請求ができるのは次に掲げるものです。 (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 (法第27条第1号) (2) 法第22条第1項の規定により事業が移送された場合において、独立行政法人等が保有する個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第59号) 第21条第3項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 (法第27条第2号) (3) 開示決定に係る保有個人情報であって、法第25条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの (法第27条第3号) 3 「利用停止請求の期限」 利用停止請求は、法第36条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。 4 「利用停止請求の趣旨及び理由」 「利用停止請求の趣旨」は、「第1号該当」、「第2号該当」のいずれか該当する□にレ点を記入してください。 ① 「第1号該当」には、当該保有個人情報保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、第3条第2項の規定 (個人情報の保有制限) に違反して保有されているとき又は第8条第1項及び第2項の規定 (目的外利用制限) に違反して利用されているときと、 □にレ点を記入してください。 ② 「第2号該当」には、第8条第1項及び第2項の規定 (目的外提供制限) に違反して他の行政機関等に提供されているときと、□にレ点を記入してください。 (2) 「利用停止請求の理由」は、利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載されない場合には、本欄を参考に別紙に記載し、本請求書に添付してください。 5 本人確認書類等 (1) 窓口来所による利用停止請求の場合 窓口に来所して利用停止請求をする場合、本人確認のため、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード (住民基本台帳カード (注)、ただし、個人番号通知カードは不可)、在留カード、特別永住証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示・提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提出ができない場合は、利用停止請求窓口事前に相談してください。 (注) 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。 (2) 送付による利用停止請求の場合 保有個人情報利用停止請求書を送付して利用停止請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し (ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたもので市町村等が発行するもの)の原本に限り、)を提出してください。住民票の写し提出できない場合は、利用停止請求窓口事前に相談してください。 なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写してください。また、住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、個人番号を黒塗りしてください。 (3) 法定代理人による利用停止請求の場合 「本人の状況等」欄は、法定代理人による利用停止請求の場合に記載してください。 法定代理人が利用停止請求をする場合には、代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類 (ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたもので市町村等が発行するものの原本に限り、)を提出してください。
	(記載に当たったの注意事項) 1 「氏名」「住所又は居所」 あなたの氏名、住所又は居所を記載してください。ここに記載された住所及び氏名により、利用停止決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。 連絡等を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。 なお、法定代理人による利用停止請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。 2 「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日等」 利用停止請求に係る保有個人情報について、開示を受けた日、開示決定通知書の文書番号、その内容等ができる限り具体的に記載してください。なお、保有個人情報の利用停止請求ができるのは次に掲げるものです。 (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 (法第27条第1号) (2) 法第22条第1項の規定により事業が移送された場合において、独立行政法人等が保有する個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第59号) 第21条第3項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 (法第27条第2号) (3) 開示決定に係る保有個人情報であって、法第25条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの (法第27条第3号) 3 「利用停止請求の期限」 利用停止請求は、法第36条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。 4 「利用停止請求の趣旨及び理由」 「利用停止請求の趣旨」は、「第1号該当」、「第2号該当」のいずれか該当する□にレ点を記入してください。 ① 「第1号該当」には、当該保有個人情報保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、第3条第2項の規定 (個人情報の保有制限) に違反して保有されているとき又は第8条第1項及び第2項の規定 (目的外利用制限) に違反して利用されているときと、 □にレ点を記入してください。 ② 「第2号該当」には、第8条第1項及び第2項の規定 (目的外提供制限) に違反して他の行政機関等に提供されているときと、□にレ点を記入してください。 (2) 「利用停止請求の理由」は、利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載されない場合には、本欄を参考に別紙に記載し、本請求書に添付してください。 5 本人確認書類等 (1) 窓口来所による利用停止請求の場合 窓口に来所して利用停止請求をする場合、本人確認のため、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード (住民基本台帳カード (注)、ただし、個人番号通知カードは不可)、在留カード、特別永住証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示・提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提出ができない場合は、利用停止請求窓口事前に相談してください。 (注) 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。 (2) 送付による利用停止請求の場合 保有個人情報利用停止請求書を送付して利用停止請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し (ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたもので市町村等が発行するもの)の原本に限り、)を提出してください。住民票の写し提出できない場合は、利用停止請求窓口事前に相談してください。 なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写してください。また、住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、個人番号を黒塗りしてください。 (3) 法定代理人による利用停止請求の場合 「本人の状況等」欄は、法定代理人による利用停止請求の場合に記載してください。 法定代理人が利用停止請求をする場合には、代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類 (ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたもので市町村等が発行するものの原本に限り、)を提出してください。

改正案	現行
-----	----

様式第37（第42条関係）

保有個人情報利用停止請求書

平成○年○月○日

防衛大臣 殿
(防衛副長/防衛政策局長)
氏名：(ふりがな)

住所又は居所：〒 TEL ()

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第37条
第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

1 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日等

利用停止請求に係る保有個人情報 の開示を受けた日	平成 年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた 保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
請求に係る趣旨及び理由	(趣旨) ☐ 第1号該当 → ☐ 利用の停止、 ☐ 消去 ☐ 第2号該当 → ☐ 提供の停止 (理由)

様式第21の2（第42条関係）

保有個人情報利用停止請求書

平成○年○月○日

防衛大臣 殿
(防衛副長/防衛政策局長)
氏名：(ふりがな)

住所又は居所：〒 TEL ()

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第37条
第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

1 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日等

利用停止請求に係る保有個人情報 の開示を受けた日	平成 年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた 保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
請求に係る趣旨及び理由	(趣旨) ☐ 第1号該当 → ☐ 利用の停止、 ☐ 消去 ☐ 第2号該当 → ☐ 提供の停止 (理由)

2 本人確認等

1 利用停止請求者	☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
2 請求者本人確認書類	☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人証明書 ☐ その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）	ア 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理委任者 イ 本人の氏名 (ふりがな) ウ 本人の住所又は居所
4 請求資格確認書類（法定代理人又は任意代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。）	ア 法定代理人が請求する場合 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ） イ 任意代理人が請求する場合 ☐ 委任状

請求受付番号：

改正案	現行
(記載に当たったの注意事項) 1 「氏名」「住所又は居所」 あなたの氏名、住所又は居所を記載してください。ここに記載された住所及び氏名により、利用停止決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。 連絡等を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。 なお、法定代理人又は任意代理人による利用停止請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。 2 「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日等」 利用停止請求に係る保有個人情報について、開示を受けた日、開示決定通知書の文書番号、その内容等ができる限り具体的に記載してください。なお、保有個人情報の利用停止請求ができるのは次に掲げるものです。 (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 (法第27条第1号) (2) 法第22条第1項の規定により事業が移送された場合において、独立行政法人等が保有する個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第59号) 第21条第3項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 (法第27条第2号) (3) 開示決定に係る保有個人情報であって、法第25条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの (法第27条第3号) 3 「利用停止請求の期限」 利用停止請求は、法第36条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。 4 「利用停止請求の趣旨及び理由」 「利用停止請求の趣旨」は、「第1号該当」、「第2号該当」のいずれか該当する□にレ点を記入してください。 ① 「第1号該当」には、当該保有個人情報保有する行政機関により適法に取得されたものではないとき、第3条第2項の規定 (個人情報の保有制限) に違反して保有されているとき又は第8条第1項及び第2項の規定 (目的外利用制限) に違反して利用されているとき、□にレ点を記入してください。 ② 「第2号該当」には、第8条第1項及び第2項の規定 (目的外提供制限) に違反して他の行政機関等に提供されているとき、□にレ点を記入してください。 (2) 利用停止請求の理由 「利用停止請求の理由」は、利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載されない場合には、本欄を参考に別様記載し、本請求書に添付してください。 5 本人確認書類等 (1) 窓口来所による利用停止請求の場合 窓口に来所して利用停止請求をする場合、本人確認のため、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード (住民基本台帳カード (注)、ただし、個人番号通知カードは不可)、在留カード、特別永住証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示・提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提出ができない場合は、利用停止請求窓口事前に相談してください。 (注) 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。 (2) 送付による利用停止請求の場合 保有個人情報利用停止請求書を送付して利用停止請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し (ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたもので市町村等が発行します。) を提出してください。住民票の写しが提出できない場合は、利用停止請求窓口事前に相談してください。 なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写してください。また、住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、個人番号を黒塗りしてください。 (3) 代理人による利用停止請求の場合 「本人の状況等」欄は、代理人による利用停止請求の場合に記載してください。 法定代理人が利用停止請求をする場合には、代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類 (ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたもので市町村等が発行するもの) の原本に限り、提出してください。 任意代理人が利用停止請求をする場合には、代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、委任状 (ただし、利用停止請求の前30日以内に作成された原本に限り、提出してください)、①委任者の実印により押印した上で作成された印鑑登録証明書 (ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたもので市町村等が発行するもの) の原本に限り、提出するか又は、②委任者の運転免許証、個人番号カード (ただし、個人番号通知カードは不可) 等本人に対し一に限り発行される書類の写しを添付して提出してください。	(記載に当たったの注意事項) 1 「氏名」「住所又は居所」 あなたの氏名、住所又は居所を記載してください。ここに記載された住所及び氏名により、利用停止決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。 連絡等を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。 なお、法定代理人又は任意代理人による利用停止請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。 2 「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日等」 利用停止請求に係る保有個人情報について、開示を受けた日、開示決定通知書の文書番号、その内容等ができる限り具体的に記載してください。なお、保有個人情報の利用停止請求ができるのは次に掲げるものです。 (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 (法第27条第1号) (2) 法第22条第1項の規定により事業が移送された場合において、独立行政法人等が保有する個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第59号) 第21条第3項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 (法第27条第2号) (3) 開示決定に係る保有個人情報であって、法第25条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの (法第27条第3号) 3 「利用停止請求の期限」 利用停止請求は、法第36条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。 4 「利用停止請求の趣旨及び理由」 「利用停止請求の趣旨」は、「第1号該当」、「第2号該当」のいずれか該当する□にレ点を記入してください。 ① 「第1号該当」には、当該保有個人情報保有する行政機関により適法に取得されたものではないとき、第3条第2項の規定 (個人情報の保有制限) に違反して保有されているとき又は第8条第1項及び第2項の規定 (目的外利用制限) に違反して利用されているとき、□にレ点を記入してください。 ② 「第2号該当」には、第8条第1項及び第2項の規定 (目的外提供制限) に違反して他の行政機関等に提供されているとき、□にレ点を記入してください。 (2) 利用停止請求の理由 「利用停止請求の理由」は、利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載されない場合には、本欄を参考に別様記載し、本請求書に添付してください。 5 本人確認書類等 (1) 窓口来所による利用停止請求の場合 窓口に来所して利用停止請求をする場合、本人確認のため、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード (住民基本台帳カード (注)、ただし、個人番号通知カードは不可)、在留カード、特別永住証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示・提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提出ができない場合は、利用停止請求窓口事前に相談してください。 (注) 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。 (2) 送付による利用停止請求の場合 保有個人情報利用停止請求書を送付して利用停止請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し (ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたもので市町村等が発行します。) を提出してください。住民票の写しが提出できない場合は、利用停止請求窓口事前に相談してください。 なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写してください。また、住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、個人番号を黒塗りしてください。 (3) 代理人による利用停止請求の場合 「本人の状況等」欄は、代理人による利用停止請求の場合に記載してください。 法定代理人が利用停止請求をする場合には、代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類 (ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたもので市町村等が発行するもの) の原本に限り、提出してください。 任意代理人が利用停止請求をする場合には、代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、委任状 (ただし、利用停止請求の前30日以内に作成された原本に限り、提出してください)、①委任者の実印により押印した上で作成された印鑑登録証明書 (ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたもので市町村等が発行するもの) の原本に限り、提出するか又は、②委任者の運転免許証、個人番号カード (ただし、個人番号通知カードは不可) 等本人に対し一に限り発行される書類の写しを添付して提出してください。

改正案	現行					
様式第 3 8（第 4 2 条関係） 保有個人情報利用停止請求書 平成〇年〇月〇日 防衛大臣 殿 （防衛副長/防衛政策課） 氏名：（ふりがな） 住所又は居所：〒 TEL（ ） E-MAIL（ ） 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号）第 3 7 条 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。 記 <table><tr><td>利用停止請求に係る保有個人情報 の開示を受けた日</td><td>平成 年 月 日</td></tr><tr><td>開示決定に基づき開示を受けた 保有個人情報</td><td>開示決定通知書の文書番号： 日付： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等</td></tr><tr><td>請求に係る趣旨及び理由</td><td>(趣旨) ☐第 1 号該当 → ☐利用の停止、☐消去 ☐第 2 号該当 → ☐提供の停止 (理由)</td></tr></table> 請求受付番号： _____	利用停止請求に係る保有個人情報 の開示を受けた日	平成 年 月 日	開示決定に基づき開示を受けた 保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等	請求に係る趣旨及び理由	(趣旨) ☐ 第 1 号該当 → ☐ 利用の停止、 ☐ 消去 ☐ 第 2 号該当 → ☐ 提供の停止 (理由)
利用停止請求に係る保有個人情報 の開示を受けた日	平成 年 月 日					
開示決定に基づき開示を受けた 保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等					
請求に係る趣旨及び理由	(趣旨) ☐ 第 1 号該当 → ☐ 利用の停止、 ☐ 消去 ☐ 第 2 号該当 → ☐ 提供の停止 (理由)					

様式第 2 1 の 3（第 4 2 条関係）

保有個人情報利用停止請求書

平成〇年〇月〇日

防衛大臣 殿
（防衛副長/防衛政策課）
氏名：（ふりがな）

住所又は居所：〒 TEL（ ） E-MAIL（ ）

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号）第 3 7 条
第 1 項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報 の開示を受けた日	平成 年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた 保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
請求に係る趣旨及び理由	(趣旨) ☐ 第 1 号該当 → ☐ 利用の停止、 ☐ 消去 ☐ 第 2 号該当 → ☐ 提供の停止 (理由)

請求受付番号： _____

改 正 案	現 行
〈説明事項〉 電子情報処理組織を使用して利用停止請求を行う場合には、この様式を使用してください。 〈記載に当たったの注意事項〉 1 「氏名」「住所又は居所」 あなただの氏名、住所又は居所を記載してください。ここに記載された住所及び氏名により、利用停止決定通知等を行うこととなりますので正確にしてください。 連絡等を行う際に必要になりますので、電話番号及びE-MAIL アドレスも記載してください。 2 「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日等」 利用停止請求に係る保有個人情報について、開示を受けた日、開示決定通知書の文書番号、その内容等のできる限り具体的に記載してください。なお、保有個人情報の利用停止請求ができるのは次に掲げるものです。 (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第27条第1号） (2) 法第22条第1項の規定により事業が移送された場合において、独立行政法人等が保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第21条第3項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第27条第2号） (3) 開示決定に係る保有個人情報であって、法第25条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの（法第27条第3号） 3 「利用停止請求の期限」 利用停止請求は、法第36条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなります。 4 「利用停止請求の趣旨及び理由」 (1) 利用停止請求の趣旨 「利用停止請求の趣旨」は、「第1号該当」、「第2号該当」のいずれか該当する□にレ点を記入してください。 ① 「第1号該当」には、当該保有個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、第3条第2項の規定（個人情報の保有制限）に違反して保有されているとき又は第8条第1項及び第2項の規定（目的外利用制限）に違反して利用されていると考えるときに、□にレ点を記入してください。 ② 「第2号該当」には、第8条第1項及び第2項の規定（目的外提供制限）に違反して他の行政機関等に提供されていると考えるときに、□にレ点を記入してください。 (2) 利用停止請求の理由 「利用停止請求の理由」は、利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。 「利用停止請求の理由」は、利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別様式に添付してください。	〈説明事項〉 電子情報処理組織を使用して利用停止請求を行う場合には、この様式を使用してください。 〈記載に当たったの注意事項〉 1 「氏名」「住所又は居所」 あなただの氏名、住所又は居所を記載してください。ここに記載された住所及び氏名により、利用停止決定通知等を行うこととなりますので正確にしてください。 連絡等を行う際に必要になりますので、電話番号及びE-MAIL アドレスも記載してください。 2 「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日等」 利用停止請求に係る保有個人情報について、開示を受けた日、開示決定通知書の文書番号、その内容等のできる限り具体的に記載してください。なお、保有個人情報の利用停止請求ができるのは次に掲げるものです。 (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第27条第1号） (2) 法第22条第1項の規定により事業が移送された場合において、独立行政法人等が保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第21条第3項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第27条第2号） (3) 開示決定に係る保有個人情報であって、法第25条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの（法第27条第3号） 3 「利用停止請求の期限」 利用停止請求は、法第36条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなります。 4 「利用停止請求の趣旨及び理由」 (1) 利用停止請求の趣旨 「利用停止請求の趣旨」は、「第1号該当」、「第2号該当」のいずれか該当する□にレ点を記入してください。 ① 「第1号該当」には、当該保有個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、第3条第2項の規定（個人情報の保有制限）に違反して保有されているとき又は第8条第1項及び第2項の規定（目的外利用制限）に違反して利用されていると考えるときに、□にレ点を記入してください。 ② 「第2号該当」には、第8条第1項及び第2項の規定（目的外提供制限）に違反して他の行政機関等に提供されていると考えるときに、□にレ点を記入してください。 (2) 利用停止請求の理由 「利用停止請求の理由」は、利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。 「利用停止請求の理由」は、利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別様式に添付してください。

改正案	現行
様式第 3 9（第 4 2 条関係） 委任状 (代理人)住所 (ふりがな) 氏名 上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。 記 1 特定個人情報情報の利用停止請求を行う権限 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限 4 利用停止請求に係る特定個人情報情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び利用停止請求に係る特定個人情報情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限 平成〇年〇月〇日 (委任者)住所 (ふりがな) 氏名 連絡先電話番号	様式第 2 1 の 4（第 4 2 条関係） 委任状 (代理人)住所 (ふりがな) 氏名 上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。 記 1 特定個人情報情報の利用停止請求を行う権限 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限 4 利用停止請求に係る特定個人情報情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び利用停止請求に係る特定個人情報情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限 平成〇年〇月〇日 (委任者)住所 (ふりがな) 氏名 連絡先電話番号

改正案	現行
様式第 4 0（第 4 9 条関係） 利用停止決定等の期限の延長について（通知） （利用停止請求者） 殿 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 防衛大臣 (他方副議長/他方副議長) 印 平成〇年〇月〇日付けの保有個人情報利用停止請求については、下記のとおり、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号）第 4 0 条第 2 項の規定に基づき、利用停止決定等の期限を延長することとしますので通知します。 記 1 利用停止請求のあった保有個人情報が開示された日等 2 延長後の期間 3 延長の理由 * 担当課等 請求受付番号：	様式第 2 2（第 4 9 条関係） 利用停止決定等の期限の延長について（通知） （利用停止請求者） 殿 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 防衛大臣 (他方副議長/他方副議長) 印 平成〇年〇月〇日付けの保有個人情報の利用停止請求については、下記のとおり、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号）第 4 0 条第 2 項の規定に基づき、利用停止決定等の期限を延長することとしますので通知します。 記 1 利用停止請求のあった保有個人情報が開示された日等 2 延長後の期間 3 延長の理由 * 担当課等 請求受付番号：

改正案	現行
様式第 4 1（第 5 0 条関係） 利用停止決定等の期限の特例規定の適用について（通知） （利用停止請求者） 殿 防衛大臣 （防衛副大臣/防衛次官） 印 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 平成〇年〇月〇日付けの保有個人情報利用停止請求については、下記のとおり、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号。以下「法」という。）第 4 1 条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用することとしたので通知します。 記 1 利用停止請求のあった保有個人情報が開示された日等 2 法第 4 1 条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用することとした理由 3 利用停止決定等をする期限 平成 〇 年 〇 月 〇 日（ ） * 担当課等 請求受付番号：	様式第 2 3（第 5 0 条関係） 利用停止決定等の期限の特例規定の適用について（通知） （利用停止請求者） 殿 防衛大臣 （防衛副大臣/防衛次官） 印 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 平成〇年〇月〇日付けの保有個人情報の利用停止請求については、下記のとおり、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号。以下「法」という。）第 4 1 条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用することとしたので通知します。 記 1 利用停止請求のあった保有個人情報が開示された日等 2 法第 4 1 条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用することとした理由 3 利用停止決定等をする期限 平成 〇 年 〇 月 〇 日（ ） * 担当課等 請求受付番号：

改正案	現行
様式第 4 2（第 5 1 条関係） 保有個人情報利用停止決定通知書 (利用停止請求者) 殿 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 防衛大臣 (地方政策局長/地方政策副長) 印 平成〇年〇月〇日付けで利用停止請求のありました保有個人情報について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号）第 3 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、利用停止することとしましたので通知します。 記 1 利用停止する保有個人情報が開示された日等 2 決定した利用停止の内容 3 利用停止しないこととした部分とその理由 * この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 2 条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることが出来ます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは申立てをすることができません。 この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号）の規定に基づき、この決定があった日から 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第 1 2 条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することが出来ます。ただし、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過したときは提起することができません。 ※ 利用停止請求受付日 補正期間 利用停止決定日 請求受付番号：	様式第 2 4（第 5 1 条関係） 保有個人情報利用停止決定通知書 (利用停止請求者) 殿 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 防衛大臣 印 平成〇年〇月〇日付けで利用停止請求のありました保有個人情報について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号）第 3 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、利用停止することとしましたので通知します。 記 1 利用停止する保有個人情報が開示された日等 2 決定した利用停止の内容 3 利用停止しないこととした部分とその理由 * この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）第 6 条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、防衛大臣に対して異議申立てをすることが出来ます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは申立てをすることができません。 この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号）の規定に基づき、この決定があった日から 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第 1 2 条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することが出来ます。ただし、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過したときは提起することができません。 ※ 利用停止請求受付日 補正期間 利用停止決定日 請求受付番号：

改 正 案	現 行
(裏面又は別添) 〈説明事項〉 1 利用停止をしないこととされた部分に係る審査請求等 年法律第68号)第2条の規定により、この決定があった日の翌日から起算して3か月以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることができず、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときも、決定をすることができません。 利用停止をしないこととされた部分について、取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができず、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。 2 連絡先 審査請求の方法等について、ご不明な点等がございましたら、連絡先までお問い合わせください。 連絡先：	(裏面又は別添) 〈説明事項〉 1 利用停止をしないこととされた部分に係る不服申立て等 年法律第160号)第6条の規定により、この決定があった日の翌日から起算して60日以内に、防衛大臣に対して異議申立てをすることができず、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。 利用停止をしないこととされた部分について、取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができず、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。 2 連絡先 不服申立ての方法等について、ご不明な点等がございましたら、連絡先までお問い合わせください。 連絡先：

改正案	現行
(削る)	様式第24の2（第51条関係） 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 保有個人情報利用停止決定通知書 (利用停止請求者) 殿 地方防衛局長 (地方防衛支局長) 印 平成〇年〇月〇日付けで利用停止請求のありました保有個人情報について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第39条第1項の規定に基づき、下記のとおり、利用停止することとしましたので通知します。 記 1 利用停止する保有個人情報が開示された日等 2 決定した利用停止の内容 3 利用停止しないこととした部分とその理由 * この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることが出来ます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。 この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することが出来ます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。 ※ 利用停止請求受付日 補正期間 利用停止決定日 請求受付番号：

改正案	現行
(削る)	(説明事項) (裏面又は別添) 1 利用停止をしないこととされた部分に係る不服申立て等 利用停止をしないこととされた部分について、不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、この決定があった日の翌日から起算して60日以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることが出来ます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。 利用停止をしないこととされた部分について、取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することが出来ます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。 2 連絡先 不服申立ての方法等について、ご不明な点等がございましたら、連絡先までお問い合わせください。 連絡先：

改正案	現行
(削る)	様式第24の3（第51条関係） 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 保有個人情報利用停止決定通知書 (利用停止請求者) 殿 防衛大臣印 平成〇年〇月〇日付けで利用停止請求のありました保有個人情報について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第39条第1項の規定に基づき、下記のとおり、利用停止することとしましたので通知します。 記 1 利用停止する保有個人情報が開示された日等 2 決定した利用停止の内容 3 利用停止しないこととした部分とその理由 * この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、防衛大臣に対して異議申立てをすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。 この決定の取消しを求め訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。 ※ 利用停止請求受付日 補正期間 利用停止決定日 請求受付番号：

改正案	現行
(削る)	(別添) 〈説明事項〉 1 利用停止をしないこととされた部分に係る不服申立て等 利用停止をしないこととされた部分について、不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定があった日の翌日から起算して60日以内に、防衛大臣に対して異議申立てをすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。 利用停止をしないこととされた部分について、取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。 2 連絡先 不服申立ての方法等について、ご不明な点等がございましたら、連絡先までお問い合わせください。 連絡先：

改正案	現行
(削る)	様式第24の4（第51条関係） 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 保有個人情報利用停止決定通知書 (利用停止請求者) 殿 地方防衛局長 (地方防衛支局長) 印 平成〇年〇月〇日付けで利用停止請求のありました保有個人情報について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第39条第1項の規定に基づき、下記のとおり、利用停止することとしましたので通知します。 記 1 利用停止する保有個人情報が開示された日等 2 決定した利用停止の内容 3 利用停止しないこととした部分とその理由 * この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。 この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。 ※ 利用停止請求受付日 補正期間 利用停止決定日 請求受付番号：

改正案	現行
(削る)	(説明事項) (別添) 1 利用停止をしないこととされた部分に係る不服申立て等 利用停止をしないこととされた部分について、不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、この決定があった日の翌日から起算して60日以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることが出来ます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。 利用停止をしないこととされた部分について、取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することが出来ます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。 2 連絡先 不服申立ての方法等について、ご不明な点等がございましたら、連絡先までお問い合わせください。 連絡先：

改正案	現行
様式第 4 3（第 5 1 条関係） 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 保有個人情報利用不停止決定通知書 (利用停止請求者) 殿 防衛大臣 (防衛副長/防衛施設官) 印 平成〇年〇月〇日付けで利用停止請求のありました保有個人情報について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号）第 3 9 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり、利用停止しないことと決定しましたので通知します。 記 1 利用停止しない旨決定した保有個人情報が開示された日等 2 利用停止しないこととした理由 * この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 2 条の規定に基づき、この決定があった日の翌日から起算して 3 か月以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることが出来ます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは申立てをすることができません。 この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第 1 2 条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することが出来ます。ただし、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過したときは提起することができません。 ※ 利用停止請求受付日 補正期間 利用停止決定日 請求受付番号：	様式第 2 5（第 5 1 条関係） 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 保有個人情報利用不停止決定通知書 (利用停止請求者) 殿 防衛大臣 印 平成〇年〇月〇日付けで利用停止請求のありました保有個人情報について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号）第 3 9 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり、利用停止しないことと決定しましたので通知します。 記 1 利用停止しない旨決定した保有個人情報が開示された日等 2 利用停止しないこととした理由 * この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）第 6 条の規定に基づき、この決定があった日の翌日から起算して 6 0 日以内に、防衛大臣に対して異議申立てをすることが出来ます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは申立てをすることができません。 この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第 1 2 条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することが出来ます。ただし、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過したときは提起することができません。 ※ 利用停止請求受付日 補正期間 利用停止決定日 請求受付番号：

改正案	現行
(判る)	様式第25の2（第51条関係） 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 保有個人情報利用不停止決定通知書 (利用停止請求者) 殿 地方防衛局長 (地方防衛支局長) 印 平成〇年〇月〇日付けで利用停止請求のありました保有個人情報について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第39条第2項の規定に基づき、下記のとおり、利用停止しないことと決定しましたので通知します。 記 1 利用停止しない旨決定した保有個人情報が開示された日等 2 利用停止しないこととした理由 * この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。 この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。 ※ 利用停止請求受付日 補正期間 利用停止決定日 請求受付番号：

改正案	現行																
様式第4.4 (第5.3条関係) (審査請求人等) 殿 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 防衛大臣印 情報公開・個人情報保護審査会への諮問について (通知) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第58号) 第18条の規定に基づく開示決定等に対する次の審査請求について、同法第4.3条第1項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、同条第2項の規定により通知します。 <table><tr><td>1 審査請求に係る保有個人情報の記録されている行政文書の名称等</td><td></td></tr><tr><td>2 審査請求に係る開示決定等 (開示決定等の種類) ☐ 開示決定 ☐ 一部開示決定 ☐ 不開示決定</td><td>(1) 開示決定等の日付、記号番号 平成〇年〇月〇日 〇〇〇第〇〇〇号 (2) 開示決定等をした者 防衛大臣 (他防衛副長/他防衛監/他防衛隊員) (3) 決定の概要</td></tr><tr><td>3 審査請求 (1) 審査請求日 平成〇年〇月〇日 (2) 審査請求の趣旨</td><td></td></tr><tr><td>4 諮問日・諮問番号</td><td>平成〇年〇月〇日・平成〇年 諮問第〇〇〇号</td></tr></table> * 担当課等	1 審査請求に係る保有個人情報の記録されている行政文書の名称等		2 審査請求に係る開示決定等 (開示決定等の種類) ☐ 開示決定 ☐ 一部開示決定 ☐ 不開示決定	(1) 開示決定等の日付、記号番号 平成〇年〇月〇日 〇〇〇第〇〇〇号 (2) 開示決定等をした者 防衛大臣 (他防衛副長/他防衛監/他防衛隊員) (3) 決定の概要	3 審査請求 (1) 審査請求日 平成〇年〇月〇日 (2) 審査請求の趣旨		4 諮問日・諮問番号	平成〇年〇月〇日・平成〇年 諮問第〇〇〇号	様式第2.6 (第5.3条関係) (不服申立人等) 殿 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 防衛大臣印 情報公開・個人情報保護審査会への諮問について (通知) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第58号) 第18条の規定に基づく開示決定等に対する次の不服申立てについて、同法第4.2条の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、同法第4.3条の規定により通知します。 <table><tr><td>1 不服申立てに係る保有個人情報の記録されている行政文書の名称等</td><td></td></tr><tr><td>2 不服申立てに係る開示決定等 (開示決定等の種類) ☐ 開示決定 ☐ 一部開示決定 ☐ 不開示決定</td><td>(1) 開示決定等の日付、記号番号 平成〇年〇月〇日 〇〇〇第〇〇〇号 (2) 開示決定等をした者 防衛大臣 (他防衛副長/他防衛隊員) (3) 決定の概要</td></tr><tr><td>3 不服申立て (不服申立ての種類) ☐ 審査請求 ☐ 異議申立て</td><td>(1) 不服申立日 平成〇年〇月〇日 (2) 不服申立ての趣旨</td></tr><tr><td>4 諮問日・諮問番号</td><td>平成〇年〇月〇日・平成〇年 諮問第〇〇〇号</td></tr></table> * 担当課等	1 不服申立てに係る保有個人情報の記録されている行政文書の名称等		2 不服申立てに係る開示決定等 (開示決定等の種類) ☐ 開示決定 ☐ 一部開示決定 ☐ 不開示決定	(1) 開示決定等の日付、記号番号 平成〇年〇月〇日 〇〇〇第〇〇〇号 (2) 開示決定等をした者 防衛大臣 (他防衛副長/他防衛隊員) (3) 決定の概要	3 不服申立て (不服申立ての種類) ☐ 審査請求 ☐ 異議申立て	(1) 不服申立日 平成〇年〇月〇日 (2) 不服申立ての趣旨	4 諮問日・諮問番号	平成〇年〇月〇日・平成〇年 諮問第〇〇〇号
1 審査請求に係る保有個人情報の記録されている行政文書の名称等																	
2 審査請求に係る開示決定等 (開示決定等の種類) ☐ 開示決定 ☐ 一部開示決定 ☐ 不開示決定	(1) 開示決定等の日付、記号番号 平成〇年〇月〇日 〇〇〇第〇〇〇号 (2) 開示決定等をした者 防衛大臣 (他防衛副長/他防衛監/他防衛隊員) (3) 決定の概要																
3 審査請求 (1) 審査請求日 平成〇年〇月〇日 (2) 審査請求の趣旨																	
4 諮問日・諮問番号	平成〇年〇月〇日・平成〇年 諮問第〇〇〇号																
1 不服申立てに係る保有個人情報の記録されている行政文書の名称等																	
2 不服申立てに係る開示決定等 (開示決定等の種類) ☐ 開示決定 ☐ 一部開示決定 ☐ 不開示決定	(1) 開示決定等の日付、記号番号 平成〇年〇月〇日 〇〇〇第〇〇〇号 (2) 開示決定等をした者 防衛大臣 (他防衛副長/他防衛隊員) (3) 決定の概要																
3 不服申立て (不服申立ての種類) ☐ 審査請求 ☐ 異議申立て	(1) 不服申立日 平成〇年〇月〇日 (2) 不服申立ての趣旨																
4 諮問日・諮問番号	平成〇年〇月〇日・平成〇年 諮問第〇〇〇号																

改正案	現行																
様式第45（第53条関係） (審査請求人等) 殿 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 防衛大臣印 情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（通知） 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第30条の規定に基づく訂正決定等に対する次の審査請求について、同法第43条第1項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、同条第2項の規定により通知します。 <table><tr><td>1 審査請求に係る保有個人情報が開示された日等</td><td></td></tr><tr><td>2 審査請求に係る訂正決定等（訂正決定等の種類） ☐ 訂正決定 ☐ 一部訂正決定 ☐ 不訂正決定</td><td>(1) 訂正決定等の日付、記号番号 平成〇年〇月〇日 〇〇〇第〇〇〇号 (2) 訂正決定等をした者 防衛大臣（国防副議長/国防副議長） (3) 決定の概要</td></tr><tr><td>3 審査請求 (1) 審査請求日 平成〇年〇月〇日 (2) 審査請求の趣旨</td><td></td></tr><tr><td>4 諮問日・諮問番号</td><td>平成〇年〇月〇日・平成〇年（ ）諮問第〇〇〇号</td></tr></table> * 担当課等	1 審査請求 に係る保有個人情報が開示された日等		2 審査請求 に係る訂正決定等（訂正決定等の種類） ☐ 訂正決定 ☐ 一部訂正決定 ☐ 不訂正決定	(1) 訂正決定等の日付、記号番号 平成〇年〇月〇日 〇〇〇第〇〇〇号 (2) 訂正決定等をした者 防衛大臣（ 国防副議長/国防副議長 ） (3) 決定の概要	3 審査請求 (1) 審査請求日 平成〇年〇月〇日 (2) 審査請求 の趣旨		4 諮問日・諮問番号	平成〇年〇月〇日・平成〇年（ ）諮問第〇〇〇号	様式第26の2（第53条関係） (不服申立人等) 殿 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 防衛大臣印 情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（通知） 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第30条の規定に基づく訂正決定等に対する次の不服申立てについて、同法第42条の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、同法第43条の規定により通知します。 <table><tr><td>1 不服申立てに係る保有個人情報が開示された日等</td><td></td></tr><tr><td>2 不服申立てに係る訂正決定等（訂正決定等の種類） ☐ 訂正決定 ☐ 一部訂正決定 ☐ 不訂正決定</td><td>(1) 訂正決定等の日付、記号番号 平成〇年〇月〇日 〇〇〇第〇〇〇号 (2) 訂正決定等をした者 防衛大臣（国防副議長/国防副議長） (3) 決定の概要</td></tr><tr><td>3 不服申立て (不服申立ての種類) ☐ 審査請求 ☐ 異議申立て</td><td>(1) 不服申立日 平成〇年〇月〇日 (2) 不服申立ての趣旨</td></tr><tr><td>4 諮問日・諮問番号</td><td>平成〇年〇月〇日・平成〇年（ ）諮問第〇〇〇号</td></tr></table> * 担当課等	1 不服申立て に係る保有個人情報が開示された日等		2 不服申立て に係る訂正決定等（訂正決定等の種類） ☐ 訂正決定 ☐ 一部訂正決定 ☐ 不訂正決定	(1) 訂正決定等の日付、記号番号 平成〇年〇月〇日 〇〇〇第〇〇〇号 (2) 訂正決定等をした者 防衛大臣（ 国防副議長/国防副議長 ） (3) 決定の概要	3 不服申立て (不服申立ての種類) ☐ 審査請求 ☐ 異議申立て	(1) 不服申立日 平成〇年〇月〇日 (2) 不服申立ての趣旨	4 諮問日・諮問番号	平成〇年〇月〇日・平成〇年（ ）諮問第〇〇〇号
1 審査請求 に係る保有個人情報が開示された日等																	
2 審査請求 に係る訂正決定等（訂正決定等の種類） ☐ 訂正決定 ☐ 一部訂正決定 ☐ 不訂正決定	(1) 訂正決定等の日付、記号番号 平成〇年〇月〇日 〇〇〇第〇〇〇号 (2) 訂正決定等をした者 防衛大臣（ 国防副議長/国防副議長 ） (3) 決定の概要																
3 審査請求 (1) 審査請求日 平成〇年〇月〇日 (2) 審査請求 の趣旨																	
4 諮問日・諮問番号	平成〇年〇月〇日・平成〇年（ ）諮問第〇〇〇号																
1 不服申立て に係る保有個人情報が開示された日等																	
2 不服申立て に係る訂正決定等（訂正決定等の種類） ☐ 訂正決定 ☐ 一部訂正決定 ☐ 不訂正決定	(1) 訂正決定等の日付、記号番号 平成〇年〇月〇日 〇〇〇第〇〇〇号 (2) 訂正決定等をした者 防衛大臣（ 国防副議長/国防副議長 ） (3) 決定の概要																
3 不服申立て (不服申立ての種類) ☐ 審査請求 ☐ 異議申立て	(1) 不服申立日 平成〇年〇月〇日 (2) 不服申立ての趣旨																
4 諮問日・諮問番号	平成〇年〇月〇日・平成〇年（ ）諮問第〇〇〇号																

改正案	現行																
様式第46（第53条関係） (審査請求人等) 殿 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 防衛大臣印 情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（通知） 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第39条の規定に基づく利用停止決定等に対する次の審査請求について、同法第43条第1項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、同条第2項の規定により通知します。 <table><tr><td>1 審査請求に係る保有個人情報が開示された日等</td><td></td></tr><tr><td>2 審査請求に係る利用停止決定等の種類 (利用停止決定等の種類) ☐ 利用停止決定 ☐ 一部利用停止決定 ☐ 利用不停止決定</td><td>(1) 利用停止決定等の日付、記号番号 平成〇年〇月〇日 〇〇〇第〇〇〇号 (2) 利用停止決定等をした者 防衛大臣 (随附議/随附議) (3) 決定の概要</td></tr><tr><td>3 審査請求 (1) 審査請求日 平成〇年〇月〇日 (2) 審査請求の趣旨</td><td></td></tr><tr><td>4 諮問日・諮問番号</td><td>平成〇年〇月〇日・平成〇年（ ）諮問第〇〇〇号</td></tr></table> * 担当課等	1 審査請求に係る保有個人情報が開示された日等		2 審査請求に係る利用停止決定等の種類 (利用停止決定等の種類) ☐ 利用停止決定 ☐ 一部利用停止決定 ☐ 利用不停止決定	(1) 利用停止決定等の日付、記号番号 平成〇年〇月〇日 〇〇〇第〇〇〇号 (2) 利用停止決定等をした者 防衛大臣 (随附議/随附議) (3) 決定の概要	3 審査請求 (1) 審査請求日 平成〇年〇月〇日 (2) 審査請求の趣旨		4 諮問日・諮問番号	平成〇年〇月〇日・平成〇年（ ）諮問第〇〇〇号	様式第26の3（第53条関係） (不服申立人等) 殿 〇〇〇第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日 防衛大臣印 情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（通知） 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第39条の規定に基づく利用停止決定等に対する次の不服申立てについて、同法第42条の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、同法第43条の規定により通知します。 <table><tr><td>1 不服申立てに係る保有個人情報が開示された日等</td><td></td></tr><tr><td>2 不服申立てに係る利用停止決定等の種類 (利用停止決定等の種類) ☐ 利用停止決定 ☐ 一部利用停止決定 ☐ 利用不停止決定</td><td>(1) 利用停止決定等の日付、記号番号 平成〇年〇月〇日 〇〇〇第〇〇〇号 (2) 利用停止決定等をした者 防衛大臣 (随附議/随附議) (3) 決定の概要</td></tr><tr><td>3 不服申立て (不服申立ての種類) ☐ 審査請求 ☐ 異議申立て</td><td>(1) 不服申立日 平成〇年〇月〇日 (2) 不服申立ての趣旨</td></tr><tr><td>4 諮問日・諮問番号</td><td>平成〇年〇月〇日・平成〇年（ ）諮問第〇〇〇号</td></tr></table> * 担当課等	1 不服申立てに係る保有個人情報が開示された日等		2 不服申立てに係る利用停止決定等の種類 (利用停止決定等の種類) ☐ 利用停止決定 ☐ 一部利用停止決定 ☐ 利用不停止決定	(1) 利用停止決定等の日付、記号番号 平成〇年〇月〇日 〇〇〇第〇〇〇号 (2) 利用停止決定等をした者 防衛大臣 (随附議/随附議) (3) 決定の概要	3 不服申立て (不服申立ての種類) ☐ 審査請求 ☐ 異議申立て	(1) 不服申立日 平成〇年〇月〇日 (2) 不服申立ての趣旨	4 諮問日・諮問番号	平成〇年〇月〇日・平成〇年（ ）諮問第〇〇〇号
1 審査請求に係る保有個人情報が開示された日等																	
2 審査請求に係る利用停止決定等の種類 (利用停止決定等の種類) ☐ 利用停止決定 ☐ 一部利用停止決定 ☐ 利用不停止決定	(1) 利用停止決定等の日付、記号番号 平成〇年〇月〇日 〇〇〇第〇〇〇号 (2) 利用停止決定等をした者 防衛大臣 (随附議/随附議) (3) 決定の概要																
3 審査請求 (1) 審査請求日 平成〇年〇月〇日 (2) 審査請求の趣旨																	
4 諮問日・諮問番号	平成〇年〇月〇日・平成〇年（ ）諮問第〇〇〇号																
1 不服申立てに係る保有個人情報が開示された日等																	
2 不服申立てに係る利用停止決定等の種類 (利用停止決定等の種類) ☐ 利用停止決定 ☐ 一部利用停止決定 ☐ 利用不停止決定	(1) 利用停止決定等の日付、記号番号 平成〇年〇月〇日 〇〇〇第〇〇〇号 (2) 利用停止決定等をした者 防衛大臣 (随附議/随附議) (3) 決定の概要																
3 不服申立て (不服申立ての種類) ☐ 審査請求 ☐ 異議申立て	(1) 不服申立日 平成〇年〇月〇日 (2) 不服申立ての趣旨																
4 諮問日・諮問番号	平成〇年〇月〇日・平成〇年（ ）諮問第〇〇〇号																

- 駐留軍の制限水域に存する漁業権等の行使制限及び漁船の操業制限等並びにこれらに伴う損失補償に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第６２号）（第９条関係）

（下線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
別記第２４号様式（第２４条関係） （略） 漁船操業制限等損失補償決定通知書 貴殿の漁船の操業制限等に伴う損失については、下記のとおり決定されたので通知します。 この金額に異議のない場合には、この通知を受けた日から<u>３箇月</u>以内に同封の漁船操業制限等損失補償同意書に記名押印の上、返送願います。 記 １～５ （略） 注：この決定に係る異議の申出及び<u>訴えの提起</u>については、裏面を参照ください。 （裏面） この決定に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>３箇月</u>以内に、書面で、防衛大臣に対して異議を申し出ることができます。 <u>また、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭和２７年法律第２４３号）第６条の規定により、この決定があったことを知った日から６箇月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）、民事訴訟法（平成８年法律第１０９号）に規定する裁判所に増額請求の訴えを提起することができます。</u>	別記第２４号様式（第２４条関係） （略） 漁船操業制限等損失補償決定通知書 貴殿の漁船の操業制限等に伴う損失については、下記のとおり決定されたので通知します。 この金額に異議のない場合には、この通知を受けた日から<u>３０日</u>以内に同封の漁船操業制限等損失補償同意書に記名押印の上、返送願います。 記 １～５ （略） 注：この決定に係る異議の申出については、裏面を参照ください。 （裏面） この決定に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>３０日</u>以内に、書面で、防衛大臣に対して異議を申し出ることができます。

- 自衛隊の訓練等に必要な制限水域の設定及びこれに伴う損失補償に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第６３号）（第１０条関係）

（下線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
別記第１３号様式（第１５条関係） （略） 補償額決定通知書 （略） 記 １～３ （略） 注：この決定に係る異議の申出及び訴えの提起については、裏面を参照のこと。 （裏面） この決定に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>３月</u>以内に、書面で、防衛大臣に対して異議を申し出ることができます。 また、<u>自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）第１０５条第９項及び第１０項の規定により、この決定があったことを知った日から６月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）、民事訴訟法（平成８年法律第１０９号）に規定する裁判所に増額請求の訴えを提起することができます。</u>	別記第１３号様式（第１５条関係） （略） 補償額決定通知書 （略） 記 １～３ （略） 注：この決定に係る異議の申出については、裏面を参照のこと。 （裏面） この決定に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>３０日</u>以内に、書面で、防衛大臣に対して異議を申し出ることができます。

- 特別損失補償の処理に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第６４号）（第１１条関係）
（下線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
別記第５号様式（第６条関係） （略） 損失補償決定通知書 平成 年 月 日付けをもって申請のあった に対する損失補償について、下記のとおり決定されたので通知します。 なお、この決定に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>３箇月</u>以内に、書面で、防衛大臣に対して異議を申し出ることができます。 また、日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（昭和２８年法律第２４６号）第５条の規定により、この決定があったことを知った日から<u>６箇月</u>以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）、民事訴訟法（平成８年法律第１０９号）に規定する裁判所に増額請求の訴えを提起することができます。 （略）	別記第５号様式（第６条関係） （略） 損失補償決定通知書 平成 年 月 日付けをもって申請のあった に対する損失補償について、下記のとおり決定されたので通知します。 なお、この決定に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>３０日</u>以内に、書面で、防衛大臣に対して異議を申し出ることができます。 （略）

- 駐留軍から返還された民公有土地等の引渡し等に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第７５号）（第１２条関係）

（下線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
別記第４６号の２様式（第４０条関係） （略） 補償額決定通知書 （略） 記 （略） 注： この決定に係る審査請求及び訴えの提起については、裏面を参照ください。 （裏面） １ この決定に不服があるときは、<u>行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）</u>の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>３月</u>以内に書面で、防衛大臣に<u>審査請求</u>をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>３月</u>以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過したときは、<u>審査請求</u>をすることができなくなります。 ２ この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この決定があったことを知った日から<u>６月</u>以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）、同法第１２条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日から<u>６月</u>以内であっても、この決定の日から１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。	別記第４６号の２様式（第４０条関係） （略） 補償額決定通知書 （略） 記 （略） 注： この決定に係る<u>不服申立て</u>及び訴えの提起については、裏面を参照ください。 （裏面） １ この決定に不服があるときは、<u>行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）</u>の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>６０日</u>以内に書面で、防衛大臣に<u>不服申立て</u>をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>６０日</u>以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過したときは、<u>不服申立て</u>をすることができなくなります。 ２ この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この決定があったことを知った日から<u>６箇月</u>以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）、同法第１２条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日から<u>６箇月</u>以内であっても、この決定の日から１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- 駐留軍の用に供する土地等の賃借等の処理に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第７６号）（第１３条関係）

（下線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（土地等調書） 第２４条 １～４ （略） ５ 地方防衛局長等は、土地等調書の作成に立ち会わなかった所有者又は関係人から土地等調書の記載事項が真実に反している旨の異議の申出があったときは、別記第１４号様式による<u>土地等調書記載事項異議申出書</u>を提出させ、その要旨を当該土地等調書に記入しなければならない。 別記第１４号様式（第２４条関係） （略） <u>異議申出者</u> 住所 氏名 印 <u>土地等調書記載事項異議申出書</u> 平成 年 月 日 発 番 号を もって送付を受けた土地等調書中下記１のとおり 異議があるので<u>申し出る</u>。 記 （略）	（土地等調書） 第２４条 １～４ （略） ５ 地方防衛局長等は、土地等調書の作成に立ち会わなかった所有者又は関係人から土地等調書の記載事項が真実に反している旨の異議の申出があったときは、別記第１４号様式による<u>土地等調書記載事項異議申立書</u>を提出させ、その要旨を当該土地等調書に記入しなければならない。 別記第１４号様式（第２４条関係） （略） <u>異議申立者</u> 住所 氏名 印 <u>土地等調書記載事項異議申立書</u> 平成 年 月 日 発 番 号を もって送付を受けた土地等調書中下記１のとおり 異議があるので<u>申し立てる</u>。 記 （略）

- 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の実施に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第７７号）（第１４条関係）

（下線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
<u>（事件の送致の申立て）</u> 第４３条 地方防衛局長は、特措法第２２条第１項の規定による<u>申立て</u>をしようとするときは、<u>事件の送致の申立書案</u>を添付の上、地方協力局長に協議しなければならない。 ２ 地方防衛局長は、特措法<u>第２２条第５項</u>に規定する通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知の写しを地方協力局長に送付しなければならない。	<u>（異議申立て）</u> 第４３条 地方防衛局長は、特措法第２２条第１項の規定による<u>異議申立て</u>をしようとするときは、<u>異議申立書案</u>を添付の上、地方協力局長に協議しなければならない。 ２ 地方防衛局長は、特措法<u>第２２条第４項</u>に規定する通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知の写しを地方協力局長に送付しなければならない。

- 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第13条に基づく損失補償の処理に関する訓令（平成19年防衛省訓令第90号）（第15条関係）

（下線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
別記第3号様式（第5条関係） （略） 損失補償決定通知書 平成 年 月 日付けをもって申請のあった に対する損失補償について、下記のとおり決定したので通知します。 なお、この決定に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、書面で、防衛大臣に対して異議を申し出ることができます。 <u>また、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第17条の規定により、この決定があったことを知った日から6月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）、民事訴訟法（平成8年法律第109号）に規定する裁判所に増額請求の訴えを提起することができます。</u> （略）	別記第3号様式（第5条関係） （略） 損失補償決定通知書 平成 年 月 日付けをもって申請のあった に対する損失補償について、下記のとおり決定したので通知します。 なお、この決定に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>30日</u>以内に、書面で、防衛大臣に対して異議を申し出ることができます。 （略）

- 駐留軍の用に供する土地等の買収等の手続に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第９８号）（第１６条関係）

（下線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
別記第４号様式（第４条関係） 土地等売渡同意書 目下駐留軍に^{〔提供中の 提供されることが予定されている〕}私 所有の_____所在の_____平方メートル（立方メ ートル、点）については、適正な価額で買収され るときには売渡しに同意する。なお、国の都合に より買収されないときにおいても、これに対し何 らの異議の<u>申出</u>又は補償の要求はしない。 （略）	別記第４号様式（第４条関係） 土地等売渡同意書 目下駐留軍に^{〔提供中の 提供されることが予定されている〕}私所 有の_____所在の_____平方メートル（立方メート トル、点）については、適正な価額で買収されるときには売渡しに同意する。なお、国の都合により買収されないときにおいても、これに対し何らの異議の<u>申立て</u>又は補償の要求はしない。 （略）

- 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法に基づく給付金及び特定給付金の支給に関する訓令（平成19年防衛省訓令第105号）（第17条関係）
（下線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
別記第2号様式（第6条関係） （略） 給付金支給決定通知書 （略） 記 （略） 注： この決定に係る審査請求及び訴えの提起については、裏面を参照ください。 （裏面） 1 この決定に不服があるときは、<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）</u>の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に書面で、防衛大臣に<u>審査請求</u>をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、<u>審査請求</u>をすることができなくなります。 2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から<u>6月</u>以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日から<u>6月</u>以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 別記第3号様式（第6条関係） （略） 給付金却下通知書 （略）	別記第2号様式（第6条関係） （略） 給付金支給決定通知書 （略） 記 （略） 注： この決定に係る<u>不服申立て</u>及び訴えの提起については、裏面を参照ください。 （裏面） 1 この決定に不服があるときは、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）</u>の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に書面で、防衛大臣に<u>不服申立て</u>をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、<u>不服申立て</u>をすることができなくなります。 2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から<u>6箇月</u>以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日から<u>6箇月</u>以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 別記第3号様式（第6条関係） （略） 給付金却下通知書 （略）

記

(略)

注： この決定に係る審査請求及び訴えの提起については、裏面を参照ください。

(裏面)

- 1 この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に書面で、防衛大臣に審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日から6月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

記

(略)

注： この決定に係る不服申立て及び訴えの提起については、裏面を参照ください。

(裏面)

- 1 この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に書面で、防衛大臣に不服申立てをすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、不服申立てをすることができなくなります。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日から6箇月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第14条に基づく損失補償の処理に関する訓令（平成19年防衛省訓令第119号）（第18条関係）

（下線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
別記第2号様式（第5条関係） （略） 損失補償決定通知書 平成 年 月 日付をもって申請のあった に対する損失補償について、下記のとおり 決定したから通知します。 なお、この決定に不服があるときは、<u>この決定 があったことを知った日の翌日から起算して3月 以内に書面で、防衛大臣に対して審査請求をする ことができます。</u> 記 1～5 （略） 注：この決定に係る<u>審査請求</u>及び訴えの提起につ いては、裏面を参照のこと。 （裏面） 1 この決定に不服があるときは、<u>行政不服審査 法（平成26年法律第68号）の規定により、 この決定があったことを知った日の翌日から起 算して3月以内に書面で、防衛大臣に対して審 査請求をすることができます。</u>なお、この決定 があったことを知った日の翌日から起算して<u>3 月以内</u>であっても、この決定の日の翌日から起 算して1年を経過したときは、<u>審査請求</u>をする ことができません。 2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場 合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第13 9号）の規定により、この決定があったことを 知った日から<u>6月以内</u>に、国を被告として（訴 訟において国を代表する者は法務大臣）、同法 第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴 えを提起することができます。なお、この決定 があったことを知った日から<u>6月以内</u>であって も、この決定の日から1年を経過した場合には 処分の取消しの訴えを提起することができませ ん。	別記第2号様式（第5条関係） （略） 損失補償決定通知書 平成 年 月 日付をもって申請のあった に対する損失補償について、下記のとおり決 定したから通知します。 なお、この決定に不服があるときは、<u>この通知を 受けた日の翌日から起算して6.0日以内に書面で、 防衛大臣に対して異議の申立てをすることができま す。</u> 記 1～5 （略） 注：この決定に係る<u>異議の申立て</u>及び訴えの提起に ついては、裏面を参照のこと。 （裏面） 1 この決定に不服があるときは、<u>行政不服審査法 （昭和37年法律第160号）の規定により、こ の決定があったことを知った日の翌日から起算し て6.0日以内に書面で、防衛大臣に対して異議の 申立てをすることができます。</u>なお、この決定が あったことを知った日の翌日から起算して<u>6.0日 以内</u>であっても、この決定の日の翌日から起算し て1年を経過したときは、<u>異議の申立て</u>をするこ とができません。 2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合 は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号 ）の規定により、この決定があったことを知った 日から<u>6箇月以内</u>に、国を被告として（訴訟にお いて国を代表する者は法務大臣）、同法第12条 に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起す ることができます。なお、この決定があったこと を知った日から<u>6箇月以内</u>であっても、この決定 の日から1年を経過した場合には処分の取消しの 訴えを提起することができません。

- 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第15条に基づく土地の使用等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第120号）（第19条関係）

（下線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
別記第2号様式（第10条関係） （略） 損失補償決定通知書 （略） 記 1～5 （略） 注： この決定に係る<u>審査請求</u>及び訴えの提起については、裏面を参照のこと。 （裏面） 1 この決定に不服があるときは、<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）</u>の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に書面で、防衛大臣に対して<u>審査請求</u>をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、<u>審査請求</u>をすることができません。 2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から<u>6月</u>以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日から<u>6月</u>以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することはできません。	別記第2号様式（第10条関係） （略） 損失補償決定通知書 （略） 記 1～5 （略） 注： この決定に係る<u>異議の申立て</u>及び訴えの提起については、裏面を参照のこと。 （裏面） 1 この決定に不服があるときは、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）</u>の規定により、この決定があったことを知った日から起算して<u>60日</u>以内に書面で、防衛大臣に対して<u>異議の申立て</u>をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、<u>異議の申立て</u>をすることができません。 2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から<u>6箇月</u>以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日から<u>6箇月</u>以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することはできません。